



平成26年 第2回定例会

会 議 録

(平成26年2月28日～3月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 26 年
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27 日間（2 月 28 日～3 月 26 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
2 月 28 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第42号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第43号、第44号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 14 散 会
		後 1:06	1 産業厚生委員会(現地調査)
3 月 1 日 (土)	休 会		
3 月 2 日 (日)	休 会		
3 月 3 日 (月)	本会議	前 9:30	1 再 開 2 会議録署名議員の指名 3 一般質問(5名) 4 散 会
3 月 4 日 (火)	休 会	委員会	前 9:23 1 総務文教委員会
3 月 5 日 (水)	休 会	委員会	前 9:24 1 産業厚生委員会
3 月 6 日 (木)	休 会	委員会	前 9:27 1 予算特別委員会(補正)
3 月 7 日 (金)	休 会	委員会	前 9:28 1 予算特別委員会(当初)

3月 8日 (土)	休 会			
3月 9日 (日)	休 会			
3月10日 (月)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会 (当初)
3月11日 (火)	休 会	委員会	前 9:23	1 予算特別委員会 (当初)
3月12日 (水)	休 会	委員会	前 9:24 後 2:11	1 予算特別委員会 (当初) 1 議会運営委員会
3月13日 (木)	休 会			
3月14日 (金)	本会議		後 1:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第9号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第10号-第26号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第27号-第32号) 9 委員長報告 10 質疑、表決 11 議案上程(日程第33号) 12 提案理由の説明、質疑 13 議案委員会付託 14 散 会
		委員会	後 3:05	1 予算特別委員会 (補正)
3月15日 (土)	休 会			
3月16日 (日)	休 会			
3月17日 (月)	休 会			
3月18日 (火)	休 会			
3月19日 (水)	休 会			
3月20日 (木)	休 会			

3月21日(金)	休 会			
3月22日(土)	休 会			
3月23日(日)	休 会			
3月24日(月)	休 会	委員会	後 1:52	1 議会運営委員会
3月25日(火)	休 会			
3月26日(水)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第8号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成26年2月28日)

平成26年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成26年2月28日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
5	2	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
6	3	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	4	平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
8	5	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
9	6	平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
10	7	平成26年度枕崎市一般会計予算	〃
11	8	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
12	9	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
13	10	平成26年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
14	11	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
15	12	平成26年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
16	13	平成26年度枕崎市水道事業会計予算	〃
17	14	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文

18	15	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
19	16	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	17	消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について	〃
21	18	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	19	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
23	20	枕崎市陶芸館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
24	21	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	22	枕崎市子ども・子育て会議条例の制定について	〃
26	23	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
27	24	枕崎へりポートの設置及び管理に関する条例の制定について	総文
28	25	枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
29	26	枕崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	総文
30	27	枕崎市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
31	28	財産の取得について	〃
32	29	公の施設の指定管理者の指定について	産厚
33	30	市道の廃止について	〃
34	31	市道の認定について	〃
～	～		
42	39		

4 3	4 0	公平委員会委員の選任について	
4 4	4 1	人権擁護委員候補者の推薦について	
4 5		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記
寺 前 秀 紀 総務課行政係主事

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記
石 場 博 和 総務課行政係主任

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成26年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、4番今門求議員、10番島野宏之議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年11月、12月及び平成26年1月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成25年11月及び平成26年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成26年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成25年第7回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第42号までの39件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長登壇]

○神園征市長 平成26年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

所信表明につきましては、皆様のお手元に印刷物が配られていると思っておりますので、若干早口になることをお許しいただきたいと思っております。

私は、去る1月19日に行われました市長選挙において、市民の皆さんからの信任を得て、引き続き市政を預かることになりました。

さきの任期において手がけてきた事業の進捗・完成に、継続して努力を積み重ねるとともに、今回の選挙において市民の皆様から訴えてきた「枕崎の宝を活かし元気になる政策の実現」に邁進してまいりたいと考えております。

そこで、新年度の施政方針については、これまでの市政の進捗状況や成果を振り返るとともに、今任期で目指すまちづくりの主な施策を含めて申し上げます。

まず初めに、昨年末に市内16団体の参加を得て「枕崎漁港コンテナヤード整備促進協議会」を設立しました。このコンテナヤード整備は、本市の地場産業が抱える輸入加工原料の運送料負

担の軽減とともに、地場産品の輸出可能性を飛躍的に高めるものであります。枕崎漁港にコンテナヤードが整備されると、地場産業の振興はもちろんのこと、本県に進出する意向を持った企業の本市誘致にも大きな力となります。地場産業を振興し企業誘致を推し進めることにより雇用の場を確保・増大し、これまで流出が続いていた若い世代の定着を促し、本市活性化の柱にしたいと考えております。

次に、同じく昨年末に市内の各団体がともに力を合わせて立ち上げたコンカツ、昆布の昆とカツオの昆鯉、結婚活動の婚活、いわゆるコンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクトは、稚内市の協力も得て、本市特産のかつおぶしと稚内市特産の利尻昆布を融合させ、和食の基礎をなす「だしの文化」を発信することで、地場産業の振興を図ることのみならず、加えて、商工業や酒造業、観光・サービス業など、あらゆる業種に及ぶまで「昆鯉（婚活）」をテーマにさまざまな取り組みを展開するものです。同時に、このプロジェクトは、若者の結婚活動、いわゆる「婚活」の拠点もあわせて整備することで人口定着を目指しながら、さらに観光施設としての情報発信も行い、交流人口の一層の増大も目指そうとしております。本市としても、このような民間の活力を取り入れながら、ますますの地域の活性化を図ってまいります。

昨年は、枕崎駅舎の完成・オープンを初め、駅舎前広場整備の継続実施、さらには本年2月4日に行われた指宿のたまたま箱号の枕崎駅までの臨時運行など、我が市の観光の魅力を発信する事業に多くの取り組み成果が見られました。

このほか、本年9月に運転を開始する空港跡地のメガソーラー施設に隣接して南薩エアポートが設置する枕崎天文台も、本市の新たな魅力を発信する拠点になると考えており、観光振興の素材づくりが整いつつありますので、こうした取り組みを見据え、本年を「さらなる観光振興元年」と位置づけ、枕崎市観光協会との協力・連携を一層強化する中で、より広く本市の魅力を発信すると同時に、県の魅力ある観光地づくり事業による本市観光拠点の整備も引き続き要望してまいります。

さらに、地場産業及び商工業の振興に関しては、新たに地元企業・事業者の新規の雇用創出に対する助成制度を創設し、若者の定着を促す施策を展開するとともに、商工業・サービス業振興のため店舗の改装・改修時の金融機関からの借入金利への助成制度も創設したいと考えております。

農業の振興については、ことし、本市で開催される鹿児島県茶業振興大会の成功を期するとともに、本市の農産物の消費拡大に向けた運動の推進と、茶業、園芸における優良品種の導入、高品質の農畜産物を生産するための基盤整備に対する支援など、先進的農業と農産物の安全の推進に、これまで以上の取り組みを行ってまいります。

続いて、教育・福祉について申し上げます。

一昨年来、議会及び市民の皆さんに御議論をいただいております金山小学校の桜山小学校への統合については、4月から統合後のいわば新桜山小学校がスタートします。金山校区の児童の通学には不便がないように、新年度からスクールバスを運行するとともに、新桜山小学校の運営については、細心の注意を払ってまいります。また、廃校後の金山小学校の跡地利用については、地元住民の皆さんの御意見も伺いながら、新年度中にその活用方法を見出したいと考えております。

昨年、枕崎小学校の皆さんが出場した「集団行動全国大会」では、見事に全国1位の栄冠を勝ち取りました。地方の小さな学校でも、頑張れば全国1位になれるのだという、この気運を生かし、市内の各小・中学校にも広めていく施策を検討したいと考えております。

さらに、市内小・中学校の老朽化した体育館については、児童・生徒が安心して利用できるように、天井及び照明施設の落下防止改修工事を集中的に実施します。

子ども医療費助成事業の対象年齢については、市民の皆さんにお約束したとおり、中学校修了

までの拡大を新年度から実施してまいります。制度拡大に伴うシステム改修等の都合から、7月診療分からの実施になります。

小児医療体制の充実については、既に市立病院において病児・病後児保育施設の設計に取りかかっており、建設に当たっては、効率的な投資となるよう臨みたいと考えております。また、ウイルス性の流行疾病がふえる寒冷期には、稼働ができるよう進めてまいりたいと考えております。

また、平成25年度から庁内で地域包括ケアシステムの研究・検討に取り組んでまいりましたが、新年度は第6期介護保険事業計画の策定と並行して、地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関と連携を取りながら組織体制も含めて検討を進めてまいります。

さらに、乳がん検診の受診率向上を目指して市民の自己負担に対する助成を実施するなど、これまで以上に、教育・福祉の充実に力を注がなければならないと考えております。

社会基盤・生活環境の整備については、老朽化が進む公共施設や設備の計画的な改修に備え、既に庁内に枕崎市公共施設の在り方検討会を設置しており、今後、市役所庁舎の耐震診断を行うほか、各施設の役割や利用状況を踏まえた検討を行い、早急に耐震対策等の対応を図るべき施設、今後財源等の状況を見ながら対応を図る施設、さらには廃止すべき施設等の峻別を進めて対応を図ることにより、社会基盤の安全性の向上を図るとともに、市営住宅の長寿命化計画に沿って市営住宅の長寿命化工事を行うほか、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修の詳細設計や、公園施設長寿命化計画の策定も行っていかなければなりません。

消防業務については、本市の消防団活動が高く評価され、去る2月17日に本市消防団に総務大臣感謝状が贈呈されました。今後とも、消防無線のデジタル化事業など、さまざまな災害に備えた機動力のある防災・減災システムの構築にも配慮し、市民の安全・安心の向上に努めます。

南薩縦貫道の完成は、私の今任期中に完成の運びですので、快適な道路環境となるように、引き続き県への要望活動を行ってまいります。また、国道225号峯尾峠の改良については、平成25年度に鹿児島国道事務所が登坂車線設置に向けて測量設計を行っておりますが、新年度は、いよいよ事業実施に向けて取り組む予定になっております。

また、生活環境の整備については、生活環境の中の悪臭解消や汚濁された河川の水質改善などのために引き続き努力を重ねるとともに、市・事業者・関係機関並びに市民が一体となって、その取り組みを強化していかなければなりません。

ここまで、さまざまな施策の必要性について述べてまいりましたが、これらの事業を実施するためには、職員の意識改革を図りながら、職員から出された改善案・改革案を盛り込んだ第3次行財政集中改革プランを新年度に策定し、行財政改革の具体的な取り組みを着実に推進することで財源の確保を図り、さらには、議会と行政当局、そして市民の皆さんが、ともに力を合わせ、知恵を出し合って、さきに述べた施策のすべてを一日も早く実現できるよう努力を重ねていかなければなりません。

今後は、市民と行政の協働の機運を高めるために、みずから各地域の活性化を目指す自治公民館の独自活動や、その他の市民活動には積極的な助成を行っていきたいと考えております。

なお、ここまで申し上げてきた各施策の予算等については、今議会に提案した平成26年度当初予算に計上できたものに限らず、今後の議会にお諮りするものもありますので、議員の皆さんの御理解をお願いしたいと考えております。

続いて、ただいまの説明内容との重複を避け、新年度の新規事業など施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の六つの柱に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道区域外の合併処理浄化槽設置の積極的な推進や中央町及び岩崎町の公共下水道の面的整備を実施するとともに、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業の実施や、終末処理場及びポンプ場の耐震診断に取り組みま

す。

水産加工場の公共下水道接続の施設整備に対して引き続き助成を行い、下水道接続の促進に努めます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成27年度末完成を目指して、汚泥再生処理センターの建設事業を推進します。

また、関係自治体とともに、新年度から新広域ごみ処理施設建設に向けた具体的な取り組みを行います。

市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデ等不快害虫の蔓延防止と駆除については、引き続きその対策に努めます。

防災対策については、防災訓練を実施し、住民の防災、減災に対する意識向上に努めるほか、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を図ります。

花渡川水系の総合流域防災事業については、平成25年度に着手した滑川橋のかけかえ工事が新年度に完成します。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童・生徒を対象とした出前講座を開催し、被害防止策や安全確保対策の普及に努めます。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

計画的な土地利用の推進を図るため、景観法第98条第2項の規定に基づき、県から景観行政団体としての指定を受けることにより、本市特有の景観を守るための景観計画策定に関する調査・研究を進めます。

街路小江平通線のまくらざき保育園前の交差点の改良を行うための測量設計や、防災・安全交付金事業による、老朽化した路線の道路舗装補修工事、辺地対策事業による新たな山口鉄山線を含めた4路線の改良工事を実施します。また、県道打木谷白沢津線白沢地区の改良工事や、国道226号大塚地区馬追川橋の工事を実施します。

国道226号の立神通りについては、引き続き歩道のカラー舗装化に取り組みます。また、都市計画道路「立神通線」の道路改築工事については、平成27年度新規事業採択に向けて、新年度に概略設計業務委託を行います。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

地元遠洋カツオ一本釣漁船は、水産庁の漁業構造改革総合対策事業改革計画に基づく実証操業に取り組んでいますが、市は引き続きこれを支援します。

かつおぶし用原魚確保対策についても、同様に原料の安定供給やミクロネシア連邦との合弁による海外漁場確保等の実証事業を支援します。

漁港整備関係では、広域漁港特定整備事業として高度衛生管理型荷さばき所の建設に着手するとともに、水産基盤機能保全事業として引き続き水深7.5メートル岸壁等の改修を実施するほか、強い水産業づくり交付金事業として白沢津港のしゅんせつを行います。

沿岸漁業においては、資源管理型漁業の推進、水産多面的機能発揮対策支援事業を引き続き実施します。

水産加工業では、フランスでのかつおぶし生産の取り組みを支援するとともに、「ふしの日」として制定した毎月24日には、販促活動を行うなど節類の消費拡大と販路拡大に努めます。

農業については、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努め、農村地域の活性化、農地の有効利用や荒廃防止、農道、水路の保全管理の観点から、日本型直接支払制度の事業に取り組みます。

また、守るべき農地を明らかにする取り組みとして、復元困難な荒廃農地の速やかな非農地判定や、担い手への農地の集積を促進するため、農地所有者に対して意向調査を実施し、農地中間

管理機構への貸し付け希望者の掘り起こしを図ります。

農家経営の安定を図るため、安心・安全で高品質な農畜産物の生産を進めるとともに、お茶の洗浄脱水機の導入を図り、災害に強い農業を推進します。

農業生産基盤の向上に向けて、南薩畑かん施設の更新や広域農道の点検診断の推進、山口地区の農道改良を実施します。

畜産については、家畜防疫の強化と環境問題の改善を図るため、畜産農家への一層の指導強化に努めるとともに、市クリーン堆肥センターの堆肥発酵処理施設改修のほか、各畜産農家の汚水処理施設や堆肥運搬機等の整備を推進します。

商店街の活性化のため、がんばる商店街支援事業等により引き続き支援を行うとともに、商工会議所や通り会連合会等と連携して魅力ある商店街づくりに努めます。

また、緊急雇用創出事業特例基金事業を引き続き活用し、雇用創出に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、迅速な情報提供に努めます。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

保健面では、中学校区ごとに担当保健師を配置して、地域住民が主体的に健康状態を改善できるように支援する体制を築くほか、鹿児島大学と連携して、脳血管疾患の重症化予防について、調査・研究を進めます。

国民健康保険事業では、平成25年度から取り組んだ健診受診料の無料化や個別健診期間の延長を引き続き行い、市民が受診しやすい環境を整えます。また、受診結果をもとに特定保健指導を強化し、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、差額通知書を発行するとともに、医師会及び薬剤師会と協力し、市民に対する啓発を強化します。

国民健康保険の厳しい財政状況の改善を図るため、昨年3月に策定した国民健康保険財政健全化行動計画を着実に実行します。また、平成29年度には国民健康保険の運営主体が県へ移管されることから、これを見据えた健全化計画の見直しを行います。

児童福祉においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成25年度に実施したニーズ調査を踏まえ、今回新たに設置する子ども・子育て会議の意見も聞きながら、平成27年度からの5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

高齢者福祉においては、第5期老人福祉計画・介護保険事業計画に沿った事業実施の中で、平成25年度に実施した実態調査を踏まえ、「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

高齢者の自主的な健康づくりを進めるため、高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象事業を拡大するとともに、事業の定着を図ります。

障害者福祉においては、障害者計画及び障害福祉計画に沿った事業実施のもと、アンケート調査を実施して次期障害福祉計画を策定し、障害者が安心して地域で暮らせるよう努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。

義務教育においては、小中一貫教育や地元高校と連携した活動を継続して実施するとともに、教育振興基本計画に基づき、ふるさと教育の充実に努めます。

また、生涯学習の推進については積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めるとともに、郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるため、家庭・地域・学校等が一体となって体験活動の機会の提供に努めます。

スポーツの振興については、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通した明るく豊かな生活の構築に努めます。

市立図書館においては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した読み聞かせ活動の活性化や、地域の伝説をもとにした絵本づくりを行うほか、読書講演会の充実に努めるなど読書普及活

動のさらなる推進に努めます。

次に、「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

組織機構の改革では、市政情報を積極的に発信するため、ホームページ及び広報紙に関する業務の一元化を図ります。

行財政改革については、新年度に第3次行財政集中改革プランを策定するとともに、その着実な実施を目指した具体的な取り組みを積極的に進めます。

以上、施政に対する基本的な方針について述べてまいりましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下、全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会を初め市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例14件、財産の取得について1件、公の施設の指定管理者の指定について1件、市道の廃止及び認定について10件、人事案件2件の計41件であります。このうち、人事案件を除く39件について、説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,570万円を追加し、予算総額を102億9,930万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業、農業基盤整備促進事業（排水路改修工事）、用水路改修工事、滑川橋架替事業負担金、ヘリポート整備事業を追加するとともに、消防無線デジタル化整備事業を変更し、平成26年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、退職手当債及び広域漁港整備事業ほか5事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,551万5,000円を追加し、予算総額を44億2,525万7,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、療養諸費、高額療養費、保健事業費、償還金及び還付加算金の増額並びに共同事業拠出金の減額であります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金の増並びに療養給付費等交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ557万9,000円を追加し、予算総額を3億0,754万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療保険料の見込み増による後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料の増で措置いたしました。

次に、議案第4号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、予算総額を23億3,190万8,000円に

しようとするものです。

補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,031万6,000円を減額し、予算総額を6億5,912万8,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成26年度に繰り越して使用するものです。

補正の主な内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増、受益者負担金前納増に伴う報償費の増、薬品費・電気料の不用額の減、長寿命化詳細設計等の不用額の減及び公債費償還額確定に伴う利子の減であります。

以上の財源として、分担金及び負担金、繰越金の増並びに国庫支出金、繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第6号平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円、医業外収益を302万6,000円追加し、修繕引当金の戻し入れに伴い、特別利益を500万円追加し、収益的支出において、給与費の減及び経費の増に伴い、医業費用を2,896万3,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、収入を652万7,000円追加し、器械備品購入費の増及び敷地造成工事の減による建設改良費の減に伴い、支出を1,457万7,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する3,359万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第7号平成26年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、国の地方財政への対応等を踏まえながら、「人とまちの安心・健康」を目標に掲げ、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進める中で確保された財源を効果的・効率的に配分し、また直面する課題等に的確に対応するため、重点的に推進する施策に取り組んでいくこととしました。

この結果、新年度の予算総額は97億9,290万円となり、消費税率引き上げに伴う、国の低所得者や子育て世代に対する臨時的な給付措置などで、前年度当初予算額に対して1.1%の伸びとなっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、公債費は減となったものの、定年退職者の増加に伴い人件費が、また社会保障関係経費の増加に加え子ども医療費の無料化の拡大などに伴い扶助費が増となったことから、対前年度比1.7%増の61億7,581万1,000円となっています。

なお、予算総額に占める義務的経費の割合は、前年度に比べ0.4ポイント高い63.1%となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、単独事業費はヘリポート整備事業の皆減などで減となったものの、補助事業費が防災・安全交付金事業による道路整備などにより増となったほか、県営事業負担金も増となったことから、対前年度比0.2%増の5億9,061万7,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比0.0%減の30億2,647万2,000円となっていますが、その内訳は、社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等の改修などで物件費が増となったほか、各特別会計への繰出金なども増となったものの、補助費等については、消費税率引き上げに伴う、国の低

所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置が皆増した一方で、内鍋清掃センターの延命工事の終了による南薩地区衛生管理組合負担金の減少が大きかったことなどから減となっています。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず市税は、最近における景気動向などを踏まえ、対前年度比1.7%増の21億1,483万9,000円を計上しています。

地方消費税交付金は、4月からの地方消費税率の引き上げなどを踏まえ、対前年度比24.1%増の2億6,040万円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを勘案し、対前年度比2.7%減の35億4,000万円を計上しています。

国庫支出金は、消費税率引き上げに伴う低所得者や子育て世代に対する臨時的な給付措置や社会保障関係経費の増加などで、対前年度比16.0%増の13億4,727万1,000円を計上しています。

県支出金は、社会保障関係経費の増加などで、対前年度比6.2%増の6億5,054万円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域の元気臨時交付金基金などの繰り入れで、対前年度比7.5%増の3億0,089万6,000円を計上しています。

市債は、退職手当債が増となったものの、内鍋清掃センター延命改修事業やヘリポート整備事業の皆減などにより、対前年度比16.1%減の8億1,960万円を計上しており、市債への依存度は、前年度に比べ1.7ポイント低い8.4%となっています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

財源構造については、自主財源は、対前年度比3.5%増の30億0,891万6,000円で、歳入予算総額の30.7%となっています。

一方、依存財源は、対前年度比0.0%増の67億8,398万4,000円で、歳入予算総額の69.3%となっています。

また、一般財源は、対前年度比0.5%減の68億0,209万3,000円、特定財源は、対前年度比4.7%増の29億9,080万7,000円となっています。

次に、当初予算編成時における新年度末の市債残高見込み額と基金残高見込み額について申し上げますと、市債残高見込み額は101億9,962万3,000円で、前年度末残高見込み額に比べ3億3,877万1,000円減少する見込みとなっています。

また、基金残高見込み額は11億9,415万円で、前年度末残高見込み額に比べ2億5,317万4,000円減少する見込みとなっています。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第8号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は42億0,833万6,000円で、前年度当初予算に対し4.9%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金などです。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は3億1,991万2,000円で、前年度当初予算に対し7.2%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成26年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は23億5,527万1,000円で、前年度当初予算に対して3.1%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などです。

以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は7億9,872万5,000円で、前年度当初予算に対して19.0%の増となります。

主な事業としては、中央町及び岩崎町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業や終末処理場・ポンプ場の耐震診断などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第12号平成26年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,345人、外来で1万7,408人、一日平均患者数を入院で53人、外来で68人と決めました。

主な建設改良事業として、病児病後児保育施設新築事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を5億4,510万8,000円、支出額を6億9,419万4,000円とし、差し引き1億4,908万6,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を2,200万円、支出額を6,898万4,000円とし、収入額が支出額に対し不足する4,698万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第13号平成26年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を10,768戸、年間総給水量を291万3,000立方メートル、一日平均給水量を7,981立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億7,411万5,000円、支出額を4億4,818万1,000円とし、税抜き後で1,762万8,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を5,357万8,000円、支出額を2億1,960万3,000円とし、差し引き1億6,602万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第14号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、職員の育児・介護と仕事の両立支援を図るため、国家公務員に準じて、育児又は家族の介護を行う職員が早出遅出勤務を行うことができる制度を新設しようとするものです。

次の議案第15号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の厳しい財政状況を考慮し、職務の級が6級以上である職員の平成26年度における給料月額を減額するほか、平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置の廃止を行うものです。

次の議案第16号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、へい死動物処理作業手当を廃止しようとするものです。

次の議案第17号消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定につきましては、消費税法等の一部改正等に伴い、使用料関係条例について、使用料等の額を改定するほか、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第18号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の一部を改定しようとするものです。

次の議案第19号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童厚生施設の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるこ

とができることとするため、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第20号枕崎市陶芸館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、施設の利用者数の減少等を考慮し、平成26年3月31日をもって陶芸館を廃止しようとするものです。

次の議案第21号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療費助成の対象となる子供の範囲を中学校修了まで拡大しようとするものです。

次の議案第22号枕崎市子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、枕崎市子ども・子育て会議を設置しようとするものです。

次の議案第23号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第24号枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本市の航空運送及び消防防災業務の用に供するための施設として、枕崎ヘリポートを設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするものです。

次の議案第25号枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、火之神公園のキャンプ施設に係る用具の貸出し等について、利用者の減少等を考慮し廃止するため、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第26号枕崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第3次一括法による社会教育法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき国が定める基準に準じ、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものです。

次の議案第27号枕崎市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第3次一括法による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次に、議案第28号財産の取得について申し上げます。

これは、消防無線デジタル化整備に伴い、消防デジタル無線及び高機能簡易型指令台を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第29号公の施設の指定管理者の指定につきましては、片平山児童センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第30号から第39号までの市道の廃止・認定につきましては、既存の1路線を一たん廃止し、改めて9路線を市道に認定することについて、それぞれ道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時17分　休憩

午前10時26分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○8番城森史明議員　私は、議案5号（19ページに訂正に関する発言あり）と15号、25号について、質疑をしたいと思います。

まず、議案5号（19ページに訂正に関する発言あり）ですけれども、平成26年度予算において、繰入金約3億円計上されています。このうち財政調整基金が2億6,000万、昨年度は2億

5,000万計上されている。平成26年度末の財政調整基金と減債基金の予測は幾らなのか。第2次集中改革プランでの平成26年度末の目標値は幾らなのか。

議案15号について質問いたします。

給与に関する条例ということですが、どのような内容なのか。そして、給料カットにおける財政効果は、平成25年度の実績値と平成26年度の予想額は幾らなのか。

議案25号に関して質問します。

火之神公園のお客さんが減少しているから廃止するとのことですが、逆にお客さんをふやすための努力をすべきではないのか。少年の森のキャンプ施設は継続ということですが、重要度と優先順位を考えた場合、少年の森を廃止し、火之神公園は存続すべきではないのか。以上、お願いします。

○**本田親行財政課長** まず、平成26年度末の財政調整基金残高につきましては、現段階で5億5,825万円と見込んでいます。

○**立石幸徳議長** 議案5号(19ページに訂正に関する発言あり) 関係の集中改革プランとの関係は、まだ整理はついていないんですか。財政課長、それでは整理してください。

○**永留秀一総務課長** 議案第15号の給与条例の改正についての御説明をいたしたいと思います。

給与条例の改正内容についてですが、今回の改正につきましては、職員の給料のカット、それから、平成18年に給与構造改革を行った際に経過措置があったんですが、それを廃止をするという二つの内容になっております。

給与カットにつきましては、管理職のみ、6級と7級の職員についてのみ給料の3%カットを行うという内容であります。

それから、平成18年の給与構造改革の経過措置の廃止というのは、それまで給料の表が、現在より給料の級が多かったんですけども、その級を下のほうに降格をした職員については、給料の額を下げるということはないで、従前支給されていた給料月額もとの級を保障しようという、そういう18年の改正内容でありました。それを26年の4月から廃止をして、18年の構造改革で級が落とされた給料の月額、現在の額面の月額を支給しようという内容であります。

それから、影響額についてであります。まず、給料の3%カットによる平成26年度の影響額につきましては、対象職員が27名、市役所全体です、市役所全体で27名、影響額が約513万2,000円というふうになっております。

平成25年度の給料カットの影響額につきましては、平成25年度は国に準じた4.5%から10%までの大幅なカットをしていたという関係もありまして、平成25年度の給料のカットの影響額は9,472万2,000円となっております。

それから、現給保障の影響額につきましては、平成26年に廃止をするということによる影響額については、対象者が70名いるんですが、影響額は約1,261万3,000円ということになっております。

○**本田親行財政課長** 減債基金につきましては、25年度末が9,040万円で、当初予算において5万円の利息分を計上しておりますので、現時点における26年度末の残高が9,045万円となります。

また、集中改革プランとの関係でございますけれども、平成27年度までに財政調整基金と減債基金の合計で10億円を超えることを目標としておりますけれども、26年度末の目標につきましては、財政調整基金と減債基金の合計で8億6,100万円としているところでございます。

○**下山忠志水産商工課長** 議案第25号枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御質問がありましたので答弁いたします。

火之神公園のキャンプ施設に係る用具の、貸し出しについては、利用者の減少等を考慮し廃止するため、条文の整備をするものでございますけれども、これまで、テントなどの用具について管理事務所で管理し、有料で貸し出しを行ってきたところであります。

しかしながら、管理事務所を初め、用具の、施設が老朽化するとともに、施設の利用者の形態が近年、キャンプ形態が用具貸し出しから持ち込みのキャンプというふうなかたちで変化が顕著にあらわれておりまして、平成25年度では7件の利用と、平成7年度には205件でございました。こういうふうなかたちで減少しておりまして、施設の貸し出しによる利用の件数は約1割でございます。残りの9割はほとんど持ち込みの状況でございまして、キャンプ施設の開場期間中は、これまで、用具貸し出し等の管理に管理人を配置し、運営してきておりましたけれども、その経費と使用料の関係は、平成25年度で経費が26万5,000円に対して使用料は約4万6,000円となっております。総体的に検討し事業の効率性から考えますと、課題を抱えたままの状態であるというふうなかたちで、キャンプ施設の貸し出しについて廃止をするというふうなかたちで、今回お願いしているものでございます。

しかしながら、火之神公園は市民や県内外の観光客の憩いの場所として、年間4万から5万人の来場者が訪れる本市の代表的な観光施設であり、用具の持ち込みでキャンプされることなどの状況を踏まえまして、温水シャワー施設は、そのまま利用するというふうなかたちでお願いするものであります。

なお、火之神公園は年間を通じて開放しておりますので、今後もテント等の持ち込みをして公園を利用される方については、公園の管理に支障が出ないように設置条例、規則に従って使用してもらうこととなります。以上です。

○立石幸徳議長 城森議員、質疑の前にちょっと整理したいんですが、最初の質疑で議案番号第5号、基金の関係は議案番号第5号ということでお尋ねをされたんですかね。ちょっと議案番号を整理させてください。

○8番城森史明議員 すいません。日程8号ですよ、すいません、間違っていました。

○立石幸徳議長 一般会計の関係でしたら、議案第7号ということ整理してよろしいんですか。
(「はい、すいません、7号でした」と言う者あり) それでは、そういうことで訂正をいたします。

○8番城森史明議員 議案7号について質問いたします。

民主党政権からですよ、要は各自治体に対する多額の交付税が交付されてですね、その恩恵のもとに本市も順調に財政調整基金及び減債基金をですね、ふやし、先ほどあったようにですね、平成25年度末では約10億近い基金がたまったわけですよ。それで、せっかくふえてきた基金をですね、やっぱり減らして、これは昨年を引き続き、財調と減債基金は2年続けて多額の取り崩しがあるわけです。それで、取り崩さないパターンというものは検討されたのか、予算に対してですね。その約3億円の事業が縮小、なのに削減をしなければ、その3億円というものはですね、財調を崩さないというパターンはできないはずですね。その辺はどういうふうにと検討されたのか。

そして、第2次集中改革プランの設定値とは全くかけ離れているわけですよ。要は5億近い、すごいかけ離れがあるわけですね。その第2次集中改革プランは、そしたら何なのかということなんですよ。集中改革プランというのは財政改革のですね、一番の大事な指針ではないんですか。それを全く無視したかたちで、それに対してですね、存在価値がなくなっているのではないかと。何のため、そしたら改革プランを作成しているのかということですよ。

そして議案15号に関して質問したいと思います。

説明によりますと、その経過措置の廃止で1,260万の効果、それと今回の条例によるのが513万の効果だと、そう理解しました。その中でですね、非常に今、市民の感情を考えると、財政がですね、ますます苦しい中で給料カットを管理職のみに軽減するのがタイミング的にどうなのか。ある程度財政面で改善の方向性が確立できてですね、明るい光が見えたのであれば廃止も歓迎すべきだが、財政改革で明るい兆しが見えているんですか。明るい光が見えるまでは、給与カット

は望ましいことではないが、市全体で痛みを分かち合うべきではないですか。

そして議案第25号についてです。

火之神公園はさっき、課長からも話されたようにですね、木村庄之助さんもテレビで言われているように、枕崎の観光スポット、非常に大事な、最も大事な観光スポットの一つであるわけですよ。

そして、南九州市に火之神公園とよく似た観光スポットで、私、これちょっと読み方を明確に見返してないんですけど、番所鼻なのか、ばんしょばな公園になるのか、があります。最近の記事にですね、ここは最近、急激にさまざまな仕掛け、施設整備を行ってですね、「タツノオトシゴハウス」というのがあります。そこにお客さんが6万人、来られたということでマスコミが報道していました。

その番所鼻公園に比べると、火之神公園は全く整備がされていないわけですよ。遊歩道も昔のまま、あるのかないのかわからない。これはさっき言われましたけど、やはり全体の計画をですね、火之神公園の全体の計画を早急に策定して、駅舎に続くですね、駅舎までせっかく来られたお客さんを火之神公園まで、ルートをですね、それを早急に確立すべきじゃないですか。その辺はどうなっているんでしょうか。以上、質問したいと思います。

○本田親行財政課長 財政調整基金の残高の関係で申します。

平成25年度におきましては、財政調整基金の取り崩しを2億0,700万円計上しております。これにつきましては、国保財政の健全化計画に基づいて、単年度に生じた赤字については、一般会計の負担とするというような基本的な財政状況に応じて負担等も、繰り入れ等も考えていくと、これまで御説明申したところでございますけれども、今度の3月補正をお願いしてありますけれども、財源不足への対応、それから、県からの借り入れの償還、集中改革プランを設定して以降の国保の健全化計画に基づいて繰り入れを行うことにしておりますので、2億6,000万円程度、国保財政に25年度で対応することとしております。

それに対しまして、取り崩しが2億程度でするので、もし国保財政への対応が行われなかったとすれば、計画どおり、計画以上の残高になっていたと考えております。しかしながら、平成25年度末の残高は取り崩しを勘案した場合でも、財政調整基金と減債基金の25年度末残高は9億0,800万円で、目標額の8億7,100万円を3,700万円程度上回っているところでございます。

また、平成26年度の取り崩しにつきましては、国保の県への償還の繰り入れを行うとともに、現時点で普通交付税の減額が大きく見込まれております。それに対する仮置きと言ってはおかしいですけども、財政調整を行っている。

また、25年度の決算に基づく積み立ても現時点では考慮してませんので、現段階では、財政調整基金を2億6,000万円繰り入れているということでございます。

○永留秀一総務課長 平成25年度におきましては、25年の7月から国の減額措置に伴いまして、国の要請による大幅な減額、給料の減額を行ってきたわけですが、国家公務員につきましても、平成24年、25年、続いてきた減額措置が26年度には廃止をされるということになっております。

本市においても、その国の動きを受けて、どのようなかたちで給料の減額について考えるかということで、検討を行ってきたところであります。

基本的には人件費をですね、退職手当を除いた人件費、それがやはり前年の当初予算を上回らない、下回るということを考えないといけないんじゃないかと。そういったことを基本に置きまして、給与の見直しにつきましては、平成25年度にわたりの廃止も行いました。今回、26年度からは、今度の条例の提案にありますように経過措置の廃止も行おうという考えであります。

さらに、平成24年度には退職手当の見直しも行いまして、段階的に減額をしているんですが、平成26年度から退職をする定年退職者からはですね、1人当たり約400万円の退職手当の減額がされるということになります。

そういったことを総合的に勘案をしまして、前年の退職手当を除いた人件費を下回るということを中心に置いて、今回の管理職のみの3%カットということになったところでもあります。

当初予算のあらましにもですね、17ページに歳出の性質別の歳出の表があるんですが、この義務的経費の人件費で退職手当を除いた人件費は、平成25年度に比べて0.3%の減になったということで、このような給与条例の改正提案になったということでもあります。

○下山忠志水産商工課長 議員がおっしゃるように、火之神公園については、先ほどから言いますが、枕崎市の代表的な観光地と位置づけております。また我々は、観光政策については、駅舎、駅周辺を本市の観光起点と位置づけて、駅からアートストリート、あるいは観光施設を通過して火之神公園まで結ぶ周遊性の高い観光を、これから目指しているところでございます。火之神公園の整備につきましては、そういうことで必要でございますので、これまで平成22年に遊歩道、それからあずまやを県の魅力ある観光地づくり事業で整備しております。

それで今、魅力ある観光地づくり事業につきましては、平成24年度から25年、そして来年まで、駅前の整備をお願いしているところでございます。火之神公園の整備につきましても、県の魅力ある観光地づくり事業で22年に整備しましたけれども、さらに要望の調査がまいりましたので、26年に、さらに整備をお願いをして、要望しているところでございます。さらにまた、27年以降も引き続き継続して県の事業を要望してまいりたいというふうなかたちで考えております。

○8番城森史明議員 その遊歩道ですけど、遊歩道がですね、私も今度の正月行ったんですけど、何か遊歩道が全然全くきれいに整備されてなかったんですよ。そういうことで、やはり駅舎整備も大事ですし、青空美術館も大事なんですけども、やはり重要度として、やっぱり火之神公園がですね、大事と思うんですよ。だから、並行して進まないで、駅と青空美術館が終わってから火之神という考え方はですね、非常にその、せっかく新幹線効果で鹿児島島の観光が活性化してるわけですから、その辺をやって、その辺はどう考えるのか。

それとですね、議案5号ですけども、そういうことで、本当に基金を、基金が本当は私は財政指標の中では大事な、だって何か災害が起こったら、はっきり言って5億では足らんわけですよ。それで、県の県下19市の平均値が30億から40億のレベルなんですよ。全く枕崎市はレベルに達してないわけですね。

だから、その辺はやっぱり死守してする、基金残高を上げながら、死守しながら予算を編成していくということで、先ほどの質問で減債基金をなくするパターンは考えなかったかという私の質問に答えておられないので、その辺と、それと最後に市長にお尋ねしますが、市長は、平成14年度は県下の財政の旗手としてマスコミに出されたかと、私どもには自慢しておりました。今こそですね、財政の旗手としての市長の手腕を、見せどころだと思いますけども、その辺は、こういう、確かに苦しいのはわかりますよ。けども、そういう中で、やっぱり財政というのは歳出削減、それと事業の見直し、これをしなければある程度根本的には変えられない、手先のあれじゃだめだと思うんですよ。その辺が手腕の発揮どころだと思うんですけども、その辺についてどう考えておられますか。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園の整備につきましては、先ほど申しましたように平成22年度で園路工を1号から3号、延長で106メートル、それとあずまやを2基整備しております。

それで、駅と同時にすべきでないかというふうな御質問でございますけれども、平成26年度に駅前広場を整備します。25年に引き続いて整備するんですけども、26年に駅前とあわせて火之神公園のほうの整備も県に要望しているところでございます。

○神園征市長 まず、財政危機宣言を出して自慢していたという、その言い方は何ですか。自慢とか何とかじゃなくて、事実を皆さんにお伝えしただけなんです、何もやってないと言うから。そんな皮肉な取り方だけをして、質問じゃないんですよこれは、質疑ですよ。財政改革を1年や

そこらで、できるもんじゃないですよ。1年で全部、何もかも数字がうんと改善されたと。そしたらどっかに必ずひずみが出てきます。やっぱり計画性を持ってやっていかないといけない。ちゃんとやっていきますから、御心配しないでください。（「8番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 城森議員、質疑回数をもう3回やっておりますので、（「今の市長のあれに対して」と言う者あり）いや、質疑は3回までと決まっておりますので、またの機会にお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時4分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、俵積田義信議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、畠野宏之議員、茅野勲議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第43号及び第44号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第40号及び議案第41号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号公平委員会委員の選任について申し上げます。

公平委員会委員上野稔氏は、平成26年3月16日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第41号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員上木原充氏は、平成26年6月30日をもって任期が満了となりますが、その後任として古市勝志氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の2件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数

の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番沢口光広議員 1点確認したいんですけど、この南薩ブロック護憲平和フォーラム、どのような組織なのかお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 公平委員会の委員につきましては、使用者、それから労働者の代表、それと学識経験者という構成でお願いしているわけですが、上野稔氏につきましては、労働者側の立場に立った委員ということでお願いしております、南薩ブロック護憲平和フォーラムというのは、労働組合のほうでつくられている団体だというふうにかがっております。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第43号公平委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に8番城森史明議員、9番沢口光広議員、10番畠野宏之議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第44号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に11番吉松幸夫議員、12番沖園強議員、13番中原重信議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第45号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は広域連合議会議員のうち、市議会議員区分から選出の議員に2名の欠員が生じたため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員から2名の議員を選出するものです。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 立石幸徳議長 ただいまの出席議員数は、14人であります。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。
まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

- 立石幸徳議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。
次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 立石幸徳議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 立石幸徳議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に14番吉嶺周作議員、2番俵積田義信議員、3番豊留榮子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。
これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票14票、無効投票0票。
有効投票中、たてやま清隆7票、下迫田良信6票、竹田光一1票、以上のおりであります。
本日は、これをもって散会いたします。

午前11時29分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成26年3月3日)

平成26年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成26年3月3日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
	沢口 光広 議員 (28ページ～38ページ)
	豊留 榮子 議員 (38ページ～48ページ)
	城森 史明 議員 (48ページ～57ページ)
	吉嶺 周作 議員 (57ページ～63ページ)
	禰占 通男 議員 (63ページ～73ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員

12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10 番 畠 野 宏 之 議員

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	駒 水 孝 広 農委主幹兼農地係長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。2月28日、本定例会の会議録署名議員として、10番畠野宏之議員を指名いたしました。本日の本会議は欠席の届けがでされておりますので、本定例会の会議録署名議員として、9番沢口光広議員を追加して指名いたします。

これから一般質問を行います。

質問は、1番沢口光広議員、2番豊留榮子議員、3番城森史明議員、4番吉嶺周作議員、5番禰占通男議員の順に行います。

沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番沢口光広議員 皆さん、おはようございます。

3月議会、最初の質問者沢口光広です。

きょうは3月3日ひな祭り、桃の節句です。ことしは正月早々縁起がいいのか、1月に集団行動スペシャル番組、テレビを見ていたところ、枕崎小学校の子供たち40名がスピード感あふれた一糸乱れぬ隊列や円を次から次につくり、見事優勝いたしました。日本一という栄冠は、だれもがなし遂げることはできません。子供たちにとっては、今後の人生において、いい思い出になるでしょうし、大きな自信にもなったことと思います。すごい宝物を得たことと思います。

そして、1月に行われた都道府県男子駅伝大会では、桜山中学校の友生君と別府中学校の茅野君の2名が、県中学生ランナー3名の中に選ばれました。特に桜山中の友生君は中学生区間2区を走り、他府県の9名の選手を追い抜くという活躍を果たしております。そのほかにも立神小学校の子供たちが、枕崎市の特産品である電照菊づくりに取り組んだことが南日本新聞に掲載されました。

私が何を言いたいのかといえば、少子化で子供たちが少なくなった今日、枕崎の子供たちはいろんな大きな夢に向けて一生懸命頑張っており心強いですよと言いたいのです。

そのような中、今日、この議場における私たちは、5年後、10年後、さらには20年後の枕崎のまちの繁栄・発展のために、方向性を決して間違わないようにいろんな課題に全力で取り組んでいくことが大切だと思います。

私は、行政が仕事を行っていく上において、次の2点に配慮していくことが大事だと思います。

1点目は、本市の平成26年度当初予算案が発表され、一般会計総額は平成25年度比1.1%増の97億9,290万円に決まりました。本市行政は、そのお金を最大限に有効活用して、地域活性化を図っていくことが大切であります。

2点目として、歳出においては無理・無駄がないか、ブレーキをかけるところはブレーキをかけて、効率化を図り、財政4指標の改善を図っていくことも求められております。

今述べたこの2点は、表裏一体の関係にあるかもしれませんが、神園市長にお願いしたいことは、車の運転を例に挙げるならば、アクセルをいっぱい踏み込んで地域活性化を図る。そして、その一方無駄な出費に対しては、ブレーキをかけるなどして、今後4年間の枕崎市政の運営に全力で取り組んでいていただきたいと思うのです。的確なアクセル、ブレーキ、そしてハンドル操作を神園市長に期待しております。

それでは、通告書に基づき質問させていただきます。

JRのいぶたま号が初めて枕崎の地に試験運行されてきましたが、今後の運行の見通しを神園市長にお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市政運営に当たっての留意事項を教えてくださいまして、ありがとうございます。

私が、この財政問題で職員に訴えたのは、入るを量りて出ざるを制すると。そのことを忘れずに頑張ろうということでございましたので、アクセルを踏みっ放し、あるいはブレーキをしょっちゅう踏んでいるということではなくてですね、そういったことを根本において運営をしていきたいと思っております。

それから、JRのいぶたま号の問題ですが、御存じのように、先般枕崎まで運行をされました。しかし、詳しく聞いてみますと、その後の運行については、まだ具体的な検討はなされていないようであります。

○9番沢口光広議員 先日のちょっと新聞読んだところ、何か次回は4月ごろにまた運行されるようなことを、私の記憶に間違いがなければですね。またいずれ、いぶたま号がまた枕崎の地に来るようなこともあるかもしれませんが、次にもし来るときがあれば、次の3点をお願いしたいと思っております。

次に枕崎に来るときは、枕崎乙女太鼓、またLCLのダンス、これで迎え入れたら歓迎ムードがさらに高まるのではないのでしょうか。

2点目、次回来るときがあれば、広報を早めに行い、一般市民多数もいぶたま号に乗れるようにしていただきたいと思っております。

そして3点目、指宿市、南九州市と緊密な連絡を取り合って、JR期成会に対して一刻も早くいぶたま号が枕崎駅まで定期的に運行されるように、申し入れを強くしていただきたいと思っております。

このことは要望しておきます。

続いて、多くの観光客を枕崎の地に呼び寄せるために、今後どのような施策を考えているのか、当局の見解を伺います。

○下山忠志水産商工課長 御承知のように昨年4月に駅舎が完成し、現在、県の魅力ある観光地づくり事業で周辺整備を行っているところであります。

今後の観光施策につきましては、駅舎及び駅周辺を本市の観光起点として位置づけ、駅からアートストリートを活用したまち歩き、さらにお魚センター、かつお公社、明治蔵、火之神公園へ結ぶ周遊性の高い観光について、観光協会やボランティアガイドを含め拡充を行い、観光商品として情報発信することを考えております。

加えて、空港跡地へ整備される枕崎天文台についても、本市の新たな魅力を発信する観光スポットの活用も考えられ、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えます。

また、稚内市と出雲市の協力を得て官民一体となって取り組むコンカツプロジェクトについても、和食の基礎をなすだし文化の発信など、地場産業の振興はもちろん、観光、サービス業を初め、あらゆる業種で取り組み、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えます。

さらに、観光資源の整備については、引き続き魅力ある観光地づくり事業に要望して進めてまいりたいと考えております。

○9番沢口光広議員 最近、お魚センター、お魚センターのあたり、すごい車が多いんですよ、駐車。知っているのであれば、昨年と一昨年、枕崎に訪れた観光客は何名だったのか、また最近、お魚センター、何名ぐらい来ているのか、わかっているのであれば教えていただけませんか。

○下山忠志水産商工課長 本市の入り込み客数の推移につきましては、暦年で当局は整理しておりますけれども、平成23年が約62万7,000人、平成24年は約64万1,000人、平成25年度は約68万3,000人と年々増加している状況にあります。

それと、お魚センターでございますが、お魚センターの入り込み客につきましては、平成23年が27万7,000人、24年が27万5,000人、平成25年度27万4,000人、横ばいの推移をしているところでございます。

○9 番沢口光広議員 昨年枕崎駅舎もできて、今後ますます駅前広場等も改善されていく、そのような中、火之神公園の整備等も進んでいくかと思うんですけど、枕崎に訪れた観光客は年々ふえつつあると。もっともっとふやしていくためにはですね、今後どのような施策をしていけばいいかと考えた場合、市長、副市長も行かれたんか知りませんが、いま一度、長崎鼻、番所鼻、西大山駅、釜蓋神社、指宿駅前を視察していただければ、答えがそれなりに浮かんでくるかと思えます。ぜひもう一度足を運んで、奥様と一緒にでもいいですから休みの日に行ってみたら、それなりのヒントが浮かんでくると思います。枕崎で観光客を呼び込むためなら、やっぱり火之神公園の整備促進は絶対条件であるかと思うんです。西大山駅とか釜蓋神社、行ったらわかるかと思うんですけど、火之神公園は日本でも有数の絶景になる風景だと思いますので、自信を持ってですね、火之神公園を活発化していけば、大勢の観光客が来るということを私は確信しております。そのような意味においてですね、火之神公園を今後どのように整備していく予定でいるのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 本会議初日でも申し上げましたとおり、今現在、平成25年度で駅前広場の整備いたしております。

平成26年度につきましては、駅前広場とあわせて火之神公園の整備を県の魅力ある観光地づくり事業に要望しているところをごさいますて、平成26年度には計画を策定していきたいというふうな予定でおります。

○9 番沢口光広議員 私は、将来的には火之神公園横に南国情緒豊かなフラワーパークをつくり、火之神神社を建立し、そして、今、港に設置されている白い人魚、私は芸術作品だと思ってるんですけど、人によってはエロチックな作品だという方もいるんですけど、あの白い人魚は、もともと枕崎駅の噴水の中にあっただすかね。あれを火之神公園のほうに持って行ってもらいたいなというのが、私の個人的要望なんですよ。

それと原耕先生の銅像、これも火之神公園の一番見晴らしのいいところに移転させ、そして夏休み期間中だけでも火之神公園行きのバスを数本走らせる。

そして、枕崎の火之神にキャンプ場があることもPRする。これは大事なことだと思うんです。一昨年の夏ですね、県内のキャンプ場の紹介の一覧表が、たしか載ったんです。そのとき、火之神公園のキャンプ場が載ってないんですよ。だから、火之神公園に立派なキャンプ場があるよと、こういうのも、ことしの夏はPRして行ってもらいたいなと思います。

その一方、枕崎駅ではJR最南端の終着駅・始発駅の記念切符の発売を行い、現在整備中の駅前広場は、火之神太鼓やフラダンス、歌やギターを弾けるための屋外ステージをつくり、市民に開放していただきたいなと思います。

そして、先ほど水産課長もおっしゃいましたけど、枕崎市内の観光ルートの定着化を図る。駅、枕崎の港、地場センター、お魚センター、明治蔵、火之神公園、戦艦大和の慰霊碑、それと忘れてならないのは、いで小屋。地元の人にはわからないかもしれないけど、私、一度駅に行ってですね、北海道と横浜に住んでる方が、火之神公園に行きたいけどバスがない、タクシーでも時間、お金もかかるということで、車に乗せて御案内して、あるいで小屋さんを紹介したんですよ。北海道と横浜の人が一番感動したのが、いで小屋。いで小屋で、まきでですね、カツオのいぶすあれを見て、わあすごいと、神秘的だということで、すごい感動しておられました。だからやっぱり、いで小屋さんも一つのお店だけでは負担が大きいでしょうから、それなりにそういう観光ルートの一つと考えてでもいいんじゃないかなと個人的に思っております。

そして一番大事なこと、観光客を呼び寄せるために一番大事なことは、今、一生懸命枕崎市、私も感心するぐらいいつも褒めてるんですけど、広報媒体の活用、これもどこのあれもですけど、広報媒体の活用、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、旅の本、これを今後ともですね、今後とも積極的に、私は活用してないとは言いませんよ、もっともっと活用してですね、全国の観

光客を、この枕崎の地に呼び寄せてほしいなと思っております。

続いて、今後どのような施策をすれば交流人口がふえると思っているのか伺います。

○下山忠志水産商工課長 交流人口の増加は、産業振興や地域活性化を図るためにも重要な要素の一つであり、本市において基幹産業である水産業や水産加工業及び農業はもちろん、集客の効果が見込まれる観光業を融合させることが必要であると考えております。そのためには、観光資源の発掘や整備はもちろん、市民協働、民間活力、広域連携をキーワードに体験型観光や着地型観光など、官民一体となった観光振興策を展開することが肝要になってくると考えています。

また、先ほども答弁いたしました、稚内市と出雲市の協力を得て、官民一体であらゆる業種で新たにに取り組むコンカツプロジェクトなど、交流人口の増加が期待されるソフト事業や、あわせて南薩地域4市で構成する薩摩半島南部広域観光実行委員会、それと薩摩半島西部地域5市で構成する薩摩半島観光振興協議会の事業等を活用し、薩摩半島の広域的な観光資源を利用することなど、観光交流人口の増加に向けた取り組みも必要であると考えています。

○9番沢口光広議員 指宿市、指宿市は菜の花マラソン、これ、大体約1万人、それから菜の花マーチウオーキング、これも何かことし5,000人ぐらいが参加されたということです。また、薩摩川内市や南さつま市など、サッカーや女子バレーボール、野球など、積極的にスポーツ誘致を図っております。

この枕崎においては、福岡工業大学の野球部、また同じく吹奏楽団が、毎年、遠征に来てくれております。市長であれば、市長さん御存じかと思うんですけど、60歳以上の方であればですね、昔、僕らが小学校時代、市長はひょっとしたら中学1年生ぐらいだったんかもしれないけど、あのプロ野球セ・リーグの大洋ホエールズ、これが枕崎の塩浜グラウンドで2年ほど、私の記憶に間違いなければ2年ほどキャンプを張ったことがあるんです。

私が何を言いたいのかといえば、高校、大学、社会人、さらにはプロの野球部、また陸上部、サッカー部、ラグビー部など、50人から100人の集団が枕崎でキャンプ・合宿などを張っていただければ、多額の経済効果が生まれると思うんです。そのような意味において、私たち一人一人は今後、友人知人等を介して、東京、大阪など大都會の企業や大学などの運動部や文化部など、枕崎の地にキャンプを張るように、張らすようにPRマンに徹していく必要があるかと思えます。

現在、大阪、神戸、広島などからも体験農業、体験漁業等で枕崎の地に来ております。また、教育委員会のほうもですね、そういうあれで、県外の小学校、中学校、高校生、これを体験農業、体験漁業で枕崎の地に来さすように努力、鋭意努力をお願いいたします。

そして、私が一番思うに、一番大事なことはですね、行政、観光協会、ホテル業界、タクシー会社、飲食店、お土産屋など、多種多様のこの業者・業種が一致団結、一枚岩、いわゆるオール枕崎にならなければ、この最南端の地、枕崎には来てくれないと思うんです。そのような意味においてですね、頑張っていたいただきたいなと思えます。

昨日、同僚の吉嶺議員に聞いたところ、吉嶺議員がいいことを言いました。枕崎は海に恵まれてる、漁業のまちやと。枕崎に魚釣り大会、枕崎でスポーツ新聞社とか、新聞社、ここら辺と、枕崎の釣り具店ですか、そういう魚釣りに興味のある人なんか、一致団結して魚釣り大会を1年に1回ぐらいやるのもいいのと違うのかなと言いました。私も、そうやなと思いました。これも今後の参考にしていただければと思います。

それとですね、金山小学校廃校後、空き教室にですね、冷蔵庫、テレビ、自炊道具、布団等を完備して合宿所というか、そういう施設に一部屋でも二部屋でもしていただければなと思えます。

そして、この観光客の誘致は枕崎市1市だけじゃ難しい。今後将来的には、指宿、南九州、南さつま市、それと知覧にある南薩観光バスですか、ここら辺と連携を図りですね、この南薩摩半島の周遊バスのやっぱり定着化を図ることが、最終的理想につながっていくんじゃないかなと思っております。私は一度、知覧の南薩観光の社長、菊永さんとお会いしたんですけど、菊永

さんもやっぱり同様の、こうして私も知覧の男だと、もうそれが最終的な私の理想ですと、私もそのときには、4市か5市が連携するのであれば、菊永さんのほうも全面協力しますよということ、そういうお話を聞いたことがあります。だから、今後そういうふうにしてこの南薩摩半島をですね、周遊性の高い、そういった観光客もいっぱい来てくれるかと思しますので、最終的には、そこまでやっぱり考えておく必要があるかと思えます。

続いて、行財政改革等について質問いたします。

本市の一般会計市債残高及び特別会計、企業会計の借入残高の過去3カ年の推移は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 まず、一般会計における平成22年度から平成24年度までの過去3カ年度の市債残高の推移について申し上げます。

平成22年度末の市債残高は118億4,253万9,000円、平成23年度末の市債残高113億8,936万9,000円、平成24年度末の市債残高109億9,424万2,000円と推移しています。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県広域化等支援基金貸付金の借入残高が、平成22年度から平成24年度末まで2億5,000万円であります。

○依積田寿博下水道課長 公共下水道事業特別会計の22年度から24年度までの3カ年の事業債残高につきましては、平成22年度末が41億6,713万8,000円、平成23年度末が40億4,948万7,000円、平成24年度末が39億3,885万7,000円となっております。

○園田勝美市立病院副管理者 病院事業会計の過去3カ年の企業債年度末借入残高につきましては、平成22年度末が3億3,265万7,000円、23年度末が6億0,047万3,000円、24年度末が6億3,409万5,000円となっております。

○迫野豪水道課長 水道事業会計につきましては、平成22年度末が22億0,839万9,000円、23年度末が21億1,881万7,000円、24年度末が20億7,881万9,000円でございます。以上です。

○9番沢口光広議員 今、各課の課長のお話を聞いて、努力しているなどということは十分わかっております。今後とも頑張ってくださいなと思えます。というのは、昭和の時代、それから平成の初め、無計画でですね、箱物等をつくり過ぎたというか、今後の、私も冒頭のあいさつで言ったんですけども、我々は、5年後、10年後、20年後を見た行政を行っていく必要がある。だから今こうして、我々というんですか、市長を初め、市役所の皆さん一生懸命頑張っております。昔の、ごめんなさいですけど、やっぱり計画的に取り組んでこなかったツケをですね、今、我々はこうして処理しつつあると思うんですが、そのような中、活性化を図っていく、大変な時期に、私らこうして市長とか議員になったわけなんですけど、今後ともですね、改善に努めていただきたいと思いますと思っております。

ところで、現在、当初予算が計上されておりますが、ことしの歳入・歳出予算計画等から、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率等は、ことしどれくらい改善できると予測しているのかお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 まず、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率といった主要財政指標の改善につきましては、平成24年5月に設定した改善目標の達成に向けて、平成26年度の予算編成においても改善に向けた取り組みを行ったところでございます。

お尋ねの平成26年度の予算編成における各比率の改善についてですが、これらの比率につきましては、一般会計のみならず、特別会計や企業会計、一部事務組合、さらには土地開発公社や第三セクターの決算数値などを用いて求めることから、平成25年度の一般会計の会計期間も終了していない中で、平成26年度の比率の状況を具体的に推計することは非常に困難なことから、予算編成時点において見込まれる各比率の傾向について申したいと思えます。

まず、経常収支比率について申し上げますと、平成26年度当初予算編成に当たっては経常経費の削減に努めたものの、比率を求める分子となる経常経費充当一般財源の中心となる義務的経費が、

平成25年度当初予算との比較において公債費は減となっているものの、定年退職者の増加に伴い人件費が、扶助費についても、社会保障関係経費の増加などで増となっています。また、比率を求める分母となる経常一般財源収入額についても、普通交付税の減などにより減少が見込まれることから、引き続き高い水準で推移するとともに、比率の上昇も懸念されるところであります。

実質公債費比率については、普通交付税の減などで比率を求める分母の基礎となる標準財政規模の減少の影響を受けることが見込まれますが、これまで公債費の管理を適正に行ってきたことなどから、平成25年度当初予算との比較においても公債費は減となっており、引き続き比率の改善が図られていくものと見込んでおります。

将来負担比率については、市債残高の減などで将来負担額そのものは減少が見込まれるところです。しかしながら、将来負担額から控除される基金残高が国保財政への対応や普通交付税の減などにより、これまで充実を図ってきた財政調整基金の取り崩しなどで大きく減少する見込みとなっています。また、実質公債費比率と同様に標準財政規模の減少の影響を受けることが見込まれることなどから、引き続き高い水準で推移するとともに、比率の上昇も懸念されるところでございます。

○9 番沢口光広議員 一昨年から昨年にかけて、行財政改革調査特別委員会が延べ13回行われました。私個人としては、実に有意義であったと思っております。市長、副市長、各課長にあらわれては、その結果報告書をいま一度読んでいただき、現在取り組んでいる仕事に生かしていただきたいと思います。財政4指標の改善にスピードアップを図っていただきたいと思うんです。そのためにも、今、財政課長が説明あったように、私も専門的なことはわかりません。分母と分子、これをきっちり毎日1回は分母・分子を読んで、それをやっぱり予算計画等実践していただきたいと思いますと思っております。

続いて、地域の元気臨時交付金の各自治体配分が決定されましたが、本市と阿久根市は同じ港町であり、同じ人口規模なのに、枕崎市には1億0,839万5,000円、阿久根市には7億0,408万円の配分があり、約6億円近いという大きな金額の差が生じておりますが、その理由をお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 まず、地域の元気臨時交付金については、平成24年度の国の経済対策で追加された公共投資の地方負担が大規模であったことから、地方の資金調達に配慮した特別の措置として創設されたものです。したがって、これまでの経済対策に係る交付金の配分が各団体の人口を基礎に交付されたのとは基本的に異なり、各団体が実施する追加の公共工事に応じて交付されたところでございます。

平成24年度の国の緊急経済対策への各市の対応状況について、便宜的に財政指標等を求める場合の分母としてよく用いられず標準財政規模を使って比較してみると、阿久根市の対応が19市の中でも突出していることがわかります。このことにつきまして、阿久根市においては、水道事業について上水道事業のほか簡易水道事業についても、過去に市内の各地域が運営していた事業を市において再編し、年次的に整備を進めながら実施しているとのことです。平成24年度に国が打ち出した緊急経済対策においては、簡易水道再編推進事業の追加がなされており、阿久根市においては、これまでの整備計画を前倒ししての実施が可能であったことなどが、地域の元気臨時交付金の交付が大きかったことの要因であるとのことであります。

なお、本市の平成24年度の国の経済対策への対応については、経済対策と財政に与える影響の双方を考えながら、俵積田住宅の建てかえのほか、2億円を超える対応を行っています。また、先ほど申しました標準財政規模を用いた19市の比較においては12位と、極端に少ない対応ではなかったものと考えております。

○9 番沢口光広議員 今、お話聞いて少しはわかったんですけど、阿久根市は元気臨時交付金獲得のためにどういう体制で、どのような要望をしてみたのか定かではありませんが、この6億

円の差は余りにも大き過ぎます。6億円あれば、それ相応の公共事業等に充てることができたと思うんですよ。だめもとでもいいから、元気臨時交付金を得るために多くの要望、請求をしてほしかったと、私は個人的には思っております。（「財政課長」と言う者あり）ちょっと待ってくださいね。私は専門家でないのだからわかりませんが、このような公金獲得のためには、県庁の主管課、他市町村の仕事を同じくしている課長との良好な人間関係の保持、意思の疎通に努めて、交付金獲得のための要求方法等を話し合うことが大切だと思うんです。仕事はひとりよがりでは成長がなく、だめだと言いたいのです。ほかの市の仕事を同じくする各課の課長との関係は、ライバル関係ではありません。ギブ・アンド・テークの関係でなければならないんです。そうすればお互いが情報交換ができ、お互いの仕事の能率も上がり、大きな大きな成果を得ることができると思うんです。

○本田親行財政課長 地域の元気臨時交付金については、議員がおっしゃられるように要望活動等を行って得たものではございません。

繰り返しになりますけども、阿久根市においては、水道事業について、簡易水道事業計画に沿って進めていたところですけども、この緊急経済対策で簡易水道事業、水道事業と異なり体制が脆弱であることから、国の補助事業として活用できるところでございまして、その計画を立てて年次的に実施していたところ、表現がどうかはわかりませんが、たまたまというかタイミングよくと申しますか、国の経済対策に乗かって事業を前倒ししたところ、その地方負担額に対応して交付される臨時交付金の交付が大きかったということでございます。

○9番沢口光広議員 私、厳しい言い方かもしれませんが、市長、副市長にあらわれては、今後ですね、このような交付金のこの要望等があれば、審査に、厳しい審査をしていって、もうこじつけでもいいから、私思うんですよ、だめもとでいいじゃないですか。これはちょっと、この交付金の項目じゃないと言われてもいいから、少々こじつけてでもこうして交付金獲得に全力を尽くしていただきたいと思います。ちょっと私は無知でですね、ちょっと後からまた指摘を受けるかもしれませんが、とにかく枕崎のまちに、交付金、お金を持ってくるように鋭意努力していただきたいと思います。思っております。

続いて、本市は過疎債適用地域に指定される見通しであります。このことを市長はどのように受けとめ、過疎債を今後どのように活用していく予定でおられるのか伺いたします。

○神園征市長 これまで、枕崎市は過疎地域指定の要件に近い状況でありながら、過疎市町村が受けている国からの財政支援を受けられないという厳しい条件の中で、自力で努力を行ってまいりました。

今回の過疎地域指定について、非常に残念だという声が市民の間からも聞かれたし、あるいは、その他のところからそういうふう聞こえたんですが、いわゆるこれまであった要件のところ枕崎市の状況が落ち込んだということではなくてですね、御存じのように、議員立法で新しく要件をもうちょっとつけ加えようという、そこにはまったというだけのことでありますから、議員は御存じのようですけども、過疎債の対象になるということでもありますので、そういったどういふものに過疎債をあてはめるかどうかについては、庁内のほうでも十分検討して、そして、けさの課長会でも早速、企画のほうから、そういった検討に当たっての留意事項、そういったものを全課長に渡してあります。これから慎重に検討をしていってですね、有効に過疎債は使える場面では使うというふうに思っております。

○9番沢口光広議員 私は、市長が説明あったように、私もですね、市町村合併しなかった枕崎市、垂水市、西之表、宮崎県串間市など、合併特例債を全然もらえずに、もう何かこのすき間、ビルの谷間のとかすき間とか、エアポケットに入ったような状況で、こういった市町村合併しなかったまちが一致団結してですね、国や県に、枕崎など単独で頑張っているよと、そういう市に逆に交付金を充てるべきじゃないかと、請求していくべきだなと思っていたやさきに、

過疎債適用地域に指定されたと。悲しいといえば悲しい。ただし、私はね、経済面では喜んでいいと思うんです。私もインターネットで過疎債の適用、いろんな種類が載ってますよね、たくさんありますよね。今、市長がおっしゃったように、この過疎債を枕崎にどのようにしたら有効活用を図っていられるのか、前向きに吟味検討して有効活用を図っていただきたいなと思っております。あわせて辺地債のほうもそうですね。そして、この枕崎のまちをですね、過疎債を利用して復活再生させていこうじゃないかと思っております。期待しておりますので、市長、各課長、この過疎債適用を真剣に検討していただきたいなと思っております。

○神園信二企画調整課長 ただいま市長のほうも冒頭、御答弁されましたけれども、過疎債の活用につきましては、これはあくまでも借金でございますので、過疎債の活用につきましては、財政規律の厳守を肝に銘じること、それと事業実施の必要性、事業内容の妥当性等を慎重に庁内で検討した上で財政運営にも配慮した活用ということで、先ほど市長のほうから、活用すべきところには活用されたいというふうな考え方をされているところでございます。

○9番沢口光広議員 ことし、何名の市職員が退職するのか。その支払う退職金総額は幾らなのか。

また、新規採用者は何名ぐらいを予定してるのかお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 ことし3月末に退職する職員数は定年退職者5名、中途退職者1名の合計6名で、退職手当の総額は補正予算のほうに掲げてありますが、1億2,374万4,000円となっております。

新規採用者数につきましては、4名の新規採用者を予定しております。

○9番沢口光広議員 本市は、県市町村職員の退職手当の組合には加入しておりません。やっぱり、組合にはやっぱり加入していたほうが安心して仕事に専念できるかとも思うんですけど、鹿児島県市町村職員の退職手当組合に加入していない市は、何市あるのかお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入していない団体は、本市のほかに、鹿児島市、西之表市、垂水市で、県内で4市が加入をしていない状況であります。

○9番沢口光広議員 こうしてね、合併しなかった枕崎市、今も西之表、垂水市、本当に合併しなかった後遺症というか、これは今後ですね、退職手当組合に加入するめどはいつごろなのか、もしわかっているのであれば。

というのは私、一昨年、県庁のほうに行って聞いてみたんですよ。この組合に加入するにはどうしたらいいんかと。そうしたら持参金ゼロでもいいんですよということだったんですけど、ただし、その中でも今後10年間の見通しというんですか、そういう計算方法があるというのはわかっているんですけど、今後どうですかね、本市が退職組合に加入する時期というんか、どのような状況のとき、いつごろ加入するのか、そのめどがわかっているのであれば教えていただけませんか。

○永留秀一総務課長 鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入をするということで、メリットとしましては、加入することで退職手当を支払う額が変わりがあるわけではありません。各年にばらつきがなく、平均的に退職手当を支払うことができると、年度のばらつきをなくすという、そういうことのメリットがあるわけです。そういうことで、これまでも議会でも御説明をしましてありますが、この退職手当制度の加入については、加入の時期を、いつが一番いいタイミングなのかというその時期を探ってきているところであります。

平成25年、26年の時期も検討をしたんですが、その時期に入るとしたら、負担金のほうが、実際に支払う退職手当よりかなりの額が大きくなるということで、平成27年度からの加入が一番いいのではないかとということで検討をしてきたということは、今までも議会で説明をしているところであります。

今年度につきましては、今年度中にですね、平成27年度からの加入に向けて具体的手続を行

いまして、27年度から加入をして、26年度中に手続を行って27年度から加入をしていきたいというふうに考えているところであります。

○9番沢口光広議員 話は変わり、近年、鹿児島県及び南さつま市など、土地開発公社の解散傾向にあることが新聞等で報道されております。本市は、土地開発公社の解散は検討していないのかお尋ねいたします。

○福元新財政課参事 本市の土地開発公社の解散につきましては、以前から一般質問などで説明してきたとおりで繰り返しになりますが答弁いたします。

土地開発公社の健全化につきましては、平成24年3月で提出しました土地開発公社経営健全化新計画方針資料に基づき、現在、健全化を実施しているところです。

内容としましては、現在、臨空工業団地の売却について、公社の経営健全化を平成24年度から平成28年度までの5カ年計画において図っており、平成23年度末の標準財政規模における平成23年度末の簿価割合5.1%を平成28年度末において簿価割合を2.1%まで縮減するよう目標を立てているところであり、借入金で申しますと、平成23年度末の借入金3億5,060万円を、平成28年度末においては1億4,000万円まで縮減する予定であります。

また、例として、本市への進出予定企業から、市による用地買収、用地取得及び造成工事の要請があった場合、迅速に対応しなければならないことなどから、当面引き続き必要であると考えております。

なお、県内各市における状況につきましては、財団法人の奄美市を除いて既に解散している市は、伊佐市、鹿屋市、西之表市の3市です。また、25年度中において解散した市は、出水市、南九州市、南さつま市の3市です。本市を含めた残り12市は、引き続き存続する予定であります。

○9番沢口光広議員 以前、企業誘致話がありましたが、その後どうなったのか、現在、企業誘致話はあるのかお尋ねいたします。

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○9番沢口光広議員 時間もあまりないんですけど、続いて、国民健康保険について質問いたします。

年金受給者たちから国民健康保険税があまりにも高く、生活するのに大変苦しいという相談を受けますが、本市の国民健康保険の加入世帯数及び加入者数は幾らか。

なお、本市の国保税の滞納者は何名で、その合計金額は幾らかお尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 本年1月末日現在の国民健康保険加入世帯数は4,351世帯で、被保険者数は7,276人となっております。

○山口英雄税務課長 平成24年度決算におけます国保税の滞納者数は584人で、滞納金額は1億0,061万0,901円というふうになっております。

○9番沢口光広議員 現在の特定健診率及びジェネリック薬品利用状況は、どのような状況であるのかお尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 本年度の特定健診の受診率目標は45%であります。昨年12月末時点で43.9%となっており、目標は達成できる見込みでございます。

また、ジェネリック医薬品の利用割合につきましては、昨年12月診療分で51.2%となっております。

○9番沢口光広議員 現時点において、本市の国保財政はどのような状況になっているのか、またことしも国民健康保険税を上げざるを得ない状況なのかお尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 本議会に国民健康保険特別会計の補正予算もお願いしてありますが、1人当たり医療費が被保険者の高齢化に伴って増加する傾向にあり、療養諸費の多額の補正が必要となっております。また、平成24年度療養給付費等負担金の精算返納金も多額となったことから、平成25年度単年度の財源不足額の見込み額が1億8,535万4,000円となったところです。そのため、国民健康保険財政健全化行動計画に基づきまして、同額を一般会計から繰り入れて、平成25年度単年度の財源不足は解消することといたしました。

しかしながら、平成24年度までの財源不足額、約2億6,500万円の解消はできておりません。これにつきましては、平成29年度から国保事業が県へ移管されることから、現在の財政健全化行動計画を平成28年度までの計画期間として、同計画を見直していきます。見直しの作業の中で、国民健康保険税の改定についても関係課で協議を行いまして、一般会計からの繰り入れを含めて財源不足額の解消を行いたいと思っております。

○9番沢口光広議員 時間がないので、この3番、4番を続けていきます。

国保会計の赤字解消に当たって、具体的な解決方針・計画を伺いたい。

また、国保運営を鹿児島県が一括して運用するようになることに向けて、本市の国保会計はどういうことを準備しておかねばならないと思うのか伺います。

○白澤芳輝健康課長 昨年3月に策定いたしました枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画は、あくまでも過去の実績をもとに推計した被保険者数や保険給付費などの数値で構成されていることから、毎年度計画した数値と実績との比較を行いまして、その乖離が大きい場合は、計画の変更も行っていくということをごさいます。また、その当時の計画には、国の制度改正が盛り込まれていないことから、社会保障制度改革や法令の改正に対応する計画の見直しも生じてくると考えております。

先ほども答弁いたしましたけれども、平成25年度の単年度財源不足につきましては、一般会計からの繰入金で措置いたしましたけれども、平成24年度までの財源不足額、約2億6,500万円の解消ができておりません。この解消策につきましては、現在の計画期間を平成28年度までに延長した上で、副市長を委員長とする市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会で見直しを行いまして、本年6月議会までには、その計画を示したいと思えます。

また、県への移管に伴いまして必要な準備ということをごさいますけれども、政府は平成29年度までに必要な措置を講ずることとしておりまして、平成27年に開会される通常国会に法律案を提案することを目指すものとされているところをごさいます。その中で、市町村が果たすべき役割も示されるものと思えます。本市国民健康保険財政の財源不足の解消については、運営が鹿児島県に移管されるまでには、解決していかなければいけないものと思っております。

○9番沢口光広議員 県立火之神公園の立派な松が松くい虫で相当数枯れております。当局は何本ぐらい枯れているのか実態把握しているのか。また、緊急に松くい虫の被害拡大防止に努める必要があると思うが、今後どのように対処していく予定かお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園の松くい虫防除につきましては、これまで航空機による薬剤散布防除や樹幹注入、地上薬剤噴霧防除など実施してきましたが、直近では、平成23年度に地上薬剤噴霧防除を行い、平成24年度には、公園内の市有地内の健全な松69本に樹幹注入の防除を行いました。平成25年度には、9月と2月初めに被害状況の調査を実施し、その結果、市有地内が43本、私有地内が36本で合計79本の被害となっております。現在、県の地域振興事業により2月25日より伐倒駆除を開始いたしております。また、国有林につきましては国の管理になりますが、森林管理所に確認したところ、被害状況は133本であるとうかがっておりまして、処理については、同様に伐倒駆除を実施するとうかがっております。

また、松くい虫の今後の被害防止対策につきましては、林野庁が示している被害の蔓延防止策は、航空機による薬剤防除散布、樹幹注入、地上薬剤噴霧防除などの薬剤による防除や、被害松

の伐倒駆除による的確な防除とされておりますが、先ほども答弁しましたように、本市では、これまでさまざまな防除を行ってきました。今後も状況を注視しながら、蔓延防止に努めていきたいと思っております。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分　休憩

午前10時41分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員　登壇]

○3番豊留榮子議員　皆さん、こんにちは。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

この4月から消費税増税を大きな柱にした2014年度の政府予算案が自民・公明などの賛成多数で、衆議院本会議で可決されました。そして今、参議院に送付されました。

消費税増税で8兆円、そして、社会保障改悪を含めると10兆円もの空前の負担増が国民を襲う予算にもかかわらず、あまりにも強引なスピード審議でした。

この14年度予算案では、社会保障費の伸び率は予算全体の伸びを下回りました。高齢化などによる自然にふえる分すら賄うことができなくなっています。その結果、年金や児童扶養手当、生活保護費などを13年度に続き大幅にカットする方針が次々と盛り込まれました。

歴代の政権が見送ってきた、この70から74歳の医療費窓口負担のこれは2割ですね、2割への段階的な引き上げも高齢者の生活を無視したやり方です。高齢者やひとり親家庭、そして生活保護世帯などは安倍内閣の経済政策、アベノミクスなどによる生活必需品の高騰で既に苦境に追い込まれています。そこに、この消費税増税の追い打ちをかけられた上、頼みの年金や手当まで削られては、暮らしは成り立ちません。暮らしや社会保障などへの冷たさとは対照的に軍事費や大型公共事業費が2年連続で大きく突出していることは異常そのものです。暮らしを犠牲にしながら、戦争をする国づくりに向けて軍事予算を拡充することは、国のあり方として間違っています。

無謀な消費税増税を中止し、働く人の賃上げ、そして中小企業の営業を守るなど、国民の所得をふやすことを最優先にした経済政策にすべきです。これは、鹿児島県の伊藤県知事ですが、伊藤県知事も国民の意見を聞く公聴会で公述人となったときに、年金生活者や非正規職員が多い中、年金生活者や非正規職員が多い中で、税率3%ふえてどう生活していくのか、いささか心配であると懸念の声を上げたといいます。これから先は、軒並み増税に伴う公共料金の値上げが用意されています。年金は減らされ、消費税が増税されれば、市民の暮らしは大打撃を受け、地域経済は押しつぶされてしまいます。

神園市長は、この市民の命と暮らしを守る立場から、安倍政権の暴走をストップさせ、消費税の増税中止の意見書を上げる考えはないか、市長の見解をまずお尋ねいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、昨年10月1日には安倍首相が本年4月1日からの消費税8%への引き上げを正式に表明しました。

消費税の増税は、急速な少子高齢化が進む中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築し、安定的に維持していくためにも、それに必要となる財源の安定的確保と財政健全化の同時達成が必要不可欠であるという観点から、社会保障と税の一体改革の一環として実施されるもので、消費税の増収分は、すべて年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に充てるこ

ととされております。

全国市長会などの地方6団体では、社会保障サービスを安定的に持続的に提供できるような安定財源の確保について、国に対し再三要請してきたところであり、今回の消費税増税に関しては、社会保障の充実、安定化に寄与するものとして高い評価をしているところです。なお、消費税増税に伴い、支出増による国民生活の圧迫や買い控え等による地域経済への悪影響などを懸念する声も聞かれるところですが、今回の消費税増税に当たっては、臨時福祉給付金などの低所得者対策を初め、国民生活や地域経済への影響等に考慮した総額18兆6,000億円、国費5.5兆円にも上る経済対策、好循環実現のための経済対策とされていますが、あわせて打ち出されているところがあります。

すべての国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、社会保障制度の持続とさらなる充実は不可欠であり、そのためには、社会保障の給付水準に見合った相応の負担を国民全体で担うことは避けて通れないものだと思います。したがって、質問者が言われるような対応を行うということは考えておりません。

○3番豊留栄子議員 市長はそうおっしゃいますけど、この消費税がこの8%になればですよ、10兆円に及ぶ負担が国民に押しつけられるということになるんです。これは景気は必ず悪くなると言われていますし、市長、その消費税法ですけれども、この消費税の増税附則の18条によりますと、経済状況の好転がない場合、増税の停止を含め所要の措置を講ずるとあります。

この消費税増税による市民への負担を市長はどのように考えておられるのか、こんなときこそ、この消費税増税は認められないと、伊藤県知事でさえ、いかがなものかというような発言もされておられます。自治体が市民の生活を守る防波堤となるべきではないかと私は考えますが、市長、いかがでしょうか。

○神園征市長 消費税増税法附則第18条では、消費税率の引き上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされておりますが、今回の消費税増税についても、同条の規定に即してGDPを初め、昨今の我が国の経済状況を十分勘案の上、決定されたものであると理解をしております。

消費税増税が、家計や経済に与える影響については、さまざまな予測がなされているところですが、消費税8%への引き上げによる増収分は、地方消費税を含め、平成26年度で約5兆円とも言われており、いずれにしろ程度の差はあれ、各家計の負担がふえることには間違いのないと思っておりますが、改定後の国民生活や経済への影響等を極力抑えるための経済対策もあわせて打ち出されていることは、先ほど答弁申し上げたとおりです。

今回の消費税増税は、持続可能な社会保障制度の構築及び安定的な運営に必要な財源の確保と財政の健全化という二つの喫緊の課題を同時に解決し、すべての国民が安心して暮らせる社会を実現するために不可欠のものであり、相応の負担を国民全体で担うことは避けて通れないものだと思っております。

○3番豊留栄子議員 これは当時の自民党の竹下内閣の1989年の4月でしたが、国民の大反対を押し切って消費税の導入を強行しました。これは消費税導入に対する国民の強い怒りは導入反対にとどまらず、自治体の公共料金への消費税の転嫁はやめよという声に広がり、公共料金への転嫁をしなかった自治体も数多くあったと聞き及んでおります。

その後、自民党橋本内閣は1997年4月、消費税率を3%から5%に引き上げました。このときは当時の自治省の通達で公共料金への転嫁が一挙に進められたようですが、本市ももろもろの消費税のあれで使用料が上がったりしておりますけれども、本市はどのような経過で現在に至ったんでしょうかお尋ねいたします。

○福元新財政課参事 1997年、平成9年の状況を説明しますと、自治省の通達を踏まえ、関係各課で検討を行い、庁議の企画会議を経て、使用料条例等の改正を平成9年3月の定例会に上程

しました。その当時の経過としましては、消費税率の引き上げに伴います使用料等への転嫁の方法につきまして、使用料等の基礎額に消費税率5%を転嫁し端数処理を行い、使用料等を改正したところです。

また、消費税率を乗ずる表記にしているもの、外税表記については、その表示を100分の103から100分の105に改めたところです。このような考え方で使用料等の見直しを行い、関係条例等を改正されたところであります。

○3番豊留栄子議員 この4月からですね、この消費税が8%導入されることが、本市においても、この消費税の転嫁を求める条例案が今、提出されているところでありますけれども、多くの方が使用される市民会館でありますとかね、この公共施設へのこの消費税増税、今後どのように、これがどのようにして決められたのか、今、お話ありましたけれども、今回の場合はどうなんでしょうか。

○福元新財政課参事 今回の改正につきましても総務省の通達を踏まえ、前回の平成9年時と同様の考え方で、市民会館などの公共施設の使用料等につきまして、使用料等の基礎額に消費税率8%を転嫁し端数処理を行い、使用料等の改正議案を提案したところです。また、消費税率を乗ずる表記についてしているものの外税表記につきましては、その表示を100分の105から100分の108に改めました。

検討の経過としましては、関係各課で関係条例等の消費税転嫁の検討を行い、事務調整会議や庁議を経て庁内決定を行ったところであります。

○3番豊留栄子議員 この公の施設の利用料のあれなんですけれども、例えば、市民会館でありますとか、催しをした際、その入場料を取る場合の使用ですとか、入場料を取らない自分たちの勉強のために使うとかもろもろあるかと思うんですが、消費税を国に納める基本というのはどうなんですか。その消費税を転嫁するのは、入場料ですとか、そういうものに対して払うのか、全部の、それ関係なく中身に関係なく消費税は払わなきゃいけないものなんですか。これ決まってるんでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいままで御答弁申し上げてきましたが、その検討に当たっての留意点ということで御説明申し上げますと、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するという基本的な考え方でありまして、今、お尋ねの市民会館等の関係につきまして、公共施設の使用料について、転嫁した消費税については納税ということはありませんけれども、施設の維持の管理にかかわる費用というのが生じてまいりますので、先ほどから答弁しておりますように、その消費税の税率引き上げの影響というのは、受け入れることとなりますから、基礎額をもとに算出しまして、それを平成9年の手法に基づいて転嫁をしたというような考え方でございます。

○3番豊留栄子議員 この消費税のとらえ方でありますけれども、今回こうして、市民生活そのものに直撃ですよ。その食品にもかかる、もろもろにかかって、そうしてこういう公の施設の使用料までにも転嫁されるという。これは市長、先ほども市長も答弁されましたけれども、この消費税の税附則の18条、これによって今からでもこの消費税を増税をやめろということを声を上げていくことはできるんです。

これは、私や市民も一生懸命頑張らないといけませんけれども、もう遅いんだって皆さん思ってるかもしれませんが、遅くはないんですね、今からなんですね、闘いは。これはぜひ、市長も肝に銘じてもう一度考えていただきたいと思うところです。

次に、子供の医療費の無料化についてお尋ねいたします。

これは市長の公約でもありました、子供の医療費を中学校卒業まで無料化にするということは、この7月から実施するという事によろしいですよ。また、この無料化の拡大とともに、若い方々が要望している現金の持ち合わせがなくても、その病院の窓口で無料になるように現物給付の実現も同時にほしいという要望が、これはもう常々言われていることなんです、毎議会要望

しているのですが、この各医療機関との契約や電算システムの改修など、さらに国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整が行われることから、本市単独での導入は現時点では困難であるとして、県の制度としてできないかと19市で協議し、県への要望活動を行っているということですが、その後進展があったのかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入ですけれども、これまでの議会でも申し上げておりますように、本市単独での導入は現時点では困難であると考えております。

状況につきましては、今、豊留議員が申し上げたとおりでございます。進展につきましては19市で県市長会を通じて要望をしているという現状にとどまるものでございます。

○3番豊留栄子議員 要望は上げますと、その後どうなったかという点検とか、そういうことはされないんでしょうか。

それとその、今、小学校3年生から今度中学卒業までの無料化が実現できるわけですが、これでまたシステムの改修とかされるわけですね。ですから、これ同時に現物支給もやるんだということで同時に改修したら、もっと安くできるんじゃないでしょうか。その辺のところ市長どうでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいま病院の窓口の無料化につきましては、福祉課長のほうから答弁したとおりでございますが、県の市長会の中におきましてもこれが議題となっております。県内の市で要望をしているんですが、各医療機関との契約あるいは電算システムの改修とか、他の医療費助成制度との兼ね合い、そういうさまざまな問題が発生しております。一挙にいかないということから、県のほうもいまだ、まだ、できるというようなかたちにはなっていないということであります。各市と今後も連携しながら、取り組んでいく必要がこれはあるだろうというふうに考えております。

○3番豊留栄子議員 これは本当に子育てをしている方々が、本当にこの小3から中学卒業まで無料化が実現できたということは、大変これは喜んでおられます。

ちょっと質問項目に上げてなかったんですけれども、この中学校卒業までの……、これは前聞きましたね。すいません、取り消します。実現できるということによろしいですね。市長、そのところを市長の口からお願いします。

○神園征市長 正直申しまして、財源の手当については苦慮いたしました。しかし、約束したことでありますから、これはもう実現すると。そして、システムの改修等について、ちょっと時間がかかりますので、それは7月から実行に移すと、こういうことであります。

○佐藤祐司福祉課長 さきの議会でも、中学校修了までの無料化を拡充いたしますと、約1,750万円ふえると答弁をしております。今回7月診療分から拡充をいたしますと、26年度に助成額として影響いたしますのが9月支払い分からの7カ月分でございますので、その推計額の12分の7の額でございます1,021万6,000円を新年度分の影響額として増額をしているところです。

○3番豊留栄子議員 ありがとうございます。

続いて、本市におけるインフルエンザの予防接種なんですけれども、この補助は高齢者には適用されているんですけれども、子供のインフルエンザ予防接種への補助がないと聞いております。

これはお母さん方から、子供が3人いれば3倍の費用がかかると、厄介なもので1人にうつればみんなにうつりますから、予防接種は欠かせないと言われるんですね。これ何とか補助はできないものかお尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 現在本市では、予防接種法に基づく定期の予防接種の対象となっております65歳以上の方などを対象に助成を行っているところでございます。子供のインフルエンザの予防接種への助成につきましては、県内各市の助成状況や財源の問題も含めて、今後検討していきたいと思っております。

○3番豊留栄子議員 このインフルエンザ、ほとんどが自然治癒するものらしいんですけれども、この肺炎ですとか気管支炎のほか、脳症、そして中耳炎などの合併症を併発して重症になる場合があると言われております。ですから重症化を抑えるためにも、この予防接種が必要かと思えますので、どうぞ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

現在、40歳以上の人は介護保険料を払っています。ですからだれでも65歳以上になれば、要支援1、2、また要介護1から5の認定に応じた限度額の範囲内で、1割の自己負担でサービスを使うことができます。

ところが、厚生労働省は介護保険制度を改悪しようとしています。介護保険の見直し案では、要支援者向けサービスの6割を占める訪問介護、これはホームヘルプサービスですとか、通所介護、これはデイサービスですが、介護保険から外して市町村の事業に移して全く別のサービスに変えてしまうということでしたが、この間の世論や運動に押されて、厚労省は要支援サービスの全廃方針を変更したようです。

この要支援1、要支援2と認定されていた方々の介護保険の利用がどのようになるのかお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成27年度からの次期介護保険制度改正の中で、現在、予防給付で給付されているもののうち、訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、平成29年度末までに地域支援事業の形式に見直すこととなります。

今、豊留議員が言われましたとおり、社会保障審議会介護保険部会に当初提示されていた案では、要支援という区分自体をなくし、予防給付自体をなくすというものでありましたが、部会の議論の中で反対意見が出て、その案は撤回となりました。

最終的に、地域支援事業に移行するのは、予防給付費として提供していたサービスのうち、訪問介護と通所介護のみであり、そのほかの訪問看護や通所リハビリ、短期入所、福祉用具貸与などのサービスは、多様な形態でのサービス提供の余地が少ないことから、引き続き、予防給付によるサービス提供を継続するとしております。つまり、これまで予防給付サービスを受けていた、要支援1及び2の方々の認定区分がなくなるのではなく、要支援区分はそのまま残るということでございます。

今回、移行する分を具体的に申しますと、既存の2次予防事業で実施している事業とあわせた訪問型・通所型サービスとして、今度移行する訪問介護や通所介護を整備いたしまして、配食・安否確認等の生活支援サービスとあわせて、介護予防・生活支援サービス事業として位置づけるとしております。そして、現行の介護予防事業での1次予防事業対象者と2次予防事業対象者を分けずに、一般介護予防事業として再編し、先ほど申し上げた介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とあわせて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと再編し、平成29年度までにすべての市町村で実施するとしております。27年度にすぐ移行するということではなく、基準単価設定など諸条件を整えて、第6期介護保険事業計画の最終年度である29年度末に移行することになるのではと考えております。

移行後の訪問型サービスや通所型サービスは、運営基準や人員基準を緩和することで、市町村の裁量に応じて従来の予防給付のような専門職によるサービスのほか、NPO法人や住民等による生活支援サービス、コミュニティーサロンなどの提供が可能になるとしてあります。

地域支援事業に移行する訪問型サービスや通所型サービスの単価については、従来の予防給付の単価を超えない範囲で市町村が設定できるようにし、利用者負担も現行の予防給付の1割自己負担を下回る、下回らない範囲で自由に設定することを可能とする予定であるとしており、これらの緩和により、効率的に介護保険財政を活用し、サービスの供給量をふやすとしております。

○3番豊留栄子議員 つい聞き入ってしまったんですけれども、何かとってもいい方向にいったるようには気がするんですけれども、要支援1、2の人ですね、これ。訪問介護、介護でなく看護ですよ、看護師さんとか、通所リハビリ、これは保険サービスに残すということですね。その介護と看護という意味がなかなか皆さん、ぴんとこなかったりするかと思うんですけれども、この訪問介護と通所介護は市町村の新たな事業に移されるということでもいいですね。

現在、訪問介護ではそのヘルパーさんと一緒に食事をつくったり掃除などをして、ヘルパーさんと回を重ねることで心身の健康状態や困り事を把握して、高齢者の生活全般を支えていると思うんですね。でも、これが要支援者の中にはですね、認知症の症状を持つ人が大変多くいると言われております。この訪問介護サービスが使えなくなると、これは食事は、例えば配食業者でありますとか、ごみ出しやボランティアの人、また掃除はハウスクリーニング業者とか、細切れに提供するばらばらの支援になってくるんじゃないかという心配もあるんですね。これ、生活全体を視野に入れた援助は、これは無理だと思うんです。この利用者の方の心身の状況も、これは悪化してきますでしょうし、また家族の負担もふえてくることと思います。今やこの認知症の高齢者は全国462万人、この認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も400万人と推定されています。これは2012年度時点の厚労省の研究事業です。

これから、ですから、この高齢者の、これは恐ろしいんですが3人から4人に1人は認知症か軽度認知症、認知障害ということになると聞いて、私もその一員でありますのでびっくりしているところなんです、今後、介護保険からこの外される方々の人数ですが、これはどのようになっていきますか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げたとおり要支援1、2という区分は残るわけでありまして外されるということではなく、現在、要支援1及び2で認定を受けている方々という前提で人数を申し上げます。平成26年1月分の月報、これ11月末の数字なんです、によりますと要介護認定者総数は1,444人ですが、そのうち要支援の方々は388人です。内訳を申しますと、要支援1の認定者数が168人、要支援2の認定者数が220人でございます。

○3番豊留栄子議員 例えば、この要支援者向けの訪問・通所介護がですね、介護保険サービスから市町村の事業に移されていきますと、これは介護の事業所も大きな打撃を受けるんじゃないかと心配なんです、この事業所は、利用者が減って働く人たちの賃金も低下するのではないかとおられます。市はこのことをどのように考えているのか、お聞きいたします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたように、再編後の訪問型サービスや通所型サービスは、運営基準や人員基準を緩和することで、市町村の裁量に応じて、従来の予防給付のような専門職によるサービスのほか、NPO法人や住民等による生活支援サービス、コミュニティーサロンなどの提供が可能になるとしてあります。したがって、サービスを利用する人が減少することを目指しているのではなく、提供体制を充実することにより、サービスの量をふやしつつ、事業費の効率化が進むことを見込んでいるということです。

そして、単価につきましては、従来の予防給付の単価を超えない範囲で市町村が設定できるようになりますが、専門的なサービスを必要としている人には専門的なサービスの提供を行うため、専門サービスにふさわしい単価を設定することになりますし、その他の多様な担い手による多様なサービスについては、それより低い単価の設定になり、利用料も下がることとなるため、必要な方がより使いやすい状況も出てこようかと考えております。

○3番豊留栄子議員 この全国では、この要支援者が利用するサービスの6割ですね、6割を占める訪問介護と通所介護は、市町村が実施する事業に移されると、サービスの内容でありますとか、その利用料ですね、これ国が定める一律の基準ではなくなってくると思うんです。それは市町村任せになるということですから、この市町村の事業となると財政力のあるところとないところでは、その格差が出てくるんじゃないでしょうかね。

そこが心配なんですけれども、介護保険では全国一律なのに、このサービスの提供には、不公平が生じるというようなことが起きるのではないかとこの心配がまだあるんですが、どうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたように、専門的なサービスを必要としている方に対して行う、専門の方が行うサービスにつきましては、それにふさわしい単価の設定、その際の単価設定の基準になるのは、やはり現行の予防給付の単価がもとになるのではないかと考えております。

また、先ほど申しましたように、それより低い単価の設定も市町村の裁量に応じて可能となりますことから、それ以外の多様なサービスについては、使いやすい単価の設定ということも、可能になるということでございます。

○3番豊留栄子議員 介護保険のサービスを利用するには、まず、介護認定を受けなければなりませんよね。これは今後、介護保険から外された方々は、この認定はどのようにして受けるのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたように、予防給付のうち、訪問介護と通所介護につきましては、平成29年度末までに地域支援事業に移行することとなりますが、認定の要支援1及び2という区分は残ることになります。

移行する訪問介護と通所介護は地域支援事業となりますから、対象者は認定を受けなければサービスを利用できないということではありませんが、短期入所や福祉用具貸与などのほかの予防給付サービスはそのまま給付として残りますことから、これらを利用する可能性もありますので、従来どおり要支援認定を受けて、ケアマネジメントに基づきサービスを利用することになると考えております。

なお、細かいことについては、国のほうがガイドラインを示すというふうにしておりますので、それが示されてからわかることになろうかと思っております。

○3番豊留栄子議員 何ですかその、じゃあ認定を受けられるわけですね。

そうすると、皆さんが心配に思っているのは保険料はきちっとこう払っているのに、いざというときに自分は利用できないんじゃないかという不安の声を聞くんですけれども、この不安の声を取り除くにはどうしたらいいのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 従前どおりの認定を受けてサービスを利用するというところでございますので、今回の改正点の主なものは、利用者が使いやすいようにサービスを変えるということでございますので、提供体制を充実することにより、サービスの量をふやしつつ、事業費の効率化が進むという方向を今回の改正は目指しているということでございますので、保険料を払っていても、いざというときに利用できないということにはならないというふうに考えております。

○3番豊留栄子議員 何ですか、この介護保険の改正を見ますと、もうこれは絶対改悪だというふうに私は思っているんですけれども、今の答弁を聞いてみますと、そんなことはないよ、大丈夫だよって言われてるように思うんですが、これはみんな本当に心配されてることなんです。特にその、今、痴呆の方がふえているということなんですけれども、そういう方を抱えた家族の不安というのは、これはもう本当に考えられないくらいの不安を抱えておられます。これはぜひ市民の要求にあった制度を守っていただきたいと思うところです。

次に、教育問題についてお聞きしていきます。

安倍政権は、ことし、みずから掲げる教育の右傾化を進めるために、教育再生を一気に進めようとしています。第1次安倍政権は、憲法改悪を目指しながら、教育再生を掲げて戦後一貫して追求されてきた教育基本法の明文改悪に踏み出した最初の政権でした。教育基本法の改悪に反対する国民の闘いを前に幾度も採決が先送りされながら、最終的には、2006年12月15日参議院本会議で強行採決となりました。その後、改悪教育基本法の具体化を目指した三つの法律の具体化

を目指す動きが学校と教育、子供たちを苦しめることになっていきました。第2次安倍政権は、政治による教育の介入、そして教育の支配をしようと今、しています。

このことについて、市長、教育長の見解を聞かせください。

○神園征市長 現在の子供たちの実態を見るときのですね、さまざまな、これはいつの時代でもそうですが、さまざまな問題があるのはそのとおりであります。

今回検討されてる中でですね、せんだってあるところからのアンケートの調査もありましたけれども、例えば土曜授業の実施とか、道徳の教科化など、具体的な施策についてどう考えるかといったようなアンケートもありましたけど、私は、現在の実態から見まして、これを土曜授業の実施とか、そういったことは必要なことであろうと思っております。大体この右とか左とかね、使うこと自体が私よくわからないんです。ちょっと自分のあれと違くと、あれは右翼だとか右だとか、そういった考え方にはどうもよくわかりません。

○山口英夫教育長 今後、国や県の動向を見きわめながら、本市におきましても、子供たちの抱える課題の解決のために努力していきたいと考えております。

○3番豊留栄子議員 今、安倍政権は戦争する国を目指して改憲を掲げて秘密保護法など危険な暴走を始めました。

教育再生は戦争する国を支える教育をつくるものにほかなりません。国の進路にかかわる重大な問題です。しかし、こうした暴走は、矛盾を広げ中央教育審議会や与党からも批判の声が上がっています。何より、我が子の幸せを願う保護者など、大多数の国民との間に大きな矛盾があります。

しかし、憲法改悪への動きを強める安倍政権は、その動きと一体のものとして、また、世界一企業が活動しやすい国を目指す人材づくりの側面も持ち、教育再生への具体化を図ろうとしています。政権発足と同時に教育再生実行会議を設置し、既に4次にわたる提言が出され、その内容を軸に中央教育審議会の各部会、文科省の設置された各種の検討会議などで、議論が行われているところです。既に、いじめ防止対策推進法が強行され、道徳を特別の教科に位置づける方向や教科書検定基準の改定など矢継ぎ早に打ち出されています。今後5年間の教育政策の方向に大きな影響を与えるという教育振興基本計画は、昨年6月に閣議決定されており、盛り込まれた課題の具体化に踏み出そうとしています。

この教育再生の方向は、教育の自己責任を強め、大企業優先の政治を徹底し、憲法改悪による戦争する国づくりと一体にした人材育成を進める道にほかなりません。これはすべての子供の成長、発達を願う圧倒的な保護者や国民の願いに反することではないでしょうか。どうでしょうか。

○山口英夫教育長 教育委員会制度の廃止につきましても、具体的な法律改正等もありませんので、現段階ではお答えできるところにありません。

○3番豊留栄子議員 教育委員会制度のことをお聞きするんですけれども、この方向性なんですけど、例えば、学力テストを、早くから学力テストを実施して、毎年これを実施して、早くからこのできる子供できない子供を仕分けするような方向にいくんじゃないかと。

またその、できない子供へは道徳教育ですか、これを利用して愛国心を植えつけさせて、就職先がなければ志願兵になればいいんじゃないかというような、そういうところにつながっていくような教育がなされていくんじゃないかという心配があるということなんです。

そこで、戦後続いたその、今、教育長が言われましたけれども、この教育委員会制度ですね、これもおかしな方向にいくということなんです。この教育委員会制度を廃止して教育を市長直轄にして、政治的介入を可能にしようとしている。このことについて、市長はどうお考えでしょうか。

○神園征市長 先ほど教育長も答えましたように、まだその教育委員会制度について具体的な法律改正もまだ行われておりませんし、いろんなね、物事が決まる前にはいろんな見方が出てくる

のは当然のことだと思いますが、私はさほど心配はしておりません。

○3番豊留栄子議員 法律制度、まだ改正がされていませんけれども、物事というのは順序がありますよね。その改定される前に国民の意見、自治体の意見、みんなの声を上げて、法律をつくっていくというのは妥当じゃないのでしょうか。ですから、教育委員会にしても市長にしても、これはもう十分検討されていることだと思うんですよね。教育長どうでしょうか。

○山口英夫教育長 それこそ先ほど申し上げましたとおり、現段階ではお答えできないということでございます。

○3番豊留栄子議員 教育委員会発足の理念は、市民の代表である教育委員らが民主的に教育行政を進めることでした。しかし、制度は形骸化し、国の言うとおりの教育を教員らに命じる行政が幅をきかせています。理念に沿って改革し、子供、保護者、教職員、市民らの現場感覚と思いで教育が動くようにすれば、これは豊かで多様な教育が花開くはずですよ。そうは思いませんか。

○木之下浩一学校教育課長 たくさんの課題が学校にはあります。特に、今、学力を上げようということ、それから心の教育をしていって、いじめとか自殺等をなくしようということ、これに力を入れておりますけれども、そういう実態がある中で、例えば今、携帯電話、それからスマートフォンの問題、これなどは陰湿ないじめ等があると言われておりますけれども、こういうものを解決していくためには、今この制度を変えてですね、責任の明確化をしっかりとしていく必要があるということで、教育再生実行会議のほうで教育委員会制度の見直しがなされているというふうに考えております。

○3番豊留栄子議員 学校は子供が成長する場所でありますので、このところは上からの方針そのままではなく、子供・教師含めて、保護者含めて、よくよく検討されたいと思うところです。

次に、121年の歴史ある金山小学校が地域の住民、卒業生などに惜しまれながら、閉校の運びとなりましたが、この跡地の活用についてですが、どのように進んでいるのか、お尋ねいたします。

○三島洋台教委総務課長 御質問の金山小学校閉校後の跡地利用につきましては、現在のところ具体的な計画はございませんが、地元のバレーボールやグラウンド・ゴルフの同好会から、廃校後も引き続き利用したいとの要望等がありますので、地域住民の意見要望等も踏まえた活用方法や民間活力の活用など総合的に検討し、有効活用を進めていきたいと考えております。

○3番豊留栄子議員 ぜひ、よろしくお願いたします。

次に、地域活性化対策についてなんですけれども、最近、その空き家が目につきますね。そして、それもまだ十分に活用できる空き家なんです。取り壊すにはとってももったいないと思われる建物が数多く目につきます。それも数年たつと取り壊されていたり、とても残念です。何とか再利用して、今、子供からお年寄りまでがですね、一堂に集える居場所づくりができないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○神園信二企画調整課長 各地域や集落におきまして、子供からお年寄りまでだれでも自由に使える居場所としての基本施設という考え方になりますと、基本的には各集落の公民館または各地区館というものを準備しておるところでございます。

これらの施設整備につきましては、自治宝くじ益金の地方配分事業として行われます財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を導入して整備を行っているほか、農村部の公民館整備等につきましては、農政関連事業で整備を行う等の援助を行っているところです。

議員がお尋ねの空き家を利用した施設ということにつきましては、各集落のあちこちに複数戸、自由に開放されたものはできないかという御意見だと思いますけれども、それぞれの集落のどこに住民が再利用を期待する空き家があって、どのような居場所づくりというものが必要とされているのかは各集落で事情も違いまししょうし、集落にお住まいの皆さんでないと把握できない部分

もあろうかと思っております。

本会議初日の施政方針で市長が述べられました、今後、市民と行政の協働の機運を高めるための事業として、みずから各地域の活性化を目指す自治公民館の独自活動、その他の市民活動に対する積極的な助成策というものを検討・立案してまいります。この事業につきましては、各公民館等の独自の自由なアイデアに基づく事業プランを競いますコンテスト的なものを実施開催しまして、真に各集落が活性化して、ひいては本市に元気が出るような事業を提案していただいたものに対しまして、助成していききたいというふうな考え方でございます。

この事業の検討・立案を急ぎたいと思っておりますけれども、この事業のほうを公民館の皆さんがまた一体となって活用していただければ、市民と行政との協働というところも進もうかなというふうに考えているところでございます。

○3番豊留栄子議員 はい、よくわかりました。

次に、住民に優しいまちづくりという点で、高齢化が進む中、日常のごみ出しが大変だという声を多く聞きます。このごみステーションの増設をしてほしいという声があるんですが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 ごみステーションの設置場所や管理につきましては、原則として公民館をお願いをしているところでございますので、ごみステーションの増設に関する相談があった場合は、まず公民館のほうへお願いをすることにしておりますけれども、私どもとしましては市内全体のごみステーションの数を集約する方向でございまして、相談のあった地域の方々の理解と協力を得て設置場所を移設することで解決できないのか、地元の公民館と協議をしているところでございます。

御質問のような高齢者世帯でごみ出しが困難な方の中には、介護保険制度等を活用してヘルパーの方に近く指定されたごみステーションに出してもらっている方もおられますので、市民生活課にそのような相談があった場合は隣の地域包括支援センターと連携して、民間のサービス等を含めて、ごみ出しに関する支援が受けられるのかどうかを検討しながら、高齢者世帯の状況に応じた対応に努めているところでございます。以上です。

○3番豊留栄子議員 例えば、ごみステーションを公民館が1カ所ここにつくりますといった場合に、市の補助というのはあるんですか。

○南田敏朗市民生活課参事 現在は、直接そのごみステーション設置のための補助金はございませんけれども、毎年、公民館のほうに、ごみ収集に関する支援ということで、衛自連のほうから公民館のほうに補助しているところでございます。

○3番豊留栄子議員 枕崎駅前のバス待合所のベンチなんですけど、これは本当にありがたいという感謝の言葉とともに、この寒い日のバス待ちの時間ですね、これは風が冷たくてつらいと言われます。これちょっと風よけをつけてほしいという声があるんですが、いかがでしょうか。

○神園信二企画調整課長 現在のバスの待合所でございますが、こちらを所有しておりますのは鹿児島交通さんでございまして、鹿児島交通の施設でございまして。おっしゃるとおり現在の施設、寒いとき、雨風が強いときには不便であります。そういうときの待合施設の意味もあわせて、観光案内所が設置されております。観光案内所は空調施設も備えておりますし、大型の待合ベンチも設置して、快適にバスの待合はできるという施設になっております。

枕崎駅前を発着するバスは、基本的に始発とすべてとなっておりますので、出発時刻の5分程度前には、バスがバス停に入ってこられるという状況でございまして。ですから、観光案内所で待っていただいても、バス停まで移動する時間、これを考えても、バスに乗りおくれることはないと思っておりますので、雨風の強いとき、それから寒いとき、暑いとき等は、観光案内所のほうを御利用いただいて、待ち合いいただければというふうに考えております。

○3番豊留栄子議員 課長はね。まだお若いんですよ。若いからそんなことが言えるんです。お

年寄りの方がですよ、荷物を持ってね、5分前だから、あそこのただ何メートルかの横断歩道を渡るのに心配で心配でしょうがないんですよ。5分、10分前に行っとかないと。そういうことなんです。ですから、これはもう一度検討していただきたいと思います。

前回ベンチができたのは、建築、設計士さんたちの方々の御厚意でできたというふうに、確かうかがっておりますけれども、それに市がちょっと手を加えてやっていただきたいと思うんですが。

○神園信二企画調整課長 ベンチにつきましては今、議員がおっしゃられたとおり、いろんな方々の援助でできているところなんですけれども、基本的にバス停の場合は、ベンチを置く等の行為は事業者が、バス事業者が行うと。

おっしゃってる風よけの施設もですね、事業者の財産でございますので、こちらに手を加えるとなると、なかなか勝手に市のほうでできないということですので、鹿児島交通さんのほうには御相談はしてはみまますけれども、基本的には今の現段階では、観光案内所を御利用いただきたいというふうな考え方でございます。

○立石幸徳議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時9分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆さん、こんにちは。昼の眠たい時間ですけども、1時間ほどお時間をいただきます。

では、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

先日の新聞に、県下市町村の14歳以下の年少人口率の記事が掲載されました。県下19市の中で、枕崎市は残念ながら4番目に少ない11.2%でありました。最も少ないのは垂水市で10.2%、最も多いのは鹿屋市の15.4%です。この数字を見ても、本市にとって年少者人口が少ないのは深刻な問題であり、10年後以降を考えると、さらに深刻であります。将来、県下19市の中で幾つの市が生き残れるのだろうか。年少人口率の多い都市しか生き残れないのではないだろうか。

昨年、総務文教委員会で、兵庫県の相生市に行政調査に行きました。目的は、相生市の定住・子育て支援事業について調査することでした。相生市の年少人口率は11.6%で、県下市町で一番少なく、人口流出も激しい状況とのことでした。この改善のために、まず定住・子育て支援事業を実施するための財源確保から着手し、平成23年度に「相生市子育て応援都市」を宣言し、37事業を前面に出し、年間3億円の予算にて取り組みをスタートさせたとのことです。主な事業は、出産祝い金、15歳までの子供医療費無料化、幼稚園から中学校までの給食費の無料化、新婚世帯への家賃補助、転入者及び定住者への奨励金補助などです。まず、財源を確保し、子育て・定住支援事業に単発ではなく総合的に取り組んでいることが、どこにもまねできないし、すばらしいと感じました。

枕崎市においても、市の公民館運営発表会等で、年少者の人口減少は各公民館から常に問題提起されています。私の住む宝寿庵区でも、だんだん子供の姿が見られなくなってきています。しかしながら、籠原集落では近年、子供の数が倍以上にふえているのです。それは、若い子育て世代が何人も地元の籠原集落に帰って来ているとのことだからです。年少者人口がふえれば、集落も活性化し元気になります。子育て・定住支援事業も財政改革と同様、短期間ではできないと思います。財源の裏づけをとりながら、将来を見据えながら計画的にやっていかなければならないと思います。

本市の定住支援政策は、残念ながら隣の南さつま市と南九州市に比べると非常におくれていま

す。このままでは、本市から隣の市への人口流出も予測されます。少子化は本市にとって大きな問題ですが、本市は、どのような姿勢で取り組んでいるのか、神園市長にお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 本市の定住促進策としましては、かつて、他市に先駆けて平成5年から平成8年まで、定住圏構想事業で、本市に住宅建設を行った方への助成等、多くの定住促進策を行いました。今、申し上げた4年間の事業費が約1億7,000万円に及び、その後、財源確保にも苦慮して、事業効果も目覚ましいものを得るには至らなかったため、事業継続を断念した経過があります。

なお、定住圏構想事業の実施の折には、議会の中からも事業を継続すべきという意見、単なるばらまき施策であり事業を行うべきではないという意見の二者があり、最終的に議会の指摘を受けて事業を終了しており、現在、当該の事業は行われておりません。

定住圏構想事業は、いわゆるふるさと創生交付金を原資として一定の財源のめどはありましたが、現在の本市の財政状況で、市民の間にも単なるばらまきではないかという意見があった事業に類するものを検討するのは、現時点ではいかがなものかと考えております。

本市における人口減は、若者が学校を卒業した後、雇用先を求めて大都市などに流出することが大きな要因となっておりますので、まず、地場産業の振興等を行うことにより本市経済の活性化を図り、市民が安心して本市に定着できる雇用の確保と収入の増加を目指すなど、市民が安心して生活できる基本条件の整備を地道に進めることが人口定着の基本施策と考えております。

○**8番城森史明議員** 確かに定住支援政策というのは、単発じゃなくて非常に複合的な要素があり、非常に難しい問題だということはわかります。

そういうことで、その内容については後でしたいと思いますので、まず、2番目のですね、今、平成25年ですから、5年後、10年後、平成30年及び35年における各中学校の生徒数の予測は幾らなのか。それと、平成30年及び35年における各中学校区における人口減少率の予測は幾らなのか、質問したいと思います。

○**木之下浩一学校教育課長** 本市の平成30年度の各中学校の生徒数は、枕崎中学校234名、桜山中学校91名、別府中学校64名、立神中学校131名の合計520名となり、平成35年度には、枕崎中学校205名、桜山中学校100名、別府中学校62名、立神中学校116名の合計483名となる見込みです。

○**神園信二企画調整課長** 平成30年及び35年における各中学校区における人口減少率の予測のお尋ねでございます。人口減少率等の予測につきましては、コーホート法による集計または合計特殊出生率の推計等、非常に高度な統計技術を必要とすることから、本市においては、各校区ごとの人口減少率等の予測は行っておりません。

ちなみに、本市の人口は、平成17年国勢調査結果、2万5,150人をベースとしたとき、平成32年で83.3%、2万0,945人に、それから、平成37年で77.4%に当たります1万9,461人になるであろうということを国立社会保障・人口問題研究所の推測が出されておるところであります。

○**8番城森史明議員** 予測ができない、正確に出せと言ってるわけじゃないですから、一応、市報に統計のデータが出てますよね、平成24年までの。それに対して、概略的なそういう何らかの市全体の予測が出ているわけですから、その辺は、それにのっとったかたちで例えば何掛けとか、そういうかたちではできないんですか。

○**神園信二企画調整課長** 先ほども御答弁いたしましたけれども、人口減少率等につきましては、言いましたとおりコーホート法による統計、それと、特殊出生率等の関係、それから死亡人口に関しましても、それぞれの地域の特殊疾病率ですか、死亡率等の統計等をもとにして出すべきであるというところがございます。そこまでの私ども企画の統計のほうでは、しっかりした信頼を得られる推計はできませんので、行っていないところでございます。

○8番城森史明議員 だから正確な、あれは必要ではないと言ってるでしょう。例えば、そして過去への減少の実績率に応じた予測というのはできないんですか。それだったらどうなるんですか。要は過去のデータですね、減少率に合わせて30年と35年の予測をすればどうなるんですか。

○神園信二企画調整課長 何度も繰り返しで申しわけございません。行政が統計数値を出すときには、それなりの信頼できる数値ということでございませんとはいけませんので、そのようなかたちで統計はしてございません。

○8番城森史明議員 でしたら、なぜ事前に通告してもらえないんですか、できないということ。私は、質問事項は事前に通告しているわけでしょう。それに対してできなかったら、なぜできないということを前もって通告してもらえないんですか。

[傍聴席で「じゃっど」と言う者あり]

○8番城森史明議員 質問ができないじゃないですか、だったら。

○神園信二企画調整課長 通告に従いまして、今現状の状況を回答しているところでございまして、その参考値になるのではないかというふうなことで、国立社会保障・人口問題研究所の推測につきましては、御報告したところでございます。

○8番城森史明議員 では、次の質問に入りたいと思います。

私が議員になり3年になりますが、これは、桜山出身の私のひがみかもしれません。

内容を見たときですね、青空美術館、駅前開発、商店街空き地空き店舗対策事業補助、がんばる商店街支援事業補助等、市街地に対する補助政策が多いわけですね。地方に対する政策が、それに比べてないんじゃないかと感じているんですが、この辺は同じ税金を払ってる、それは地区によって違いはありますよ。けども、やはり予算というものは、ある程度平等に配分すべきじゃないかと思っておりますが、その件はどうなんですか。

○神園信二企画調整課長 毎年度の予算としましては、農政、水産、水産加工、商工業、観光、建設と、それぞれの政策課題に対して必要な事業費を積み上げてできているものでございます。

それぞれの年度の予算編成作業では、事業の必要性、事業内容の妥当性のほか、事業の緊急性、優先度もあわせて考慮しながら編成をされておりまして、市内の各地域ごとに幾らというふうな予算額を定めて配分するといったことを行うものではございません。

仮に、議員の御指摘に沿った視点で考えたということでございまして、今、青空美術館以下、議員が御指摘された事業等、このところ市街地で行う新しい事業が目立ったところではございませぬけれども、これに要しました事業費に比較しまして、郊外の農村部に投入される農業費、林業費は、毎年これよりも多額に上る予算を計上しておりますし、郊外部の定住促進に資する事業としましては、昨年度、俵積田住宅の建設、今年度、桜山住宅、西之原住宅の改修事業を行う予定となっているほか、毎年度、辺地対策事業による道路整備事業等も行っているところでございませぬ。

いずれにしても、当局におきましては、各政策課題ごとの予算配分ということで行っていることを御理解いただきたいと思います。

○8番城森史明議員 そういうことではありましようけども、例えば、ずっと過去話題に上ってきたコミュニティバスの件がありますよね。あれは当然、地方のその辺の補助的なものという面から、非常に地方に対してですね、活性化のために必要な事業ということで考えておりましたが、それも結局実現されてないわけですね。あれも財源的には、そんなに1,000万ぐらいでしたですか、2,000万、3,000万ぐらいの、だったと思います。そういう意味で、特に補助事業、開発に関したときに、いろんな意味でそういう市街地に確かに集中してますよね。

○神園信二企画調整課長 先ほど申しました青空美術館、駅前開発等々、近年新たに政策を立てたものにつきましては、市街地で行う部分が目立ったというところではございます。

あと、バスについての関係のお尋ねが出ましたけれども、バスにつきましては、年間おおよそ3,000万を下らない事業費の可能性が出てくるということは、これまでも何回も答弁をしておりますけれども、今現在の進行状況としましては、タクシー業界が、このバス事業については死活問題であるというお話、反対意見が表明されて、今のところ一応事務局としまして提出しました案が頓挫していると。協議が頓挫しているという状況でございますが、引き続き関係の交通事業者との協議は続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 そういう意味でですね、定住促進政策もですね、先ほど言ったように小学校の例を見ますと、確かに桜山校区は年々減りつつあるが、5年後には逆に10人ぐらいふえていくと。そういう状況で、子供たちの数がですね、年々減ってるちゅうことは事実なわけでありませう。そういう意味で、その辺の子供の年少人口をふやすというのは、やっぱり子供の数をふやすということなわけですから、定住促進施策をですね、先ほど言ったように、南さつま市、南九州市は、成果っていうかそういう成果というものを、実際に実施してですね、成果が極端に出るというのはないかもしれませんが、やはり実施してるわけですよ。

だから、基本的には財源を絞った上でですね、そのような定住促進政策を、市長が言われたのは確かに1億以上のお金が4年間でしたかね、合計でかかったわけで、実際、それを今の時代にそれをやるかって言ったら確かに無理があると思うんで、何かを優先してやればできると思いますよね。その辺についての定住促進政策、その辺はどう考えておられますか。

○神園信二企画調整課長 当時、定住促進策についての基本的な考え方につきましては、冒頭に市長が答弁されたとおりでございます。必要とされた財源につきましても、市長が4年間、1億7,000万という事業費を御紹介したのは、これは住宅補助のみで4年間、1億7,000万の事業費を要したと。そのほか、平成5年から8年まで行われました定住圏構想事業では34の事業、ちょっと全体の額、事業費額につきましては、これのおよそ何倍になるのか、ちょっと集計ができておりませんが、もっと多額の事業を要したというふうに記憶をしているところでございます。

○8番城森史明議員 隣の市なんかの市の例を見ますとですね、例えば、南さつま市なんかの例はですね、その加世田小学校区域外に対しての定住促進政策を行ってるんですね。そして、指宿市も、山川、開聞、池田、今泉地区を限定してやっていると。そして、霧島市なんかは、市街地から中山間地への定住策に対しても補助を出していると。そういう補助をやっぱり工夫してですね、やっているわけですよ。

ですから、そういうふうに地域、これを見るように絶対的に子供の数はですね、立神校区と枕崎校区は多いですよ、絶対的に、子供の数。で、だんだん桜山校区、別府は60で全然その減少しないで推移してますけども、そういう意味で子供の数をふやすということになったら、桜山校区、別府校区だと思えるですよ。だから、そういう観点で、その地域に限定したものをやると。そうすれば、その地域活性化、子供の数もふえてくるんじゃないかと思うわけです。

その辺の、その要は、確かに全部の定住政策をやるんだったら、お金が、財源が幾らあっても足りないと思います。だからその一応、その限定して毎年毎年、財源を見ながら積み重ねていくやり方をしていかなければいけないと思うんで、その辺はどう考えますか。

○神園信二企画調整課長 南さつま市の例を一つとって、議員、御指摘されたわけですがけれども、南さつま市の住宅の補助につきましては、たしか加世田市以外のところというふうなお話を言われましたけれども、この場合は、私、南さつま市の前提条件として、いわゆる合併前の坊津町、大浦町とか、さまざま……、宅地開発、土地開発公社が宅地開発して売れ残ったところに土地を買ってもらって住宅を建てればというふうな前提条件がついてたと、私、認識しております。

あと、指宿等につきましても、特に合併前、人口減が非常に苦しくて最終的には、いわゆる限界集落というんですか、集落の維持がもう難しくなっているところにU J Iターン等で

入居していただく方々というふうなそれぞれの地域事情は隠れているようでございますので、その辺のところは、また各市の状況は勉強したいと考えております。

○8番城森史明議員 ですからそういう、例えば、次の質問ですけども、平成24年、25年における各中学校区における新築件数は幾らでしょうか。

○神園信二企画調整課長 各中学校区における新築件数でございます。平成24年度、桜山地区が10件、立神地区が12件、枕崎地区が29件、別府地区が4件、合計の55件であります。それと平成25年度、こちらにつきましては、26年1月末の集計になりますけれども、桜山地区が6件、立神地区が20件、枕崎地区が30件、別府地区が9件、合計で65件でございます。

○8番城森史明議員 圧倒的に立神と枕崎地区の件数が多いわけですね。別府校区と桜山地区を合わせますと、24年度が14件、25年度が15件になるんで、住宅促進のやり方はまず基本額が幾らということであって、それに対して、15歳からの扶養家族に対して加算額があるわけですね。基本額があって加算額があって、大体、南さつま市の例を述べますと、基本額が50万、市内業者が30万、あと被扶養者15歳以下の子供に対して1人当たり20万というかたちになっています。どこもこういうふうなかたちになっているわけです。

土地に対して購入に対して、どれぐらいの補助を出すかということで、大体基本的には基本額と加算額、市内業者を使うのか、それと指定地域、特に過疎地域に、中山間地に持ったときには加算されると。それと地元自治会に建てた場合も加算されるという意味の三つぐらいの加算額があって、大体100万から150万、1人頭それぐらいの補助内容になっていますから、別府校区、桜山中校区に限定すると、約1,500万から2,000万ぐらいの毎年の、毎年か知りませんが、大体これぐらいの財源が必要なわけです。

そういう意味で、過疎債も今度からおりるわけでありまして、この辺のところは財源的に十分可能ではないかと思うんですけど、これについてどうですか。

○神園信二企画調整課長 質問通告にございましたので、一応議員が御指摘をしました補助内容として基本額・加算額、市内業者を使用した場合ということで一番近い例が南さつま市を想定されていらっしゃるのかなというふうに考えましたので、これで必要額を計算したところでございます。

議員から御披露がありましたとおり基本額50万と、子供1人当たり20万の加算、地元業者を活用した場合は30万の加算ということで、最少金額で1件当たり100万というところが一番少ない数字が出てくるんでしょうけれども、家を建てようかというふうな考えに至られる年代のところでは平均2人から3人お子さんがいらっしゃるのではないかと推計しますと、1件当たり140万程度というところが平均的な補助額になろうかと考えます。これが市外からの転入者でいわゆる定めた地区にということですが、これが、南さつま市の場合は、いわゆる残っている住宅団地で、議員が言われるのは、その地区を限定してということでございますが、こちらに土地購入を行って住宅建設を行った場合は、南さつま市の例で土地購入費の補助として100万という加算がされております。

これらを考えますと、土地購入まで行った場合には最少金額で1件当たり250万、子供の数を想定しますと、1件当たり290万円程度が平均的な補助額となろうかというふうに推計しているところですけども、平成24年度桜山地区の10件に対して、最小のケースで1,400万、最大のケースで2,900万、別府地区の4件に対しまして最小で560万、最大で1,160万円、24年度の合計14件に対する所要額は、最小で1,960万円、最大で4,060万円ということになろうかと思っております。同じような推計方法で、平成25年度の場合、桜山地区の6件に対しまして、最小で840万、最大で1,740万と。別府地区の9件に対しまして、最小で1,260万、最大で2,610万円と。15件に対する所要額は、最小2,100万円、最大で4,350万ということで、少なくともこの2地区に限定した事業費を想定しても、最小で大体毎年2,000万程度、最大の場合は4,000万ちょっと超える事業

費が必要かというふうに想定をしているところでございます。

それと、過疎債を財源として活用すればというふうな御提案でございましたが、過疎債活用の基本的な考え方につきましては、午前中、沢口議員のお尋ねに市長もお答えしましたとおり、財政規律の厳守を肝に銘じ、事業実施の必要性、事業内容の妥当性等を慎重に検討した上で財政運営にも配慮した活用を行っていきたいということで、現在のところ基本的な考え方を持っているところでございます。

○8番城森史明議員 ですから財源も考えてもらって、一番効果のある目的に合ったやつを、施策をですね、考えていただいて、ぜひ実施していただけるようお願いしたいと思います。

先ほど市長が言われたように、一番の年少人口をふやす施策は、若者が働く場であるとおっしゃられました。私もそれが一番だと思います。やはり、将来に、ある程度、希望というか、その計算があればですね、当然、結婚もできるし、そういうこともできるんで、その辺のほうも、市長に対して頑張ってもらいたいと思います。

それで、一番、私が最後の3番目に企業誘致、企業誘致の件で質問をしているんですけども、5番目の質問でですね、要は、企業誘致が非常に難しい状況にあるわけですね。食品工場の話もありました。それもどうなってるか聞きたいんですけども、要はその企業誘致で確かに枕崎のこの、最南端になりますよね、非常にそのコスト的にも、運送コストにも非常に問題があるということで、例えばアジア向けだったら逆にいいのかもしれないし、そういう意味で企業誘致と地場産業の6次産業化、これはどちらを優先して考えておられるのか、市長に質問したいと思います。要は地場産業の6次産業化を、地場産業の振興を優先するのか、それとも企業誘致を優先するのか、質問したいと思います。

○神園征市長 どちらを優先するかということではなくて、どちらもチャンスをとらえて、そのチャンスをつくる、あるいはチャンスが起こる、そのタイミングを逃さずにやっていくべきだと思っております。

○8番城森史明議員 ちょっと抽象的でちょっとわかりにくい点があります。具体的にはどうなんでしょうか。例えば地場産業については、当然、かつおぶし工業、漁業、農業があります。今、農業も非常に曲がり角に立って変わろうとしています。そういう意味で、そういう意味で地場産業をどうとらえているのか、再度お伺いいたします。

○神園征市長 基本的にはですね、地場産業にしても何にしても、その当事者がまずやる気を起こしてもらわないことにはですね、だめですよ。そういったやる気を持った当事者があらわれるように、いろんな側面からの、推進する政策というものも考えておくべきとは思いますが、幾らこっちがやれやれと言ってもね、やる気のないものはなかなかそれに乗ってきません。

6次産業化だけではなくてですね、農業についても、私は去年から何度か申し上げてますけれども、新しい作物に挑戦してはどうかといったことで具体的に紹介もして、中には、それに挑戦を始めた若者もいますし、そしてまた最近でも新しいものについて、ちょっとほかからニュースを手に入れましたので、そういったことも担当の課にちゃんと勧めております。担当課のほうでもそれに向かって頑張ってるし、とにかく常にアンテナを張っていて、それにひっかかるものには何でも積極的に挑戦していくべきだと、こう思っています。

○8番城森史明議員 一つだけちょっと、その政治の役割というのは、やはりその個人のやる気を待っていてもなかなか難しい面があるわけですよ。行政の役割というのは、環境づくりっていうのが非常に大事じゃないんですか。ですから、やはりその行政の中でいろんな政策なり環境づくりをやって、やる気を起こさせるというのが行政の一番大きな役割じゃないんですか。

○神園征市長 最後に申し上げた例も、こっちのほうで、ある程度の環境等をつくった上で実際の農業者に勧めたり何したりしてると、こうやっております。

○8番城森史明議員 時間もないので、次の質問に移りたいと思います。

学校給食における地産地消について質問したいと思います。学校給食における地産地消の推進について、国と県の基本的な方針はどうなっているか。これに対して、どのような姿勢で取り組んでいるのか質問したいと思います。

○久保等給食センター所長 学校給食における地産地消推進の国の基本的な方針については、第2次食育推進基本計画の中に、学校給食における地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とするとなっております。

また、知事のマニフェストによりますと、学校給食には可能な限り鹿児島産の食材を使用し、日本一安心・安全が誇れる学校給食を実現するという方針であります。

本市においては、市の教育行政の基本方針に基づき、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、安全で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食をつくるとともに、地産地消の拡大を図り、献立の工夫や調理技術の向上を図ることを目指しているところであります。

○8番城森史明議員 学校給食における枕崎市の地産地消品の比率は幾らなのか。それと南さつま市と南九州市はどうなってるのか質問します。

○久保等給食センター所長 本市の学校給食における平成24年度の枕崎産の野菜、米の地産地消の比率は14.4%です。

なお、他市の状況については、比率等を公表されていないため把握しておりません。

○8番城森史明議員 それと、学校給食への米、主食ですよ、枕崎市産品の使用量、比率は幾らなのか。

それと南さつま市と南九州市に比べて、米の地産地消比率、使用量が非常に少ないと聞いています。南九州市、南さつま市の使用量及び使用比率は幾らか質問します。

○久保等給食センター所長 本市の学校給食における平成24年度の枕崎産の米の使用料は404キログラムで、率にして2%です。

先ほども申し上げたとおり、他市の状況等については、比率等公表されていないため把握しておりません。

○8番城森史明議員 私は、一応調査したところではですね、南さつま市は全体の使用量が27.9トン、地元産、南さつま産は7.5トン。そして、南九州市は全体量が34トン、南九州市産の米は15.5トンなんです。その比率は、南さつま市が26.2%、南九州市は45.6%なんです。全然枕崎と違う数量なんです。この非常に米の使用量が少ない原因は何なんですか。

○久保等給食センター所長 他市の状況を今おうかがいしましたけども、生産量または作付面積等、多分違いがあるかと思いますが。地域の特性等がありますので、この点については比較することは差し控えたいと思います。

○8番城森史明議員 枕崎が2%しか使っていない理由は何ですか。その取り組みに対する姿勢の問題ではないんですか。

○久保等給食センター所長 本市の地産地消品の使用率が少ないということですが、枕崎産の米については米の量の確保が難しいことや、価格が高いことなどが使用率の低い要因であると考えております。

しかしながら、本市の学校給食では、枕崎産の野菜、果物、枕崎牛などの農畜産物、カツオやかつお製品など、年々使用をふやしている状況にあり、地場産物を活用した献立を工夫し、安心・安全でおいしい給食を提供しているところであります。今後とも、可能な限り枕崎産の食材を使用し、安心・安全が誇れる学校給食を目指していきたいと考えております。

○8番城森史明議員 先ほど米の生産状況が違うから、その辺は比較できないということですけども、これは要は生産量が幾らであろうと購入するという意思の問題ですから、徹底の問題です

から、その辺のところはどうなってるかという問題だと思いますけども、それと、これは要は県の指針にも書いてありますように、要は県の指針に書いてあるんですけど、地域と連携した地域食材の供給体制の整備ということですよ。これは農政課との連携ということで書いてあります。その供給体制の整備ができてないんじゃないですか。

○久保等給食センター所長 現在、学校給食センターにおきましては、平成21年9月から桜馬場地区農産物出荷協議会、これを21年9月から野菜を供給していただいております。また、米についても平成24年1月から提供していただいておりますので、今後とも連携を深めてまいりたいと考えております。

○真茅学農政課長 現在、今ありましたとおり、給食センターへの地場産品の出荷の取り組みということで、Aコープ立神店を中心としまして桜馬場地区農産物生産者出荷協議会が取り組んでおりまして、その中で学校給食への産品の提供を希望する農家が15名ということでございます。そして、その15名の中で毎月、枕崎産の野菜とか、そういうのを幾ら出荷できるのかと、提供できるのかという会議を行ってまして、その中でAコープが集約して給食センターに出しているという状況でございます。

なお、先ほど本市の水田の作付、生産量とかありましたけれども、御承知のとおり、南九州、南さつまより、本市は60ヘクタールでございますけれども、南さつまでいきますと1,077ヘクタール、南九州が637ヘクタールという状況でございます。また、議員も御承知のことと思っておりますけれども、本市は飯米、自家産米が9割以上占めていると推測しているところでございまして、そういう中で、5戸の農家が給食センターへ提供できる米の量というのが限られてきているという状況にあるというふうに御承知していただきたいと思っております。

○8番城森史明議員 その理解、その現状は間違っていると思いますね。例えば、耕作放棄地の予測を出してはありますが、妙見町の耕作放棄地が今10.6反あるんですよ、耕作放棄地がですね。鹿籠Aコープのあの近辺に、妙見町ですね、それをしますと、それを米ができるかということ4トンできるんですね、約。

ということは、要はその、今なぜ米がそういうふうにつくれないかっていうのは、米農家の意欲がないからですよ。安定した販売先がないからなんです、一番の問題点は。安定して販売ができる十分適切な価格ですよ、できれば米はつくるんですよ。だから耕作放棄地になってるんですよ。だから、つくる能力が十分、4トンふえるんですよ。例えば給食センターに100%行けば4トン使ってもらえるわけですよ。そして実際の農家は、販売先がなくて耕作放棄地もつくりなわけですよ、実際。それは問題があります。だから十分、給食センターに納める能力は、例えば加世田、南さつま市くらいの能力は、4トンですよ、7.5トン使ってますよね。それぐらい供給できるんですよ、安定して。今のつくってる中でも、私が聞いたところは、1トン2トンそれぐらい、全部桜山東町まで入れたら5トンぐらいすぐ集まりますよ。

それともう一つ、Aコープが供給しているということで言われましたけど、Aコープは米に関してやる気がないんですよ、はっきり言って。野菜はやりますよ、米はやりたくないんですよ。実際、私が担当に聞きました。米は扱いたくないと。だから、私が供給体制の整備を質問したのもそこですよ。ちゃんと供給体制の整備がなされているのかと。それは米の売る農家が少ないんじゃないかと、Aコープが買わないからですよ。食育を積極的に推進しないからですよ。その辺はどうなんですか。

○真茅学農政課長 学校給食に出せる指定団体というんですかね、その中にAコープ立神店が入っているところでございまして、現状、学校給食に農家が出すとした場合にですね、何らかのそういう団体が必要でございます。そういうことで、先ほど言いましたように桜馬場地区農産物出荷協議会が、じゃあ学校給食用に取り組みしましょうということで、取り扱い業者であるAコープを中心でございますね、そういう組織をつくったところでございます。

当然、私、先ほど9割以上が自家産米の生産とは申しましたけれども、1割未満、推測では販売量があると。ただ、あるわけですけど、それを即、学校給食に出せるかという、先ほど言いました学校給食供給検討会のメンバーになっていなければならない状況でございます、そのメンバーの中で米を生産している農家が5戸ということでございます。その5戸の農家との話し合いの中で、現状の米の供給実績になってるということで認識しているところでございます。

○8番城森史明議員 いや、そのAコープにこだわれば、それはできないですよ、5件しか。だってあそこは、あそこのそういう決まりでしているわけですから。だって南九州市と南さつま市は、農協が窓口になっているんですよ。農協が窓口になって、5トン、7トン、15トンの大量の米を納めているわけですよ。だから、南九州市、南さつま市がやってることは、同じ南さつま農協ですよ。

なぜできないのか農協にも言ったんですけど。だから、供給体制を整備すればできるんじゃないですか、その辺は。だから、供給体制を整備する意思があるんですか。その辺が問題じゃないんですか。

○真茅学農政課長 この学校給食供給検討会、Aコープを通してやる方法が最適、現状では一番いいとは思っておりますけれども、今、議員が言われるように、この検討会に参加するメンバー、オープンでですね、今、桜馬場出荷協議会のメンバーだけに限られていますので、オープンで募集できないかというのは、現在検討しているところでございます。

○久保等給食センター所長 今、農政課のほうからもありましたとおり、価格の問題等、また、品位検査、異物混入等がないかというような、そういう検査等もございますので、納入物資業者との今後また連携を図っていきたくて考えております。

○8番城森史明議員 そういう意味で、給食で少しでもその南九州と南さつまのレベルに合わせていけばですね、非常に農業も活性化できますし、一石二鳥じゃないかと思えます。そういう意味でぜひ、それとさっき言われたように、児童・生徒の教育にも非常に効果があるわけですから、ぜひ、ふやしていただきたいと思えます。

ちょっと時間なくなりました。次の企業誘致について質問したいと思えます。

県下市町村は、それぞれ企業誘致優遇制度をつくり、企業誘致に努めているが、本市と各市を比べた場合に条件的に不利な状況が見られます。そういう意味で、例えば用地取得面積、設備投資額、新規雇用数などですね、中規模もしくは大規模な企業向けになっていないんじゃないかというのが見られるんですよ。そういう意味で、その辺はどうなんでしょうか。非常に市の制度という優遇制度というのが、非常に大規模・中規模企業向けにした内容に見れるんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 補助要綱につきましては、補助金の交付要件としまして、用地取得面積は要件とまずしておりません。

新規地元雇用人数11人以上、ソフトウェア業については6人というふうに人数が少なくなっておりますけれども、設備投資額が1,500万円を超える場合に補助対象として、交付限度額2,000万円の補助金を交付しております。なお、設備投資額が10億円以上、用地取得面積が1万平米以上の大規模案件については、交付限度額を4,000万円としております。

補助金の支出に関しまして、本市経営の観点から考えますと、将来にわたって誘致企業が本市に納付していただく法人市民税、固定資産税等の新たな歳入増を見込んで、企業の事業所設置に係るイニシャルコストの一部を助成するというようなかたちになっております。

このように、誘致企業に対して市民の皆様からお預かりをした税金の中から何がしかの補助金を交付して優遇するわけですので、これに対しては、市民が期待する一定数の雇用の確保というのは、誘致企業にお願いしたいというようなかたちで、このような状況になっているところでございます。

それと、同じ質問の流れの中で条件的にどうも不利じゃないかというふうなところがございました。本市の補助金の限度額、大規模案件で最大4,000万というところがございますが、これにつきましては、19市中12位という金額になっておりまして、おっしゃるとおり大きくはありませんので、昨年から少しでもいいから他市を上回る厚い待遇になるようにと、見直すようにということで市長から指示をいただいております。なお、見直しのタイミングとしましては、次の企業誘致が具体化する段階で、相手企業の進出形態に合わせた使いやすい要綱になるよう柔軟な見直しを行いたいというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 この前いただいた資料を見ますと、設備投資額に対して2%、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市なんかは、設備投資に対して10%以上なんですよ。そして、用地取得費っていうのも一応補助があるところもありますよね。この用地取得要件等に用地取得面積というのは1万平米とあるんですけど、これは別な少ない面積もあるということなんですか。

それと設備投資額は10億円以上って、新規雇用件数11人以上ってなってますけども、これより低いレベルの要件があるということですか。

○神園信二企画調整課長 はい、おっしゃるとおりでございます。ただいま答弁でも申し上げましたとおり、新規雇用11人を確保していただいて、さらに1,500万円以上の設備投資が行われるという場合につきましては、交付限度の2,000万円というケースに当たりますので、そちらのほうの適用ということになってまいります。

○8番城森史明議員 新規雇用者が5人とか、用地取得が1,500万平米とか、その辺の段階的なあれがあるということで理解でいいですか。理解でいいってということですよ。

それともう一つ、コールセンターという、要綱が枕崎市の場合入ってないんですよ。この辺は非常にその雇用をすべて人間がするわけですから、雇用効果は大だと思うんですけども、この辺はどうなっているんでしょう。なぜそういうコールセンターを示してないんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 まず、コールセンターのお話に入ります前に、先ほどから説明しておりますところがうまく伝わらないのか、新規の地元雇用人数は11人というのは、大規模案件であれ小規模案件であれ確保していただきたい。ただ、業種でソフトウェア業については6人という縛りを緩くしている業種もございますということでございます。小規模案件の場合は、11人の雇用をしていただいて、1,500万円を超える設備投資が行われるものについては、2,000万円を限度とした補助金の交付と。先ほどから議員が言われる用地取得面積1万平米以上、10億円以上というのは大規模案件ということでございます。

それから、コールセンターにつきましては、要綱の中では掲げておりませんが、そのようなチャンスがあれば私も業種を限らずに誘致の業務は行ってまいります。ただ、コールセンターの業態といたしまして、非正規雇用の方で9割以上を占める状態。それと、この定着率が非常に悪い、離職率が高い業務であると。非常にストレス、それから待遇の面で、ほかの製造業等々とは非常に特殊な変わったところがあるようでございますので、その辺はまた留意しながら対応に当たっていきたいというふうに考えております。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時21分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○14番吉嶺周作議員 皆様、こんにちは、吉嶺周作です。

しばらくの間、おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、本市の2014年は市長選挙で幕をあげ、三つどもえの激しい選挙戦となりましたが、現職である神園市長が3度目の当選を果たしました。改めまして、おめでとうございます。

そこで、神園市長の選挙広報の中に、市民と行政の協働、活性化を目指す市民活動への積極的な助成と公約を掲げてありましたが、具体的内容について市長の胸の内をお聞かせ願います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市民と行政の協働、活性化を目指す市民活動への積極的助成とは、各公民館または複数の公民館が一体となって、それぞれの地域課題を掘り起こし、自分たちの住む地域をどのような地域にしていくのか。また、どのような地域にしていきたいのかなどの目標を掲げ、地域住民が一体となって、独自に、または行政と協働しながら、その目標に向かってどのような活動を行うのかなど、各公民館等の独自の自由なアイデアに基づく事業プランを競う。例えばの話ですが、コンテスト的なものを開催し、真に各集落が活性化し、ひいては本市に元気が出るような事業案を提出していただいたものに対して、市が積極的に援助・助成を行おうとするものです。

具体的な事業の枠組みや予算については、当議会が、私の3期目の任期就任後、間もないため提案できておりませんが、今後、十分に検討を行った上で、今後の議会にお諮りする予定でありますので、御承知おきいただきたいと思います。

助成という以上はですね、まず本人たちがやる気を持たないことにはですね、ということで、そういう本人たちみずからが何かを起こそうとする気があるのかどうかと、そういったことがやはり審査する場合には大きな項目に入ってくるだろうと思いますし、その実績等もですね、そういったものを勘案しながら内容を考えていきたいと、こう思っております。

○14番吉嶺周作議員 昨年、枕崎小学校6年生の選抜メンバー43人が集団行動の全国大会で優勝いたしました。夏休み返上で練習し、一生懸命取り組んだ児童や応援された保護者に対し、心から敬意を表します。

この集団行動に選抜された児童の保護者に相談を受けたことがありました。それは、集団行動の全国大会の舞台が神奈川県だということで、児童と指導にかかる経費はテレビ局が負担してくれますが、保護者は全額実費だということでした。

私は、その保護者に1泊2日で幾らぐらい必要なんですかと聞いたところ、五、六万だと言っており、保護者のほうから市のほうでも少しでも助成制度のようなものはないのですかと尋ねられましたが、そんな制度はございませんと答えました。

振り返ってみると、3年前も枕崎小学校女子バレー部が県大会で優勝し、全国大会出場が決まり、舞台は三重県伊勢市でした。残念ながらその年は東日本大震災があり、大会は中止となりましたが、そのときは3泊4日で20万くらいのお金を工面しなくては行けないと相談を受けたことがありました。保護者の方々は我が子のため、枕小バレー部のため記念タオルをつくり、1枚1,000円で何日も駆けずり回り必死にタオルを売っていました。このときも本市からは何の助成金もなかったと保護者から聞いたことを覚えております。我がまちの子供たちが県の代表で全国大会へ行き、活躍することは枕崎市民の夢でもあり、誇りでもあります。

今後は全面的に行政も一丸となり、積極的に取り組んでいただきたいと思います。税金を納めている市民にとっては、税金の使い道など、本市の政策に対する不満や欲求が増すばかりだと思いますが、当局としては今後どう考えているのかお伺いいたします。

○久木田敏副市長 ただいまの質問に関して通告がありませんでしたので、ちょっと非常にお答えしにくいところですが、確かにスポーツに対する補助ということで、教育委員会のほうでもそういうような助成というのはありますので、そこの範囲が限られていますが、そこら辺の取り扱いについて、今後どのような方法があるのか、する必要があるのか、そこら辺はまた今後、検討していきたいと思っております。

○14番吉嶺周作議員 今、一つの例として挙げましたが、市民の要望にも対応できる行政、ま

ちづくりを推進していかなければ、今の市民は、枕崎は財政が厳しく金がないことを知っております。期待したいけど期待できない。あるいは、行政に関心が薄い市民が多い。こういったことでは選挙の投票率などにも響いてくるわけです。今後、いつ全国大会出場になるようなときでも、市民に対し積極的な助成ができるような予算の編成もやっていくべきだと強く要望しておきます。

次に、市民と行政の協働、活性化を目指す市民活動への積極的助成ということで、私からの提案になるんですが、人と自然の共生を基本とした、自然を生かしたまちづくり事業の一環といたしまして、磯釣り大会の開催を本市で行うプロジェクトを立てることで、もちろん市民と行政が協働で行う事業になりますので、予算編成をしてしていただくことにはなりますが、最終的な目的としては、本市に多大な金が落ちる経済効果があるということです。

といいますのも、この磯釣り大会に条件をつけます。魚種はインダイ釣りに限る日本一の大きさを競うもので、現在、日本記録が2010年島根県隠岐の島で釣れた魚拓サイズ84.5センチとなっております。話によると、この枕崎から坊津沖の海は、全国でも有数の漁場で知られ、年間約1,000人もの磯釣り客が枕崎を訪れているそうです。この日本記録を枕崎から坊津沖の海で更新した方には、賞金、例えば、200万から300万を獲得できる企画で全国に発信し、日本記録の魚拓サイズ84.5センチ以上が釣れるまでは継続できる中・長期的な事業にしてみてもいいところですが、そうすることにより、現在本市に年間1,000人来られている釣り客が1年を通し、5倍、10倍と未知数を見込んでいるのですが、当局としてはこの企画、プロジェクトに対し、どう思いますか。

○神園信二企画調整課長 議員の御意見、御要望ということで賜りたいと思います。

○14番吉嶺周作議員 本市は観光地として、指宿や霧島のような天然温泉があるわけでもなく、観光スポットとしてインパクトが弱いわけですから、こういったイベント方式の企画を市民と行政でどんどんつくり、新しい取り組みも取り入れながら集客力を上げていき、磯釣り客の心をつかむような企画を仕掛けることが結果を生んでいくのではないのでしょうか。

ちなみに、磯釣りの雑誌があるんですが、編集長にはこの企画は通してありますので、ぜひ実現に向けて来年あたり予算の編成をしていただきたいと要望しておきます。

それからもう1件提案があります。今後は、積極的な助成をしていくという公約について、現在、県内の建設現場で人手不足が深刻化しております。特に、建築関連の技術者、技能者が足りず入札が成立しなかったり、工期がおくれたりするなど影響が出ており、全国的に公共・民間とも建築投資が急増し、需給バランスが崩れております。県内の建設業従業者数で言いますと、2001年には7万6,000人いた従業者が、2012年になると5万4,000人となり、2万2,000人の減少となります。

そこで、将来を見据えた事業として、建設業組合などと連携し、技術者・技能者を育成し、後継者を残していく後継者育成補助事業なることをやっていくべきだと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 お話しにくいところですが、通告等でも全く触れられておりませんところがございます。議員の意見・要望というところで賜らせていただきたいと思いますが、先ほど予算を来年度つけよというふうな御意見でございましたけれども、またその予算のつき方、実現の時期等につきましては、お約束はいたしかねるところでございます。

○14番吉嶺周作議員 昔からこの建設業は地域の雇用を支えるとともに、災害発生時の対応などに大きな役割を果たしてきました。地域における健全な建設業の後継者育成は人口減少などに伴い、大きな課題となるでしょう。今後は、行政と建設業組合とか連携をとり、より一層盛り上げていき、その他いろいろな分野での若者を育てる後継者育成に力を入れていただきたいと要望しておきます。

次に、店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成とは具体的にどういった内容なのか、

御説明をお願いいたします。

○**神園征市長** お答えする前にですね、一般質問は通告制となっていることは知っていますよね。（「はい」と言う者あり）きのう（63ページに訂正発言あり）も質疑か質問かわからんような、質疑と質問は違う、そういったものが出たりしましたがけれども、そういう基本的なことは学んでですね、それを守ってもらいたい。それだけ申し上げて、今の質問に対する答えに入りたいと思います。

平成24年4月1日に施行した枕崎市商店街空き地空き店舗対策事業補助金については、事業の主眼に商店街振興を置き、補助対象事業を枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に直接面する空き地空き店舗において、新たな店舗の出店等のために行う事業を対象として助成しております。

今回、選挙公報に掲げた店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成については、事業の主眼を商業振興に置き、通り会の主要道路に直接面する店舗に限らず、裏通りの店舗でも、また各地域の店舗でも、店舗の改装、改修のために金融機関からの融資を受けた事業については、その融資利子について助成するものです。

具体的な事業の枠組みや予算については、任期就任後間もないために提案できておりませんが、今後十分に検討を行った上で、将来そういったことについて議会にお諮りする予定であります。

○**14番吉嶺周作議員** この公約については、店舗の改装、改修と商売をする方に限定されるわけで、この融資利子への助成も借入れが大きくなるほど利子も膨らみ、予算の編成もやりにくいのではないかと思うところです。24年、25年度に実施した住宅リフォーム促進事業のような年齢制限もなく、職種制限もなく、幅広い市民が活用できる事業をやるべきだと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

○**神園征市長** 今、答弁したように、先ほどの質問について内容はまだ決まっておりません。ここで早急に論ずること自体がまだなじみませんので、そういうことで御了解をお願いします。

○**神園信二企画調整課長** 住宅リフォーム事業を中・長期的な事業にしてみてもという御提案だと解釈いたします。

住宅リフォーム事業につきましては、事業開始時に困窮していた、その事業の開始当時に困窮していた市内の中・小建築業への緊急的な経済対策として発足いたしますということは、事業の発足当時に御説明申し上げたとおりでございます。これを中・長期的な事業ということで取り組むとしますと、事業の目的が変わってまいりますので、事業の必要性、事業内容の妥当性について、また、事業実施に係る所要額、充当する財源等について十分な検討の必要が生じますので、こちらも議員の御意見として賜っておきたいと思っております。

○**14番吉嶺周作議員** それでは、24年、25年度に実施した住宅リフォーム補助金の実績と建設業界への波及効果はどうだったのか、御説明をお願いいたします。

○**依積田清文建設課長** 住宅リフォーム促進事業につきましては、地域の経済の活性化を主な目的とし、平成24、25年度の2カ年で実施いたしました。その実績として、平成24年度は実施件数120件で補助金額は1,275万3,000円、工事申請額は1億6,170万4,000円でした。平成25年度は、実施件数89件で補助金額は1,021万4,000円、工事申請額は1億5,474万1,000円となりました。2年間の合計で実施件数209件、補助金額2,296万7,000円となり、工事申請額が約3億1,644万5,000円に上ったことから、この事業の目的である地域経済への波及効果については、建設業界を主なところとして、大きなものがあつたと考えております。

○**14番吉嶺周作議員** この補助金2カ年で約2,300万の予算づけをし、工事申請額合計約3億2,000万円、それに加え、実際の事業費が市場に影響を与えた数値、産関指数でいくと約5億3,000万円の効果があつたということですが、建設課長としては、この事業をどう評価いたしますか。

○**依積田清文建設課長** 先ほども申しましたが、今の建設業界の中では非常に24年、25年大きなものがあつたのであろうとは思っております。

しかし、先ほど企画調整課長のほうも申しましたとおり、この事業の継続については、今後さらなるいろんな面で検討していかなければならないだろうというふうに思っております。

○**14番吉嶺周作議員** 事業費2,300万に対し、約5億円の経済効果になったということは、本市にとっても市民にとってもよい成果を上げたのではないのでしょうか。こういった市民受けのよい事業は単発的に終わるのではなく、もっともっと拡充し、空き家対策などにも充当できる持続可能な事業にしてみてもいいと思いますが、当局の見解はどうでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** 先ほども御答弁申し上げましたが、新たな事業として取り組むとするならば、事業の必要性、事業内容の妥当性等につき、そしてまた、事業実施にかかる所要額、充当する財源等について十分、十二分な検討が必要であろうというふうに考えておりますし、また、事業目的を何に定めるのかということも大前提かと考えております。

○**14番吉嶺周作議員** このリフォーム促進事業は、数少ない本市の財源の中から工面してできた事業だと理解しておりますが、市民からいただいた税金をこういうかたちで市民に還元し、市民の生活に生命力・活力を与えることが行政が本来すべき責務ではないのでしょうか。この事業は、市長も特に力を入れた事業だと言っておりましたので、今一度御検討をしていただきたいと要望しておきます。

次に、人口減少対策について質問いたします。本市の人口が多かったピーク時からの人口減少の推移はどうなっているのでしょうか。また、人口減少の原因をどう分析しているのかお伺いいたします。

○**神園信二企画調整課長** 国勢調査人口の推移で申し上げます。

本市の人口が最も多かった年次でございますが、昭和30年3万5,546人でございます。以降5年ごとに、昭和35年3万3,511人、昭和40年3万1,464人、昭和45年3万0,084人、昭和50年2万9,685人、昭和55年3万0,060人、昭和60年3万0,099人、平成2年2万8,794人、平成7年2万7,640人、平成12年2万6,317人、平成17年2万5,150人、平成22年2万3,638人となっております。過去における人口減少の原因につきましては、その時々日本国内、それから本市の経済状況等による雇用、労働問題や、その後の少子高齢化社会の出現等さまざまな要因があるかと考えております。

本市における人口構成・人口減少の特徴は、人口減少が毎年3月、4月、この両月の減少で年間減少のおおよそ50%程度を占めるということを考えますと、新規の学校卒業者が雇用先を求めて、大都市等へ流出するなどの要因が大きいと考えておまして、これを裏づけますように、本市の年代別の人口構成、20歳から29歳の人口構成が7.5%であるのに対し、県の同数値で9.5%、国の同数値に至っては10.7%と本市の若者の人口構成は3%以上も少ないと。これが、20歳から35歳まで地域の労働力の中核となり、子供を産み育てる年代の構成比につきましては、本市が12.1%、県が15.1%、国における同数値は17.1%と5%以上の開きが生じまして、年齢構成に大きなゆがみをもたらし、ひいては14歳以下の子供たちの数も少ない構成になるという原因となっているであろうというふうに分析しているところでございます。

○**14番吉嶺周作議員** 人口状況調べの中で、転出や転入を示す社会増減、出生や死亡を示す自然増減とありますが、本市の、ここ近年の状況は報告できますかね。

○**神園信二企画調整課長** 例でとりまして、平成24年10月から25年9月の間でありますけれども、先ほど申しました毎年3月、4月の減少で年130人程度、年間減少が280人程度ということですので、おおよそ半分程度と。毎月減少は大体月ごとにばらつきがございまして、1けたの人数のときもあれば、10人から30人程度と非常にばらつきがありまして、定まった傾向はございません。

○14番吉嶺周作議員 次に、全国的に人口減少が進んでいますが、この人口減少に歯どめをかける方策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、我が国の人口は、平成22年国勢調査時点1億2,806万人というところがございますが、これに対しまして合計特殊出生率等の中位の推計をとった場合に、平成42年に1億1,662万人、平成60年には1億人を割り込み9,913万人、平成72年には8,674万人に減少すると、我が国の人口自体が減少すると予測されております。

これまで行政が掲げる人口予測等につきましては、人口増、人口維持を前提とした予測を掲げてきましたが、先ほど申し上げましたように我が国の人口が減少に転じ、その傾向が加速しつつある中で、本市のみ人口減少に歯どめをかけられるという考え方は難しいものがあると考えております。しかし、各地域や各自治体の努力によりまして、人口減少のスピードを緩めることはできるはずだと考えております。特に、先ほどのお尋ねで御紹介した本市の人口減少の大きな要因となっている若者の流出を食いとめるための努力や施策は本市行政でなく、市民も一体となって推し進めなければならないことだと考えております。一人、本市行政だけ振興策を一生懸命しても、なかなか民間の方々の業績の回復に至らない、業績を回復しても、将来の不安から雇用をふやさないということでは、なかなかこの人口減少というものには歯どめがかからないものというふうに考えております。

○14番吉嶺周作議員 国のほうで、この人口減少に歯どめをかける策といたしまして、少子化対策に交付金を新設されておりますが、25年度補正予算に約30億円計上し、市区町村には上限800万を交付するとのことですが、地域独自の施策、事業計画書の提出が必要条件になっているのですが、本市は申請されているのですか。

○神園信二企画調整課長 少子化対策事業というよりも、事業の中で今、記憶にありますのは婚活、少子化対策としての婚姻の増加のために行う事業については、各市町800万を限度に交付金をというふうな事業要綱等は流れてきておりますけれども、直接、その少子化のためにというところの交付金事業等は記憶にございません。議員がおっしゃっている事業がちょっとどの事業であるのかわかりませんので、申請したとかしないとかいうこと自体の前提の問題かと思えます。（「少子化対策です。少子化対策交付金、新交付金です」と言う者あり）該当の……、（「それは申請されたのかということですか」という者あり）該当の事業をどのような事業なのか承知しておりませんので、申請行為は当然なされてないということになります。

○14番吉嶺周作議員 本市の場合、24年度決算でいいますと、まちづくりに使える一般財源は約2億円です。数少ない財源ですので、このような新交付金が出た場合、日ごろからアンテナを高くし、迅速に動いていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

それから今、言われたこの新交付金は、年度内にも募集を始めるとのことですので、今からでも遅くはありません。ぜひ、この新交付金を獲得していただきたいと思いますとお願ひしておきます。

次の定住者促進の質問は、先ほどの城森議員の質問と重複しましたので、最後の質問に移ります。人口増減による、本市にかかわる歳入歳出など、メリット・デメリットとは具体的にどういったことになるのかお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 ここまでの答弁で、今後、人口増を望むのがなかなか難しい社会情勢であるということは説明したとおりでございまして、ここまでそういう説明をしておりましたので、ここでは人口減少による影響について、想定されるところを申し上げたいと思えます。

まず、人口流出や少子化・高齢化の進展によりまして、本市内の労働力人口が減少することになるということでもあります。この労働力人口の減少は、本市の労働生産性の低下を招くと。で、本市の経済成長率というものは、年々低下していくこととなります。本市の各産業に与えます影響も大きく、地場産業を支える労働人口の減少、労働力の低下、ひいては市内の個人消費の減退、

地域経済の縮小など、地域活力が失われることが予想されます。また、本市の税収減少にも大きな影響を与え、公共投資が減少することで社会基盤の維持にも支障が生じかねないこととなります。

このほか、社会保障に及ぼす影響も大きく、現在問題となっております国民健康保険の財政にも大きな影を落とすこととなります。さらには地域の自治機能の低下、伝統文化の継承にも支障を生じることも危惧しなければならないなど、人口減少は本市の活力を低下させるさまざまな障害を引き起こす原因となることに留意していかなければならないと考えております。

これからは、市の発展や地域活力の向上を目指すために、人口増を望んでも難しい状況でありますので、本市を訪れる交流人口、また、業務等で一定時間本市に滞在する人が本市にもたらす経済効果や、本市に新たな展開を求めて進出する産業・企業の掘り起こし等による新たな経済・雇用の可能性の探求のほか、市民の起業、起業支援、起こす業の支援ですね、起業支援、さらには地方都市である本市の特徴を生かした活性化策や生活のあり方、そして市民の幸福感に関する価値感の変換等も求められる社会状況になるものと考えておるところでございます。

○14番吉嶺周作議員 今後は将来を見据えて人口をふやす政策にも力を入れていくべきだと思います。目標やその結果を出すために何をすればいいのか、市民全体で知恵を出し合い、人口をふやす原因をつくりましょう。原因のない結果はなく、結果のない原因もありません。これを原因と結果の法則と呼びます。

最後に、南薩の雄と言われたこの枕崎をもう一度取り戻し、ネームバリューのあるこの枕崎を再び夜空に輝く一番星にしようではありませんか。

以上で、一般質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで……、市長。

○神園征市長 先ほどの発言中でですね、質疑か質問かわからんようなものがきのうもあつたと申しあげましたけれども、きのうじゃなくて、本議会の初日のことでもありますので、訂正いたします。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時8分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。

今回、環境について質問してまいりますが、我が国における環境に関する法整備は、昭和30年代後半から40年代にかけて始まり、高度成長期とともにさまざまな公害という名の弊害があらわれてきました。いずれも原因は、人間社会の製造活動によるものです。軽微なものは、活動をやめれば自然に改善するものもあるでしょうが、ほとんどは、多額の経費を要することは、今までの時代的経過からも明白です。

そこで今回、市長は市報で「良好な自然・資源環境の確保」を表明しています。どのような方法で効果を得ようとしているのか。また、地域的ポイントは見定めているのか。また、経費的な面はどうなるのか。また、ほかの市町村等の目標とする事例はあるのか。また、これに対しての計画書の作成は終わっているのかどうかをお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 環境の保全については、環境基本法の第3条に述べられておりますが、それを読みますと、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存

続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならないということであり、私も今の枕崎の悪臭問題や、河川の水質汚濁の状況にかんがみ、まさしく基本法に述べるとおりであると思っております。

この自然ということについては、作家の司馬遼太郎さんがかつて小学校6年生の国語の教科書に「21世紀に生きる君たちへ」という題で、いかに自然というものが大切であるかということのを非常にわかりやすく書いてあります。私もそれを読んで全くこのとおりであると、難しいことを言わないで、さすがに司馬遼太郎さんで、わかりやすく書いてくれてあるなど感じたことを覚えております。以来、以来というよりその前からですけども、こういった自然というものをもっと人間が恐れ敬い、そういう気持ちでもって接しなければならないと、こう思っております。

具体的な答弁につきましては、課長から答弁させます。

○南田敏朗市民生活課参事 地域ポイントについてでございます。地域ポイントにつきましては、良好な自然生活環境確保するために、特別に指定している地域はございません。水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、不法投棄等について市内全域を対象にしておりますけれども、緊急性や重要度等、必要に応じて重点的に取り組むなどの対応に心がけているところでございます。

次に、経費的な面でございますが、経費的には公害対策費としまして、平成26年度で451万5,000円を計上しているところでございます。主なものにつきましては、水質検査関係が122万7,000円、悪臭検査、大気汚染等の関係で、硫黄酸化物検査等を含めまして90万5,000円、河川水質保全事業等の補助、河川環境浄化プロジェクト等の支援などの市民協働事業に20万円を計上しているところでございます。

それから、目標とする事例及び計画書の策定についてでございますが、目標とする事例につきましては、河川の汚濁や悪臭等、生活改善の事例については、国内外に多数あると認識しておりますけれども、私どもとしましては、今のところ特例の事例を目標としているところではございません。今後、本市の事例にも適用できるような成功事例が見つかりましたら、それについて検討はしたいと考えております。

なお、計画についてでございますけれども、現在のところ本市は第5次総合振興計画の中で、第1章第1の3というところで、「環境にやさしい社会」の実現ということあらわしております。これを目指して、環境政策を推進しているところでございまして、枕崎市民の環境を守る条例に基づいて対応をしているところでございます。

なお、23年度からは関係各課で構成する環境保全対策検討会を庁内に設置してございまして、水質汚濁や悪臭等の早期改善を行うため年間計画を作成して、環境問題に取り組んでいるところでございます。以上です。

○7番禰占通男議員 今、さっき市長からの基本法の第3条による説明もありましたが、3条を市長から提案されるとは思ってもおりませんでした。今、この基本法によりまして、またこの質問する中で、昔は公害対策基本法というのがありまして、まず調べる中でこの基本法に変わったということが私も今回初めてわかった次第です。

私も冒頭で申しましたが、昭和39年河川法ができて、それからいろんな県条例が昭和46年にできて、枕崎市のこの環境を守る条例が、またそれから10年おくれて昭和54年となっております。ですから、簡単に言えば、我々が社会に出て高度成長期に乗っていたときに、もう日本全国、世界的にも環境破壊が叫ばれる中で成長してきたわけです。私はこれを、環境について述べるのは、自分が川の近くに住んでいるということと、地域で何とかできないだろうかということと取り組んでいるからこそ質問するわけであって、私も流域から離れたら、あまり関心も持た

ないと思います。

ですから、今、参事から説明がありましたように、目標値とする事例もなし。計画書、計画的には、今度の5次計画に沿って、平成25年度から取り組んでるということです。だから経費的な面も公害対策に400万以上、それから水質検査等に120万程度出ているようですが、実際、この枕崎はどっちかというと地形的にも外れたところにありますが、自然が残っていて自然が豊かということは、裏を返せば田舎であると。結局、経済からも取り残されているところが、相反する状態を皆さんが言っているようです。だから一つ、考えようによっては、ちょっとほかに対して言われるようなこともないですけど、やはり市民の生活は、守っていくべきは守るべきだと私は思っております。

そういう面で今後の市長の対策として、自然と市民社会の発展、共存共栄は可能かをお聞かせ願えればと思います。

○神園征市長 自然と人間の経済生活といいますか、あるいは、すべてをひっくりめた人間の生活との共存共栄が可能かどうかというお尋ねですけれども、それは可能にすべきだと思っております。時代によっていろんな問題が起こるでしょうけれども、やっぱりこの最初に申し上げたとおり、自然というものはかけがえのないものでありますから、自然に沿ってですね、人間が生きられるように可能にすべきであろうと思っております。

○7番禰占通男議員 そのように、現実になるようによろしくお願いいたします。

2番目の質問にいきますが、本市は今までこの環境保全に対してどのような対策をとってきたのか。また、河川流域、各河川の流域ですが、海浜の環境悪化。し尿処理場がある落とし川でもあれができたころ、私もちょうど都会から帰ってまいりまして、今では考えられない汚染もありました。

ですから、最初から何事もうまくいくと思いませんが、私の住んでるこの尻無川についても、美原農場は承継から10年、10年というか途中で前企業経営者がどういういきさつでやめたのかわかりませんが、それから承継ということで今の、現在の企業活動が行われております。それで、それからこういう汚染が現実となって、最初は臭いが、川の汚染は、皆さんは今の時代だから川にも入ることはないんですが、悪臭がひどいということで、川の流域の人からは洗濯物を干せない、夏になっても窓も開けられない、それと食事をするとき臭いがすると、それが最初でした。それで今、何とかよくなってきたと思ったんですが、昨年9月ごろからちょっと悪化してまいりましたので、今回の質問になりましたが、その間の10年間の環境という中で、どのように環境が悪化してなってきたのかをお伺いしたいです。

○南田敏朗市民生活課参事 お尋ねの件につきまして、本市の環境行政につきましては、国の施策である環境基本法並びに鹿児島県環境基本条例、枕崎市民の環境を守る条例及び枕崎市の河川をきれいにする条例等の環境関係の法令並びに条例等に基づいて執行されてきているところでございます。

お尋ねの美原農場につきましては、同系列の農事組合法人から独立して、平成19年10月に事業を承継して現在に至っているところでございます。

平成19年から20年ごろは、同農場に起因する悪臭に関する苦情が特に多かったため、平成22年7月29日付で枕崎市と木原公民館、美初公民館と事業者が公害防止協定を締結しておりますので、市では悪臭等の公害の未然防止に努めるよう、これまで指導を続けているところでございます。まだ完全とは言えませんが、悪臭問題、水質関係、以前に比べて改善してきていることは感じております。ただ、今、御指摘がありましたように、水質関係については多々問題もありまして、現在も指導を続けているところでございます。

○7番禰占通男議員 水質検査は、この近年頻繁にやってもらっておりますが、その対策はどのようになされてきたんですか、この10年間に。

○南田敏朗市民生活課参事 同農場に限らずですね、こういう指定施設を持っている養豚場、水産加工場含めまして事業所の排水を検査しながら、基準を超えている場合は指導を行って常に汚水対策等がとれるように、また環境対策がとられるように指導を続けているところでございます。

○7番禰占通男議員 環境については、よくなるよりは私はこの美原農場というのは、ちょっともう関係については悪化しているんじゃないかと、そう思っています。尻無川へもいまだに生活用の廃棄物とかごみですよね、それを捨てる人も流域にもおりますし、海岸通りを通っても昔より減ったんですが、生ごみを持ってきてテトラのところにポイ捨てるとか、そういうのも結構いまだにあります。

ですから、この環境悪化というのは想定外でも何でもないと思うんですよ。結局、人の生活に出たごみを、ただ自分が家以外に捨てる、ポイ捨てるをする。結局、それを環境を悪化するということも考えないで捨てているのがほとんどだと思うんですよね。ですから、このよくなることより悪化しているのではないかということに対して、行政としてはどのように取り組んでいくのか。

また、海の日なんかもあります、海の日と言っても、私も議員になってから行ってありますが、それまでは仕事と重なって行けなかったというのがありますが、海と関する人はいいんでしょうが、それ以外はあんまり今も皆さんも興味を持っていないと思うんですよ。そこら辺をどう今後行政で生かしていくのかをお伺いしたい。

○南田敏朗市民生活課参事 環境対策につきましては、先ほど申しましたとおり、総合振興計画の中にも述べておるんですけれども、将来にわたってこの環境を維持していくためにですね、今、広報活動等にも取り組んでるところですけれども、水質の状況については、各河川の検査状況、海域の、河川状況等も広報紙に載せてですね、市民の皆さんにも広報しているところです。

それから不法投棄等につきましても、今、生活保全対策事業というので取り組んでおまして、指導もやっているところでございますので、これについて、継続的に今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○下山忠志水産商工課長 海の日環境美化活動について御質問がございましたのでお答えいたします。

これまでも海の日環境美化活動は、7月の海の日に枕崎港国際化対策推進協議会が事業主体となって行ってまいりました。関係団体あるいは一般参加者合わせて約1,000名近くの方々が参加してやっております。今後も、お知らせ版等を通じて情報を発信しながら、参加を呼びかけていきたいと考えております。

○7番禰占通男議員 美原農場の承継以前の施設の飼育頭数と現在の頭数はどのように変化してきたのか。また、この肉用として出す1年間の出荷頭数というのは、今どうなってるのかをお伺いいたします。

○真茅学農政課長 市の調査によりますと、施設の継承前にあった2カ所の養豚場の飼養頭数につきましては、平成11年度で1,146頭となっており、現在の養豚場の頭数については、平成25年度で3,911頭となっております。それから肉豚の出荷頭数の御質問でございますけれども、個々では把握してないところでございます。

○7番禰占通男議員 今、去年の9月からの汚染は、施設のある何カ所かの故障ということをお聞きかかっていますが、これまでどおり汚染とか、公害、悪臭・汚濁ですよね、それもひっくるめて改善がないとすれば、規模の縮小も私は考えなければならぬときになってるんじゃないかなと思っています。結局、10年一昔ということで、10年間一昔、延々と継続されているわけですから。こういった事業に対しての指導または規模縮小を考えるとすれば、どのような指導になるのかをお伺いしたいです。

○真茅学農政課長 経営規模の縮小につきましては、経営者が判断することであろうと思っておりますが、現状では、浄化槽の処理能力は足りていると判断しているところでありまして、また、

市民生活課の汚水処理の調査では、大分改善されてきていると聞いておりますので、今後とも適正な処理がなされるよう、指導してまいりたいと考えております。

○7番 禰占通男議員 最終的には経営者の判断ということですが、最初、冒頭に市長の基本法のこともありましたが、ほとんどの法律に対して目的、定義、それとあと監督責任ですよ。指導責任というのも全部が、ほとんどが載ってるんですよ。ないのはただ、本市の河川をきれいにする条例と、あと、何だったですかね、その条例だけにはないだけでですね、実際は監督責任として、県と国はもちろんです、県と各市町村、これは実際、責任があるようになってるんですよ。それは、あとで述べさしてもらいたいと思います。

それで、3番目の仁田浦、馬追川も40年近く、尻無川も廃業により一時途切れたものの10年がたっております。これはだれが見ても異常と思われる状況であります。そこで、汚れた河川や海浜や河川の悪化した状態を自然本来の姿に戻すことは可能かどうかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 水質汚濁の進行した海浜や河川の改善につきましては、国内外で先ほど申し上げましたとおり、成功事例があるようでございますので、不可能ではないと思いますが、かなり難しい課題であることもまた事実であると認識しております。

○7番 禰占通男議員 悪化した環境は時間が必要でありますし、経費は当然かかってくることです。だから一番いいのは、冒頭にも言いましたように、この人的生活が環境に影響しないことというのが本来なるんですが、先ほども言いましたように、事業所が廃止すれば一番の原因がなくなりますから、これは原状回復は可能ということになります、実際、雇用、利益、本市に対しても税収にも響いてくるだろうし、そういうことを考えれば無理だろうと私は思っております。

そこで、次の②なんですが、この流域、地域住民を守るのは、だれが取り組むべきかお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 環境改善の成功に至った事例のほとんどは、市民と事業所、河川等の管理者である自治体等が協力して取り組んでいる場合が多いように認識しております。本市では近年、尻無川の自然環境を守る会や清流を取り戻す会、海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る会等の河川や海岸等の環境改善を目的とした市民団体の活動が行われているようでございますので、市としても平成24年度から補助制度を設けて、そのような団体を支援しているところでございますので、今後は、このような市民団体や事業者等も一緒になってですね、取り組んでいく必要があるというふうに考えているところです。

○7番 禰占通男議員 管理者ですよ、市町村、市条例の55条にも、公共の場の清潔保持ということで管理者責任も載っております。

市の責務も市条例3条、まあ、基本法にも書いてありますが、地方公共団体の責務というのがありますから、これは本当にだれも対策に精力的に取り組むということは、あんまりだれもがしたくないと思います。結局、何でかという、当たり前なのがだめになったからこういうことであって、私は本質はそこにあると思うんですよ。本当はだれも目をつぶりたい。住んでる人は臭いぐらいちょっとは我慢しろと言いたいです、それも本当は無責任な話ですので、できれば、市も、我々住民も、事業者も本当に誠心誠意取り組んでもらいたいと思っておりますし、市に対してはそれ以上の活動というか、取り組みをしてもらいたいと思っております。それはできると思いますかね。

○南田敏朗市民生活課参事 環境行政というのが非常に厳しいということを知っていただいて、非常にありがたいと思っております。やはり、こういう課題は先ほど市長からもありましたとおり、やはり、やっていかなければならない事業だと思っておりますので、皆様方の御協力を得ながらですね、取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

○7番 禰占通男議員 今、地域住民、行政、事業者、それは必要なんですが、この河川管理者としての所在というか責任はどうなりますかね。

○南田敏朗市民生活課参事 尻無川で申しますと、御承知のとおり尻無川の河川管理者は鹿児島県でございますけれども、起因者は事業所でございますので、河川管理者の責任というのは、今のところないというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 河川法によると、39年にできた当初からこんな内容だったか知りませんが、1条には目的としては、公共の福祉を増進すると、まあ基本法と変わらないことを書いてあるんですよ。それを考えたら二級河川ですから県の川ですけど、知事の采配によるものが大きいと思いますが、実質は市町村に管理はゆだねられているんじゃないんですか。

○俵積田清文建設課長 どういう管理なのかわかりませんが、普通、二級河川の場合には県がほとんど管理を行っています。

○7番禰占通男議員 このほかの法律を見ますと、この16条にあるのは水路等における悪臭の防止とか、そういうのもあることはあるんですよ。汚濁だけでなく悪臭に対しても。ですから実際、悪臭に対しても、行政も何度か検査を試みた経過報告なりをもらっておりますが、いつも測定できなかったと。

私は議員になったとき、最初、環境についても質問しましたが、県内には臭気鑑定士というのが実際人間の鼻でかぐ人がいるんですよ。やはりそういった対策も、私は取り入れてもらいたい。これは要望しておきます。

次の、この事業者の責任についての指導は、どのようになされているのか。また、事業者の公害というこの水質汚濁、悪臭防止に対する認識の度合いですよね、どの程度なのか。それで市内全域には畜産関係があります。騒音問題もあるでしょう。それで、この汚染源の事業者たち、まあ、それに関係する従業員ひっくるめてこの教育学習等は必要ではないかと思いますが、行政としてはどう思いますか。

○南田敏朗市民生活課参事 環境に関する意識高揚ということにつきましては、事業者だけでなく市民の皆様方にも必要であるというふうに考えておまして、市民の河川環境問題等に関する意識高揚を醸成するため、今後は、市内の河川を中心に水生生物学習等をですね、小・中学生を対象に、検査をしながら環境学習を行うというようなことも考えております。そうすることによって事業所の方々もですね、子供たちがそういうことをしてるんだということで、一つの考える起点になっていただければありがたいということで、意識高揚も図りたいということでございます。

かねてにつきましては、事業所の排水を最低年2回は、指定施設を持っているところにつきましては、事業所排水を検査をしておりますので、それで先ほども申しましたとおり、超過した部分については、改善命令というか改善のお願いの文書を出しまして、改善されていない場合は、再度、文書を出した後に水質検査を再度やって確認をしながら、また、それでもできてないときは、さらに改善の文書を出す、改善通知を出すというような取り組みをやっているところでございますので、事業所についてはそのような取り組みをやっているところでございます。

そういう取り組みをしながら、市民の皆さんの、事業所を含めて、意識高揚を図っていきいたいというふうに考えておりますので、そういう取り組みながら、河川の浄化に一日も早く達成できるように努めていきいたいというふうに考えております。

○真茅学農政課長 畜産農家の家畜ふん尿処理、悪臭等も含めてでございますけれども、畜産環境対策関連事業をいろいろ使いまして、堆肥処理施設、汚水処理施設、また、発酵微生物消臭対策として、そういうやつの利用推進ということで取り組んできたところでございます。

また、農家の戸別巡回指導ということで、家畜保健所とか専門家を伴って現地指導、また、家畜ふん尿処理技術研修会ということで、年1回は畜産農家を集めて、そういう研修会も取り組んでいるところでございます。

○7番禰占通男議員 課長さん方には、一般質問の打ち合わせということで話はしましたが、こ

の畜産関係で汚水を一滴も出さない、実際そういう経営方法も近隣でやっております。視察に行こうと言って段取りまでできたんですが、それもかなわなかったのが去年でした。その前もそういうことを段取りしたんですが、ただ同級生に獣医がおりますので、何で枕崎はこれを取り組まぬのかと聞いたところ、知らないだろうと。二、三の事業所はやっていますが、普通の浄化槽の事業経営に対して、多分、のこくず、おがくずですね、その処分料がかかるから取り組まないのかも私はわかりませんが、結局そういった事業所がこの近隣にもあります。

ですから、経営者は自分のところの設備が一番だと言っております。実際私も友人、近くにもおりますし、前からいろんなことも聞いてわかっておりますが、ある企業の人に言わすれば、それは自分がやっている設備がいいと思うのは当たり前よ。それで、土着菌、いろんな菌もあるが、やっぱりそれも自分が使っているのが一番だと思ってるのが経営者だ。だからそういった経営者のいろんな能力は高いですよ。実際、自分で経営して赤字を出さないで利益を生むわけですから、そういったことを能力の高い人なんかがこの環境対策に十分な対応を取れば、私はこの今の環境の悪化、汚染というのではないと思うんですよ。ただ、利益、利益に走り過ぎているんじゃないかなと思ってるのが実感です。ですから、経営者ひっくるめてですね、この学習、教育学習は何らかの機会を持って、取り組んでもらいたいと思いますので要望しておきます。

悪臭・汚濁、人が見ても人が住むようなところじゃないねと、今のところ言われぬからいいんですけど、資産価値との兼ね合いはどうなるのかをお伺いいたします。

○山口英雄税務課長 固定資産税の関係で申し上げますけれども、固定資産税の評価額の計算上におきましては、悪臭や汚水等の著しい公害地域に対する特別な補正、減額補正の補正率というのは設けられておりません。ただ、土地の評価につきましては、売買実例価格を基準として評価を行うという方式がとられておりますので、地域的に悪臭や汚水等の環境的な条件によりまして、売買実例価格が他の地域に比べて下がっている場合においては、その地域の土地の評価額につきましては、悪臭等の環境的な条件が実質的に考慮されているということになります。

○7番禰占通男議員 朝からの一般質問でも税収問題が何か所か出てきたんですが、市の財政の悪い中でも、やはり税収というのは必要だと思うんですよ、やはり固定資産税が本市においても相当な部分を占めております。

ですから、税収の観点からすると、この不動産価格の私は高止まりというのは必要だと思うんですよ。買う人は大変でしょうけど、これを売るとなったら、ある程度の価格が保障されてないと不動産を持ってても二束三文だと。そういうふうになれば、またこの取引件数等にも影響が出ると思うんですよ。

やはり、この資産価値との兼ね合いというのは、やはり頭の隅に一つ置いて、私は市の経済活動は推し進めるべきだと思うんですよ。市長が駅舎を昨年整備しまして、また今度も駅前広場が整備されます。そうなった場合、やはりそれだけの資産価値はあの周辺には相当なものが及んでくると思うんですよ。

そこで市長にもちょっと伺いたいんですが、駅舎ができて駅前が整備されて相当なお金はかかりましたよ。この東本町、タイヨーひっくるめてですよ、経済効果というのはどのように思っておられますか。

○神園征市長 私自身は計算したことはありません。

○7番禰占通男議員 4番目の汚染対策としての水質検査についてお伺いいたします。この検査資料の水質検査については、年間経費は幾らかかっているのかお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 水質検査の年間経費につきましては、平成25年の6月議会でも一般質問があり、答弁したところでございますので、そのときの答弁でお答えしたいと思います。

平成25年度予算で142万9,000円でございます。河川が約67万9,000円、海域部分が約21万7,000円、事業所分が36万2,000円、おおよそですね、突発事故対応分が約17万1,000円で、合

計142万9,000円となっているところでございます。以上です。

○7番 禰占通男議員 この美原農場関係についてはまとめていませんか。

○南田敏朗市民生活課参事 各事業所、美原農場の場合は事業所でございますので、事業所で1回当たり5,740円が私どもの考えている予算額でございます。

○7番 禰占通男議員 水質検査となりますと、今後、増加するんですか、今の現状維持なんですか。

○南田敏朗市民生活課参事 項目等を減らすことは考えておりませんで、現状の項目でいきたいと考えております。ただ、これまでの入札実績等を踏まえまして、多少、先ほど申しましたとおり、平成26年度の当初予算では減額をしているところですが、その分を悪臭対策とかです、対応していきたいというふうに考えております。

それから、水質に関しては、パックテストというのがございますので、簡易テストを導入しまして、経費のかからない方法で、みずから、自分たちの、職員のできる分については、測定をしていくという方法も導入しようということで考えているところでございます。

そういうことがございまして、額的には平成26年度は多少減額をされているところでございます。以上です。

○7番 禰占通男議員 次の水底の洗浄、ヘドロが堆積している状態なんですけど、しゅんせつ事業、導水事業とこれを考えるべきではないかと思うんですけど、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 尻無川を私も毎週月曜日に今、回ってるんですけども、美初橋から新木原橋の間でヘドロ状の堆積物が多少見られますけれども、現状ではしゅんせつ工事や導水事業を要するまでの状況にはないと考えております。それで尻無川につきましては、二級河川でございますので、必要があれば県にも協議をしたいと考えておりますけれども、導水事業に関しては大きな、ほかから持ってくるような川がございませぬので、まず、そういうところも考えていく必要があるのではないかなと思っております。以上です。

○7番 禰占通男議員 汚した者の責任っていう、管理責任はどうなりますかね。

○南田敏朗市民生活課参事 それにつきましては、先ほどもありましたように起因者となるのがございます。それについては、環境基本法の中で述べられておりまして、必要と認められれば起因者が負担するということが考えられますよということが基本法の第37条に原因者負担ということで載っておりますので、それについては可能性はあるというふうに考えております。以上です。

○7番 禰占通男議員 この流域の河川の改修、尻無川まで水路が注いでいるんですけど、これは河川の改修は必要ないのかということをおっしゃいます。なぜかという、水路が市道を飛び越えたら、もう山林の中を幾らですかね、五、六百メートル以上、尻無川まで続いているんですけど、汚れている状態が山の中まで、足を踏み入れないとわからないと。こういった場合、経営者、事業主ですけど、車で通勤して車で帰る。ほとんどこの汚れた状態を見て、毎日を過ごしていると言いがたいんですよ。ですから、事業主の啓発ですかね、そういうためにも必要ではないかと思っておりますが、どう思いますか。

○南田敏朗市民生活課参事 御指摘の部分は美原農場下から尻無川までの間、山林を流れている区間だということで承知しておりますけれども、この部分については、河川改修等ができないかということで、関係課の農政課、建設課等に確認をいたしましたところ、該当する治水事業はないということでございました。なお、現時点で環境関係にもそういう該当する事業が見当たりません。

それで、私どもが先ほど申しましたとおり、毎週月曜日の検査、それから年4回の河川の水質検査を行っているところですが、現在の美原農場の下の擁壁を、三面側溝になっている部

分でも十分確認ができるところでございますので、このような水質検査を継続しながら、河川改修をしない方法で、同農場を初め、事業者、市民の皆さんの環境問題に対する意識高揚に努めていきたいというふうに考えております。

そして、指導の中でですね、同農場の職員の皆様にもお話をする機会がありましたので、汚水処理対策をやっている職員の方には、毎朝通勤時に河川を確認してから上がってくださいということでお願いもしているところです。以上です。

○7番 禰占通男議員 答弁がありましたように、従業員の方、経営者が毎日河川に注意を払うことが本当に必要だと思いますので、そこら辺の指導はよろしく願いいたします。

それから、試験水の取水場所はどこなのかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 取水の場所につきましては、特定事業場の取水の場所だというふうに受け取りまして答弁いたしますけれども、基本的には汚水処理槽の排水口のところでございます。以上です。

○7番 禰占通男議員 この水質検査の検査基準が4項目示されておりますが、この基準値について全基準値内の水質が合格、オッケーだということは、私がもらってる経過報告についても1件か2件しかありません。どっちかが浮遊物が多かったり、四つの基準のうち一つか二つは基準に達しないのがほとんどです。こういった排水を放流する自体が、今、市長も言われました基本法から汚濁法、県条例、もろもろありますが、それによりますと、基準値以内でないものは放流してならないと。それにしては、適切な指導監督のもとにという言葉が載っております。

この結局、検査基準に載ってない浮遊物が確認されたものを放流する、これに対しての指導というか、今後の対策はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 事業所の検査につきましてはBOD、SS、大腸菌群数等、PHを行っているところでございますけれども、御指摘の農場がクリアできないのが一番多いのがSS、浮遊物でございまして、これについては、1項目でもクリアできないと、私どものほうからは改善のお願いの通知文を出しているところでございますので、今後ともそれを続けていきたいと思っております。

なお、改善通知を出した後ですね、また再度水質検査も行っておりますので、そのときにクリアできてなければ、また再度指導していくというかたちですね、継続して指導しているところでございますので、その辺のやり方については今後とも継続していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○7番 禰占通男議員 次の事業者の、事業者側の測定、汚水の記録保存ですね、これはどのようになっているんですか。

○南田敏朗市民生活課参事 枕崎市が事業所排水の水質検査を行った際の調査結果につきましては、それぞれの事業所に送付をしておりますけれども、水質汚濁防止法の排水基準が適用されていない事業所につきましては、生活環境項目、私どもがやってるPH、BOD、SS、大腸菌群数等の調査結果の保管に関する規定は特にはないところでございます。

しかしながら、私どもとしては指導の状況、それから事業所から私どもに調査結果について問い合わせがあったりすることを考慮しまして、各事業者へファイルにとじて保管するように指導、お願いをしているところでございます。

○7番 禰占通男議員 昨年9月からのいろんな設備の不具合があって、汚濁に見舞われたわけですが、この事故時の措置、常時監視というのは、法にも載ってるんですが、これはどのように現在は活用していますか。

○南田敏朗市民生活課参事 枕崎市内の指定施設の設置事業所、御指摘の事業所も含めましてそうですけれども、枕崎市民の環境を守る条例第47条に該当する事故が発生した場合には、同条例に基づきまして応急措置並びに報告をすることになっております。また、市長、公民館長と公

害防止協定等を締結している事業所につきましては、公害防止協定に基づき市長もしくは公民館長へ報告することになっております。

今回の事例につきましては、私どもが先に御指摘をしておりますので、向こうとしては報告をしてないというところがございますが、それにつきましては、嚴重に注意をしているところがございます。

なお、水質汚濁防止法第14条の2に該当する特定事業所の設置者につきましては、県知事へ報告することになっております。このような運用の中で、今後も取り扱っていきたいというふうに考えております。以上です。

○7番 禰占通男議員 今年の例をとりますように、この緊急時の処置ですよね。これをどうするのか。基準に達してない、汚水を垂れ流す。私に言わせれば、当然、用水路に流さないでどっかへ排出するべきだと思いますが、この緊急時に対してはどのようなお考えをお持ちですか。

○南田敏朗市民生活課参事 事故時及び緊急時の措置というものにつきましては、先ほどの答弁のとおりでございますが、汚水を流すなどということは無理でございますので、私どもとしましては、早急にですね、回復をするように指導を続けているところでございます。御指摘の農場につきましては、先ほども申しましたとおり、11月11日から毎週月曜日に尻無川の3地点で透視度調査を行いながら、指導を続けているところですが、平成26年の2月24日からですね、きょうも透視度が約31センチとなっておりますので、私どもの指導の結果かもしれませんけれども、同農場の施設管理が正常に機能しているということがうかがえますので、このような運用で対応をしていきたいというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 緊急時の措置ということで人的工作物については、これは経年老朽化により、損傷故障は当然起き得る事象であります。それに対する対策は、私は万全を期すべきだと思います。

時間がありませんので、次の8番をお伺いしたいと思います。この市長も先ほど申し上げたこの基本法、条例により、公害防止そのもので公害というそのものですよね、この状態の改善に今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 公害の定義につきましては、先ほどからありますとおり、環境基本法の第2条第3項において、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることと規定されているところがございます。今回の尻無川の着色問題は、まだ公害までには至ってないと考えておりますけれども、木原公民館等、ほかの河川も含めてですね、地域住民の皆様方のお気持ちを十分配慮しながら、該当する事業所に対して、排水対策、悪臭対策等の環境衛生対策について指導をしていきたいというふうに考えているところがございます。

○7番 禰占通男議員 5番目の環境保全審議会の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 本市の環境保全審議会は、環境基本法第44条に基づきまして、枕崎市民の環境を守る条例で定められて設置している審議会でございます。学識経験者や地域住民代表、関係行政機関の代表からなる15名の委員で構成されることになっておりますけれども、現在は14名の委員が平成25年9月1日付で任命されておまして、任期は2年間となっております。当審議会では市長の諮問に対して、委員で調査・審議して、審議会としての意見を取りまとめて答申を行うようになっているところがございます。以上です。

○7番 禰占通男議員 今回の約1時間にわたる質問ですが、この枕崎の環境を今後どのように対処していくのか、それは、それに対しては生活環境課一つでいいのか。そういった対策を講ずる、やはり審議会なりが必要と思うんですが、公害紛争処理法にもありますように、公害対策審査会を市町村じゃないですが、都道府県ごとに定めるとなっておりますが、今後、枕崎市はどのよう

にこういった対策の紛争に対して取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○南田敏朗市民生活課参事 最初の答弁でも申し上げましたとおり、現在、平成23年度からですね、関係各課で構成する環境保全対策検討会を設置して、水質汚濁、悪臭等の早期改善に努めているところでございます。

会長が副市長で、庁内の関係各課が入っておりますので、これをもとにですね、今後の環境対策については、取り組んでいきたいというふうに考えてます。以上です。

○立石幸徳議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時9分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成26年3月14日)

平成26年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成26年3月14日 午後1時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	14	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	15	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	16	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	17	消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について	〃
5	18	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	24	枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
7	26	枕崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	27	枕崎市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	28	財産の取得について	〃
10	19	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
11	29	公の施設の指定管理者の指定について	〃
12	20	枕崎市陶芸館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
13	21	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	22	枕崎市子ども・子育て会議条例の制定について	〃

15	23	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
16	25	枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	30	市道の廃止について	〃
18	31	市道の認定について	〃
~	~		
26	39		
27	1	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
28	2	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
29	3	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
30	4	平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
31	5	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
32	6	平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
33	42	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立石幸徳 議員
3 番 豊留榮子 議員

7 番 禰占通男 議員
9 番 沢口光広 議員
11番 吉松幸夫 議員
13番 中原重信 議員

2 番 俵積田義信 議員
4 番 今門求 議員
6 番 新屋敷幸隆 議員
8 番 城森史明 議員
10番 嶋野宏之 議員

14番 吉嶺周作 議員
16番 茅野勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

12番 沖園強 議員

15番 牧信利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山口 美津哉 書記
宮崎 元気 書記

下山 健一 書記
平田 寿一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長	久木田 敏 副市長
永留 秀一 総務課長	神園 信二 企画調整課長
下山 忠志 水産商工課長	岩廣 和憲 市民生活課長兼市民係長
本田 親行 財政課長	佐藤 祐司 福祉課長
俵積田 清文 建設課長	真茅 学 農政課長
白澤 芳輝 健康課長	山口 英雄 税務課長
迫野 豪 水道課長	俵積田 寿博 下水道課長
園田 勝美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原田 博明 水産商工課参事
南田 敏朗 市民生活課参事	神山 芳文 市立病院事務次長
山口 英夫 教育長	三島 洋台 教委総務課長
木之下 浩一 学校教育課長	上園 信一 生涯学習課長
末永 俊英 文化課長	久保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味園 耕治 選管事務局長	竈原 均 会計管理者兼会計課長
中村 責郎 消防長	厚石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中原 浩二 消防総務課長兼消防団係長	山口 太 総務課行政係長

午後 1 時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号から第 9 号までの 9 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、こんにちは。

ただいま議題となりました日程第 1 号から第 9 号までの 9 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、職員の育児・介護と仕事の両立支援を図るため、国家公務員に準じて、育児または介護を行う職員が早出遅出勤務を行うことができる制度を新設しようとするものであります。

委員から勤務時間調整はどのようになるのかただしましたところ、国家公務員は早出の場合の始業は午前 7 時以降、遅出の場合の終業の時刻は午後 10 時以前と規定し、その範囲内でいろいろなパターンで勤務できるようにしているとのことです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、本市の厳しい財政状況を考慮し、職務の級が 6 級以上である職員の平成 26 年度における給料月額を管理職について 3 % 減額するほか、平成 18 年度の給与構造改革に伴い給料の級が降格になった職員に対し行っていた現給保障を平成 26 年度から全廃しようとするものであります。年間の影響額は、前者が約 513 万円、後者が約 1, 261 万円です。

委員から 6 級以上の管理職の給料月額が 3 % 減額されることに対し、3 % の根拠は何かただしましたところ、平成 25 年度におけるわたりの見直し、平成 26 年度における現給保障の全廃、平成 24 年度から段階的に行われている退職手当の減額等を総合的に勘案して決定したということでありました。また、給料減額により予測される平成 26 年度のラスパイレス指数は、99. 0 程度になるとのことです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、条例に規定している 14 の特殊勤務手当の中で、へい死動物処理作業手当を 4 月 1 日から廃止しようとするものであります。

現在、日曜日以外のへい死の処理は業者に委託しておりますが、従来対応できなかった日曜日も委託業者が 4 月 1 日より対応できるとのことで、今回、この手当を廃止しようとするものです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 4 号消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、消費税法の一部改正が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、従来の消費税率 5 % が 8 % になることから、枕崎市行政財産の使用料徴収条例のほか 17 の条例について、使用料の額を改定するとともに、条文の整備を行うものであります。

消費税の税率改定に伴う使用料の歳入は、約 1, 980 万円の増額になるとのことです。

委員から、増額になった約 1, 980 万円は国庫に納まるのかただしましたところ、地方公共団体

の一般会計については、課税仕入れと課税支出が同額とみなされているため、基本的には消費税を納める義務はありませんが、使用料は維持管理費としての意味合いが強いため、今回、改正を行うということでもあります。

また、本市の公共施設のすべてにおいて改定がなされるのかただしましたところ、クリーン堆肥センター、市立病院の文書料及びナイター施設等以外の施設において改定がなされているとのことでした。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の一部を改定しようとするものであります。

危険物手数料は、全国統一の手数料であり、本市では全漁連タンクの2基のタンクが該当するとのことでした。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎ヘリポートの設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

委員会は審査に先立ち、現地調査を実施いたしました。

この条例は、本市の航空運送及び消防防災業務の用に供するための施設として、枕崎ヘリポートを設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするものであります。

具体的には、航空法の規定に基づく基準に沿って条項を定めるほか、第4条「施設の管理」及び第5条「指定管理者が行う業務」については、ヘリポートの管理を指定管理者を定めて行うための条文で、指定管理者については、旧枕崎空港ターミナルビルに事業の拠点を有し、ヘリポート完成後も引き続き給油業務を担当する予定であること、さらには、旧枕崎空港の管理において、航空法に基づく管理業務を受託していた経験を有すること等から、南薩エアポート株式会社を指定管理者として指定する予定で、指定管理者の指定の議案は6月議会に提案の予定であるとのことでもあります。

委員から、第6条第1項で運用時間は午前8時30分から午後5時までとのことだが、緊急時にはどうするのかただしましたところ、同条第2項ただし書きにおいて運用時間以外の使用は、市長の許可を受けた場合、この限りでないとしており、同条第3項において、市長の許可を受けた者は、ヘリポートの点検等を行い、離着陸に支障がないことを確認しなければならないと定めているとのことでもあります。

また、別表で着陸料と停留料を定めているが、県の防災ヘリは支払うのかただしましたところ、旧枕崎空港の時点で、枕崎空港活性化のために防災航空基地の機能を本市が誘致したこと、また、県の防災ヘリは公共性が高いことから、減免の措置をとっているとのことでもあります。

なお、県の防災ヘリ以外の年間の着陸料と停留料は、13万4,000円を見込んでいるとのことでした。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法が一部改正されたことに伴い、国の定める基準に準じ、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものであります。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律により地方青少年問題協議会法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うほか、条文の整備を行うものであります。

現行の青少年問題協議会設置条例では、会長の要件を定めていないため、今回、その要件を定めるものです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号財産の取得について申し上げます。

本件は、消防無線デジタル化整備に伴い、消防デジタル無線及び高機能簡易型指令台を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

契約の方法は、3者の指名競争入札により沖電気工業株式会社九州支社が1億1,772万円で落札したとのことです。

委員から簡易型指令台の高機能とはどんな機能かただしましたところ、119番通報が入った場合、画面にその位置が表示され、すぐにコピーして出動隊員に渡し、現場出動態勢が即できるとの説明がありました。また、火災が発生した場合、市民からの問い合わせが殺到しますが、発生した段階で場所などを録音することにより、市民が特定の番号に電話するとその内容が伝わることです。

本件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3 豊留榮子議員 私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま総務文教委員長より報告のありました議案第15号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第16号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第17号消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について、議案第18号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

15号の職員の給与に関する条例は、これまでも職員給与に関しては本市の財政難から給与カット、さらには退職金のカットなど職員には厳しい状態が続いているところです。定年を控える職員は市民のために精いっぱい働こうと思っているときに、仕事に対する意欲も損なわれ、職員の暮らしにも大きな打撃を与えることとなります。何よりも、職員の賃金水準に近づこうと地域の経営者も働く人たちも頑張ってきたというところがあります。その地域経済を引っ張ってきた活力が失われていきます。地域経済の活性化を願えばこそ、この条例を認めることはできません。

16号につきましては、特殊勤務手当の廃止に関してですが、業者が対応するというのを私は聞き違えておりました。ですから、日曜のみ職員が対応しているということでしたので、これは今までどおりあってしかるべき手当だと考えておりましたが、ちょっと聞き違えておりました。

17号消費税法の……、4月からの消費税が5%から8%に値上げされることから、市内の公共施設の使用料を値上げするということですが、市民の暮らしは収入がふえるどころか、光熱水費やガソリン代、食料品などの値上がりで、ますます暮らしが厳しくなっているのが現状です。こんなときに消費税を8%に引き上げることは、許されないことです。この4月からの引き上げということで、増税前の駆け込み需要で消費が活発になったように見えますが、これは一時

的なものです。

高齢化が進む本市においても、年金は減り続けています。国保税や介護保険料などが値上げされている中、施設の利用料の消費税増税は市民に負担を押しつけるものです。市民会館やサンフレッシュ、運動場など多くの市民が利用することからも、消費税増税を転嫁しないという政策判断こそ市民の生活を守る上で必要ではないでしょうか。

18号の手数料条例の値上げにも反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第5号までの4件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号から第9号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号、第26号及び第27号の3件は原案のとおり可決、議案第28号は可決されました。

次に、日程第10号から第26号までの17件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 皆様、こんにちは。

ただいま議題となりました日程第10号から日程第26号までの17件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

審査に先立ち、今回の議案に出されております市道の廃止並びに認定について、2月28日に現地調査を実施いたしました。

まず、日程第10号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定及び日程第11号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

この2件については、片平山児童センターの指定管理に関するもので、互いに関連がありますので、一括して審査いたしました。

条例改正については、児童厚生施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするための所要の条文の整備を行うほか、これまで規則で定めていた開館時間及び休館日について、条例第4条の4及び5として、地方自治法の規定により、今回、条例に規定するものであります。

公の施設の指定管理者の指定については、片平山児童センターの指定管理者を社会福祉法人富士福祉会に、指定期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間として指定しようとするものであります。

児童館については変更はなく、片山児童センターについて、施設の指定管理とあわせて同施設での児童クラブ事業を委託するとともに、開館時間が午後6時30分まで延長され、また、月曜日も開館されることになるということです。

委員から、片平山児童センターの管理を指定管理に移行する理由についてただしたところ、平成22年度の事務事業評価委員会の検討結果を踏まえ、今後の施設管理のあり方について検討し、委託職員の勤務体制の見直しによる経費節減に努めてきたとのことであり、今後における保育士等有資格者の確保や開館日数の増加など運営の充実に努め、利用しやすい施設にしようとするものであるということです。

利用者数は、平成24年度は児童館5,511人、児童センター7,829人であり、経費については、26年度は477万8,000円で、25年度の当初予算と比較すると259万円の減となり、26年度予算額のうち指定管理料は160万円であるということです。

児童クラブ事業では、これまで富士福祉会において低学年受入事業を1園当たり80万円、2園で160万円を一般財源から支出しており、これを児童クラブ事業として1カ所で実施することで、14万9,000円の減になるということです。また、この事業は国・県の補助金が3分の1ずつあり、委託料としては約3倍になるということです。なお、施設の管理と児童クラブ事業への移行を合わせた経費削減額は、約274万円になるということです。

これまで勤務されていた嘱託員については、片平山児童センターに勤務していた2人の職員は、富士福祉会においてこれまでどおり勤務し、同センターで業務を行うということです。また、児童館に勤務していた職員は、2人は引き続き児童館の業務を行い、1人は65歳という年齢もあり退職されるが、パート勤務として引き続き勤務されることになるということです。

今後の施設の管理については、大規模な修理は今後も市が管理し、軽微な修繕等は指定管理料に計上しているため、指定管理者が対応するということです。

以上であります。この2件については反対があり、それぞれ賛成多数で、日程第10号は原案のとおり可決、日程第11号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市陶芸館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本件は、陶芸館について、所期の目的である妙見の里の入所者のリハビリを兼ねての利用や全体的な利用者の減少及び備品等の耐用年数の経過を考慮し、平成26年3月31日をもって陶芸館を廃止するとともに、それに伴う関係条例の所要の改正を行うものであります。

陶芸館については、平成22年度の事務事業評価委員会での検討が行われ、昨年度の議会の特別委員会等の論議等を踏まえ、廃止方針について陶芸同好会会員に説明したところ理解が得られたということであり、建屋及び敷地の処分については、明星福祉会のほうへ売却する方向で、売

却額も含め今後協議をするということです。備品については、公売を含めた処分を陶芸同好会会員やOB、NPO法人の方々も含め、説明しているということです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、医療費助成の対象となる子どもの範囲を従前の小学校3年生修了までから中学校修了までに拡大しようとするもので、平成26年7月1日以後の診療に係る医療費等の助成について適用するものであります。

委員から、医療費助成システムの改修についてただしたところ、医療費助成については、このシステムで事務が行われており、助成を開始するには、すべての対象者に受給資格登録資格者証の交付を行い、その資格者証を医療機関で提示して診療を受けるが、資格者証を出力するためにシステムの改修が必要であるということです。

今回の改正により、中学校終了まで無料化すると対象者は962人ふえて、約1,750万円を要するというのですが、今回7月診療分からということで、1,021万6,000円を新年度予算として増額し、増額後の医療費助成額は5,540万5,000円になっているということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号枕崎市子ども・子育て会議条例の制定について申し上げます。

この条例の制定は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、枕崎市子ども・子育て会議を設置するとともに、それに伴う関係条例の所要の改正を行うもので、施行期日は平成26年4月1日としています。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定や保育の必要性の認定基準の制定などに市民の方々の意見を反映させるため設置するもので、その会議の処理する内容は、特定教育保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況の調査・審議を行い、委員17人以内、任期は2年で組織するものであるということです。

子ども・子育て支援法では、子供の年齢を18歳までと定義しているが、中身は保育の必要性の認定、保育施設の整備、未就学児にかかわる施設の整備が重点であり、市は法律に基づいた計画を策定し、施設整備や子供を育てやすい地域づくりを計画に基づき実施していきたいということです。

委員から、本市における少子化の現象についてただしたところ、未就学児童数は、平成19年3月末の1,068人から平成25年3月末は908人で、約100人減少しているが、保育所の入所人員は、平成19年が年平均で550人、平成25年が535.7人となっており、全体児童数の減少に比べて減少しておらず、最近では0歳児、1歳児を早くから預けて仕事に出るという状況が出ているのではないかとということです。

また、子ども・子育て会議の構成委員で、学識経験のある者というのは、民生委員・児童委員の方が含まれるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の名称が改められ、平成26年1月3日から施行されたことから、該当箇所の条文改正をしようとするものであります。

委員から、法律名の改正内容についてただしたところ、法律名の被害者の保護の次に「等」を入れることで、現状として交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護のあり方が課題と

なっている状況の対策として保護命令制度、その他の施策の対象を拡大しようとするものであるということです。

また、本市における実態についてただしたところ、平成24年度は12人で延べ54件、平成25年1月現在では16人で延べ74件の相談があり、対応として、母子支援施設に入所をしたものが平成24年度中に1件あったということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、火之神公園のキャンプ施設に係る用具の貸出し等について、施設の老朽化や近年のキャンプ形態の変化により、用具貸出しによるキャンプ利用者の減少等を考慮し、廃止するため、所要の条文の整備をしようとするものです。

キャンプ施設は廃止するが、火之神公園は本市の代表的な観光施設で、年間4万人から5万人が訪れており、用具持ち込みでのキャンプ形式で利用がなされていること等の状況を踏まえ、トイレと併設してある温水シャワーは、夏場のプール開設期間中、使用できるよう存続させるということです。また、火之神公園は年間を通じて開放しているので、今後もテント等の用具を持ち込んで公園を利用される方については、一般の公園利用として、公園管理に支障の出ないよう設置条例・規則等に従って使用してもらうものとするということです。

委員から、備品等の処分についてただしたところ、建物及び用具は水産商工課で管理し、建物は倉庫として、用具については災害時あるいは緊急時で使用し、その他の使用についても各課に照会して検討していきたいということであります。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号市道の廃止について及び日程第18号から第26号までの市道の認定について申し上げます。

今回の市道認定は、過去に農政事業で整備された道路のうち、原則として全線の改良がなされていることなど、市道認定基準の要件を満たしている路線について、1路線の起点、終点等の変更のため市道を一たん廃止し、新たに9路線を認定しようとするものであるということです。

委員から、市道認定の方針基準についてただしたところ、農政事業で整備がなされた部分について、農政課のほうから市道編入の申請があり、それを受けて市道に編入しているものが主であるということです。また、過去には市道に昇格してから整備するものもあったが、現在は整備された部分について、市道として管理をしていくということです。

また、市道認定による交付税等への影響額についてただしたところ、今回市道に編入される農道については、一定の要件を満たす農道ではなかったことから、交付税措置はもともとなされておらず、影響額として80万円程度が増額されるのではないかと見込んでいるということです。

以上であります。この10件については、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま産業厚生委員長より報告のありました、議案第19号枕崎市児童更生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について、議案第20号枕崎市陶芸館の設置及び管

理に関する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この19号、29号、20号は、公共のサービスを切り崩していくものです。本来、自治体として担わなければならないサービスを切り捨てて、公的責任を放棄するものにほかなりません。この妙見の里の陶芸館は、現在利用者が減少しているということですが、住民サービスの一環として存続させるべきです。陶芸館の存続を広く市民に宣伝し、年間プログラムなどを作成して市民の利用を促すべきです。定年になったらゆっくと土をこね、焼き物をしたいという人もいます。そして、子供と一緒に陶芸がしてみたいという人が出てくるかもしれません。財政難だからとあらゆる無駄を省け、これで魅力あるまちづくりはできません。新しいものづくりだけにとられるのではなく、陶芸館の建物はまだしっかりしているということですから、窯を買いかえるなど、今あるものに少し手を加えることで陶芸館はまだ存続可能です。土と親しみ、心のゆとりを感じながらものづくりに挑戦することのできる陶芸館は、市民にとっても必要な場所です。住民サービス切り捨てに反対して討論を終わります。

議案第21号の枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてですが、日本共産党議員団を代表して賛成の立場から討論いたします。

この子供の医療費については、多くの子育て中の方々の要望から、3歳未満児の無料化が実現し、そして小学校入学前、小学校3年生までの無料化と拡大されてきました。本市においても中学校卒業まで無料化を要望していましたが、隣接する南さつま市や南九州市などが相次いで中学校卒業までの無料化を実施するなど、全国的にも医療費の無料化が進んできました。

本市の市長選挙においても、子供の医療費の無料化は子育てをする若い方々に限らず、お孫さんのおられる方々の間でも話題になったところです。少子化対策としても、今後、子供を産み育てやすい環境を整えていくことは行政の責任において努めていかねばならぬものと思います。

さらに、この制度を発展させるために、病院の窓口で無料になるよう要望も含め、賛成して討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第10号から第12号までの3件について、順次、起立により採決いたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、可決されました。

次に、日程第12号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第13号から第15号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から第23号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号について起立により採決いたします。

日程第16号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第17号から第26号までの10件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から第39号までの10件は、可決されました。

次に、日程第27号から第32号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

中原重信議員。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第27号から第32号までの6件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第27号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,570万円を追加し、予算総額を102億9,930万円にしようとするもので、当初予算額に対し6.3%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業、農業基盤整備促進事業、用水路改修工事、滑川橋架替事業負担金、ヘリポート整備事業を追加するとともに、消防無線デジタル化整備事業を変更し、平成26年度に繰り越して使用するものであります。

地方債の補正は、退職手当債及び広域漁港整備事業ほか5事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金などであります。

これらの補正財源については、繰越金、地方交付税、市税、県支出金、株式等譲渡所得割交付金、寄附金、財産収入、諸収入、利子割交付金の増、市債、分担金及び負担金、繰入金、国庫支出金、地方消費税交付金、使用料及び手数料の減で措置したということです。

総務費中、一般管理費のその他の委託料の顧問弁護士9万円については、立神中学校の土地に関する訴訟に係る弁護士の旅費、日当であるということです。

危険空き家等解体撤去事業の危険空き家解体補助については、当初予算において2件分の60万円を計上していたが、今回さらにもう2件分の50万円をお願いしてあるということですが、平成25年4月の条例施行前の調査において危険空き家に認定をした件数が90件以上で、ことしの2月28日現在では85件の危険空き家を確認しており、その中の32件の空き家が特に危険なAランクと認定し、解体撤去をお願いする文書を送付しているということです。

これに対し、委員から危険空き家対策について、持ち家は自分で解体処分するのが原則であり、制度運用に当たっての判断をきっちり行ってもらいたいとの意見がありました。

民生費中、児童クラブ設置事業については、年度当初、24年度の基準単価で積算していたが、25年度の新単価が出されたため、今回の補正で25年度の単価に直して計上するものであり、実施箇所数は当初と変わりなく、3月時点で4カ所ということです。

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業については、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の支給認定、施設事業者の確認、施設事業者からの給付費の請求に対する審査、支払いなどの事務処理を実施するため、新たにシステムを導入する必要があるため、全額安心子ども基金を活用した県補助金で措置しているということですが、電子システムの仕様の作成等に時間を要したため、26年度に明許繰越しするというものです。

衛生費中、海岸漂着物地域対策推進事業については、当初、委託費で計上していたが、国庫補助事業になったため、項目を補助金へ変更するとともに、入札により予算額が減額となったということです。実施箇所については、市内の海岸線の中で38カ所の海岸で清掃活動を行っているということです。

農林水産業費中、青年就農給付金については、当初6名見込んでいたが、実績として4名になったことから、今回、減額補正をお願いしたとのことで、4名の就農については、野菜農家1人、花卉農家1人、カンショ農家2人であるということです。

土木費中、道路整備に係る負担金に関し、中原の集落内と下山の自動車修理工場の手前の変則なカーブの区間の改良については、地方特定道路整備事業に伴う5%負担であるということです。

ヘリポート建設に係る工事請負費は、大阪の航空局との協議等で行うべき事業等がふえてきているが、ほかの事業での執行残または節約できる部分の見直しを行っているということです。また、補償補填及び賠償金については、九電の電柱移転の協議が整った結果、当初、300万円計上していた補償金が93万円程度で済み、約200万円の減となったということです。

教育費中、金山小学校閉校に伴うスクールバスについては、入札の結果、75万9,000円減額となったとのことであり、運行については民間委託の方向で考えているということです。

歳入に関し、土木費国庫補助金の防災・安全交付金事業については、当初、事業費を6,560万円ほど要望したが、5,248万円の交付決定があり、その60%が国費であるため、今回、減額された部分を補正で787万2,000円減額したということです。

平成25年度中の財政調整基金の繰り入れについては、2億0,750万円となっており、現時点における平成25年度の残高見込みは、8億1,710万円となるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第28号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,551万5,000円を追加し、予算総額44億2,525万7,000円にしようとするもので、当初予算額より10.3%の伸びとなります。

補正の主な内容は、平成25年度実績見込み等に基づく歳入、歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であります。

療養諸費及び高額療養費は、昨年3月から11月までの診療分の実績と、12月から2月診療分については、平成25年度11月診療分までの実績の平均値をもとに、それぞれ1億0,007万4,000円、540万5,000円を増額するものであります。

共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成25年度拠出金交付金の決定通知に基づき、1,612万6,000円を減額するものであります。

償還金及び還付加算金は、国民健康保険税還付金及び還付加算金並びに平成24年度療養給付費等負担金の精算返納金5,371万5,000円を増額し、繰出金は、市立病院の医療器械等整備に伴う直営診療施設勘定繰出金234万1,000円を増額を計上してあります。

これらの財源として、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入金の増と、療養給付費等交付金、諸収入の減で措置したということです。

療養諸費中、一般被保険者療養給付費の増については、前期高齢者に係る65歳以上の方が高齢に伴って発症する割合が高くなり医療費が伸びてきていること、また、特定疾患に該当する病

気で月当たり平均すると約200万円の医療費が必要になる方が3名昨年発症され、その3名だけでも5,000万ぐらいの影響が出ていることと、7月と12月に1件当たり700万、800万という超高額な医療費が出てきているなど、特殊要因により医療費が上がってきているということです。

財政健全化行動計画の見直しについては、国の社会保障プログラム法案の中で、平成27年に開会される常会に平成29年度から県への移管が行われる法律案を提案することが明記されており、平成29年度に移管されるまでに本市の課題である国民健康保険の財源不足の解消は行っていかなければならないということで、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会で見直しを行い、本年6月議会までには、その計画を示したいと考えているということです。

また、現在見込んである赤字部分は最大値であり、決算においてはこの赤字額よりも減ってくる見込みであるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第29号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ557万9,000円を追加し、予算総額を3億0,754万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.1%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者医療保険料の増収見込みに伴う後期高齢者医療広域連合納付金557万9,000円の増額であります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料の増で措置したということです。

後期高齢者医療保険料については、平成26年度から均等割額4万8,500円が5万1,500円に、所得割率9.05%が9.32%に、賦課限度額55万円が57万円に、それぞれ引き上げられる予定であるということです。

後期高齢者の1人当たり給付額は、平成22年度が93万3,484円で、平成23年度が91万1,690円、平成24年度が93万9,034円、平成25年度の見込みが96万6,653円ということで、平成23年以降徐々に上がっており、療養給付費の確定額としても、平成25年度の見込みは、24年度と比較して2億を超過確定額で、その12分の1を一般会計で負担するため、一般会計の負担も年々大きくなっていくということです。

後期高齢者の医療の部分については、介護との絡みもあり、介護保険のサービスと医療等の連携も必要になってくるため、地域包括に関するシステムづくりを急がなければいけないと考えているということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第30号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、予算総額を23億3,190万8,000円にしようとするもので、当初予算額より2.1%の伸びとなります。

補正予算の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修であります。

以上の財源として、国庫支出金、繰入金の増で措置したということです。

今回の介護報酬改定等に伴うシステム改修は、今後控えている制度改正及び今回の消費税引き上げに伴う介護報酬への上乗せに対応するためのシステムの基盤整備に係る改修であり、今後の制度改正に伴う改修については、来年度またお願いすることになるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第31号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,031万6,000円を減額し、予算総額を6億5,912万8,000円にしようとするもので、当初予算額より1.8%の減となります。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものであります。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成26年度に800万円を繰り越して使用するものであります。

補正予算の内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増、受益者負担金前納増に伴う報償費の増、薬品費・電気料の不用額の減、長寿命化詳細設計等の不用額の減及び公債費償還確定に伴う利子の減で、一般管理費23万5,000円の増、処理施設管理費400万円の減、下水道整備費440万円の減、公債費215万1,000円の減であります。

以上の財源として、公共下水道事業受益者負担金及び繰越金の増、公共下水道事業国庫補助金、一般会計繰入金及び事業債の減で措置したということです。

汚水処理は、一部焼却ということで南薩地区衛生管理組合と協議を重ねているが、延命工事が完了し、通常の業務が滞りなくできる段階並びに新しいし尿・汚泥再生処理センターの汚泥を焼却実証実験した後、下水道汚泥は実証実験を行うということであり、当分の間は先が見えていない状況で、現在は肥料化してリサイクル処分を行っているということです。

地方債の平成25年度の元金償還額は、平成24年度と比較して7,000万円程度減っており、26年度も約4,000万円程度下がる見込みであるとのことであり、昭和59年3月の供用開始から30年近くたった終末処理場は、長寿命化計画による改築更新によって機能回復を図る事業を進めながら、地方債の減を進めていく計画であり、起債残高が20億を下回る予定は、平成37年か38年ごろと考えているということです。

下水道計画区域の拡大について、平成24年度に全体計画の見直しを行い、環境の面を考慮して外周部の区域外接続についても検討したが、処理場の長寿命化、管渠の長寿命化などによる経費がかさむことから、今の段階では拡大は考えていないということですが、区域外の接続に関しては、処理場の規模からして工場の1軒1軒の接続については可能というふうに考えているということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第32号平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い医業収益3,629万4,000円、医業外収益302万6,000円、修繕引当金の戻し入れに伴う特別利益500万円を追加し、収益的支出において、給与費の減及び経費の増に伴い医業費用を2,896万3,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億7,161万2,000円に対し、総費用6億2,113万7,000円となり、4,952万5,000円の純損失となる見込みになるということです。

資本的収入においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、652万7,000円を追加し、資本的支出においては、器械備品購入費の増及び敷地造成工事の減による建設改良費の減に伴い1,457万7,000円を減額しようとするもので、補正後の収支は、収入652万7,000円に対し、支出が4,012万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,359万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

総合的に勘案して、収支が改善されているのかということについては、収益において、平成24年度から病床数が5床削減になったが、入院収益は、前年度を若干下回るかたちで推移しており、外来収入については、24年度を若干上回るのではないかとということです。

病院敷地整地事業については、当初予算で1,500万円と設計委託料250万円を計上していたが、病児・病後児保育施設という具体的な施設整備の新たな計画が出てきたために、敷地造成については、建物の設計とあわせてかたちで造成をしないと手戻りが出てくるおそれがあることから、今回、敷地造成工事は見送り、平成26年度の予算の中で造成工事、建築本体工事、外構工事を含めた予算を再度お願いしてあるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「9番」と言う者あり）沢口議員は予算委員ですので、質疑はできないということです。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第27号から第32号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第6号までの6件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33号を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました、議案第42号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,643万7,000円を追加し、予算総額を104億5,573万7,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、庁舎耐震化事業ほか3事業を追加し、平成26年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、市営住宅長寿命化事業、学校屋内運動場非構造部材耐震化事業に係る追加によるものです。

補正予算の内容につきましては、平成25年度の国の補正予算における経済対策への対応などで、庁舎の耐震診断業務委託、市営住宅の長寿命化事業、小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化事業をお願いしてあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し質疑はありませんか。

○9番沢口光広議員 3ページ、教育費、小学校費、この耐震化事業と計上されているんですけど、金山小学校が廃校になるわけなんですけど、この廃校になる金山小学校のことを心配する必要はないかという方もおられるかと思うんですけど、この金山小学校、教育費、金山小学校はこの耐震化のあれなんかはしなくても万全なのか、それとあわせてですね、先ほどちょっと質問、質疑しようかな思ったのは、金山小学校が閉校になった場合、この教員、用務員等、維持管理費等がなくなるんですけど、そこら辺は教育費の関係で、効果、メリット等があるのかそれをお尋ねいたします。

○三島洋台教委総務課長 御質問の金山小学校の体育館の耐震関係でございますが、前の議会でも申し上げましたとおり、本市の耐震工事が必要なものについては、平成25年度、今回枕崎小学校で終わりということでございますので、金山小学校の耐震につきましては耐震があると判断をしております。

ただ後々の利用につきましては、今後また社会体育施設として残すのかというようなかたちで検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○9番沢口光広議員 金山小学校の絡み、先ほどちょっと一点だけ教えていただきたいのは、廃校になる、廃校になったら教員また用務員等もいなくなる。そういった維持管理費等もあるんですけど、ここら辺、今後の見込み、効果という面で廃校になった後の効果、メリットがあるのかデ

メリットがあるのか、それをちょっと一点、どのように見込んでいるのかを教えてください。ありがとうございます。

○立石幸徳議長 ただいま計上されているこの予算8号については、その面は関係のない部分だと思いますので、またの機会にその点は質疑をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 補正予算の小学校、中学校のこの非構造部材の耐震化対策、天井材、照明器具等について、外壁はいいですけど、どのような工事内容となるんですか。

○三島洋台教委総務課長 12月議会の中でも若干お話を申し上げましたけれども、天井が落下してくるということで、耐震のためには危険防止のために天井を廃止するということでございます。

○7番禰占通男議員 この照明はどのようになるんですか。

○三島洋台教委総務課長 照明につきましては、落下しないように針金ですかね、あれで、もし落ちたとしても下まで届かないような措置をしていくということでもあります。当然、新しく取りつけるということでもあります。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、現在設置されている予算特別委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時46分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成26年3月26日)

平成26年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成26年3月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	42	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予 特
2	7	平成26年度枕崎市一般会計予算	〃
3	8	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
4	9	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5	10	平成26年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
6	11	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
7	12	平成26年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
8	13	平成26年度枕崎市水道事業会計予算	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

中原重信議員。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第8号までの8件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,643万7,000円を追加し、予算総額を104億5,573万7,000円にしようとするもので、当初予算額に対し7.9%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、庁舎耐震化事業ほか3事業を追加し、平成26年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、市営住宅長寿命化事業、学校屋内運動場非構造部材耐震化事業に係る追加によるものです。

補正の内容は、平成25年度の国の補正予算における経済対策への対応などで、庁舎の耐震診断業務委託、市営住宅の長寿命化事業、小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化事業であります。

以上の財源として、市債、国庫支出金、地方交付税の増で措置したということです。

なお、地方交付税の増については、国の補正予算による歳出の追加に伴う地方負担の財政措置として追加交付されたものであるということです。

市営住宅長寿命化事業については、今回工事を行う桜山団地、西之原団地は、約20年延命を図ろうと考えており、それ以外の市営住宅の長寿命化は、小山平団地や金山団地のような3階建てのところは来年以降、順次行っていくということです。

小中学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業については、今回、計画している小中学校以外は来年度以降、平成27年度で達成するよう計画しており、耐震化を計画している小中学校については、つり天井や面積的に大きいこと等を考慮し、優先順位をつけて2カ年でやっていこうということで計画したということです。

学校関係の起債については、学校の屋体は避難所にもなるということで、東日本大震災の関係の全国防災事業債が充当されており、交付税措置が80%あるということです。

本件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成26年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

一般会計予算の規模は97億9,290万円で、消費税率引き上げに伴う国の低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置などにより、前年度と比較して1億0,280万円の増、率にして1.1%の伸びとなっています。

義務的経費は、公債費は減となったものの、定年退職者の増加に伴う人件費の増や社会保障関係経費の増加に加え、子ども医療費無料化の拡大などに伴い扶助費が増になったことから、前年度と比較して1.7%の増となり、予算総額に占める割合は、前年度に比べ0.4ポイント高い63.1%となっています。

投資的経費は、普通建設事業において、単独事業はヘリポート整備事業の皆減などで減となったものの、補助事業費が防災・安全交付金事業による道路整備などにより増となったほか、県営事業負担金も増となったことにより、0.2%の増となり、予算総額に占める割合は、前年度に比べ0.1ポイント低い6.0%となっています。

その他の経費は、社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等の改修などで物件費が増となったほか、各特別会計への繰出金なども増となったものの、補助費等について、消費税率引き上げに伴う国の低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置が皆増した一方で、内鍋清掃センターの延命工事の終了による南薩地区衛生管理組合負担金の減少が大きかったことなどにより、予算総額に占める割合は、前年度に比べ0.3ポイント低い30.9%となっています。

歳入については、市税は、最近における景気動向などを踏まえ、1.7%の増、地方消費税交付金は、4月からの地方消費税率の引き上げなどを踏まえ、24.1%の増、地方交付税は、国の地方財政対策などを勘案し、2.7%の減となっています。

国庫支出金は、消費税率引き上げに伴う低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置や社会保障経費の増加などにより16.0%の増となっています。

県支出金は、社会保障関係経費の増加などにより、6.2%の増となっています。

繰入金は、財政調整基金や地域の元気臨時交付金基金の繰り入れなどを計上し、7.5%の増となっています。

諸収入は、資源リサイクル畜産環境整備事業参加者負担金の皆増などにより、12.2%の増となっています。

市債は、退職手当債が増となったものの、内鍋清掃センター延命改修事業やヘリポート整備事業の皆減などにより16.1%の減となり、市債への依存度は前年度に比べ1.7ポイント低い8.4%となっています。

自主財源は、市税や繰入金の増などにより3.5%の増となり、歳入全体に占める割合は、前年度に比べ0.7ポイント高い30.7%となっています。

依存財源は、地方交付税や市債が減となったものの、国庫支出金や地方消費税交付金の増などにより0.0%の増となり、歳入全体に占める割合は、前年度に比べ0.7ポイント低い69.3%となっています。

一般財源は、地方交付税の減などにより0.5%の減となり、歳入全体に占める割合は、前年度に比べ1.0ポイント低い69.5%となっています。

特定財源は、国庫支出金の増などにより4.7%の増となり、歳入全体に占める割合は、前年度に比べ1.0ポイント高い30.5%となっています。

平成26年度の新規事業は、21件の3億2,839万円となっています。

総務費中、給与費について、退職手当を除く全体の給与費ではマイナスになりますが、給与費明細にあるとおり、給料については555万3,000円の増で、管理職手当から勤勉手当、退職手当までは明細書記載の増減となっています。

現給保障については、平成25年度に限り、上限を5,000円とした減額措置をしており、平成25年度の予算計上額と比較すると、給料分が366万5,000円、期末手当分が87万円、勤勉手当分が46万円の減額となっています。現給保障を全廃した場合の影響額としては、給料、手当、共済負担金を含めて1,260万円程度ということです。国のほうも見直しを検討してきており、平成26年4月1日から全廃になることになっているということです。

再任用の4人の内訳については、平成25年度から引き続きお願いする者が2人、平成25年度の定年退職者でそのままお願いする者が2人で、再任用まで含んだ職員数では、平成25年度の当初で268人、平成26年度当初で267人となり、1人減になるということです。

公用車の購入・リースについては、購入する場合には一度に購入経費がかかり、リース契約を

すると経費が平準化されることになることから、財政事情等に伴い、最近リースによる購入が多かったが、リースの場合、市外業者を指名せざるを得ないということもあり、市内に経済効果が及ぶように昨年度から購入の対応も行っているということです。また、リースの場合であっても、車検等については市内で実施できるようにメンテナンスを外した契約としているということです。

全国市長会については、これまで6月議会の会期と重なるということで、出席できないでしたが、ことしの出席については、今後検討しないとけないと考えており、九州市長会は、これまでも可能な限り出席をしているので、年2回の出席を予定しているということです。

社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等改修については、平成28年1月の社会保障・税番号制度のスタートに間に合わせるため、本市のホストコンピューターのシステムをことしの予算から改修作業に入っていくもので、全額国庫で交付されるということです。

この制度は、現在、複数の行政機関等々に存在する個人の情報を同一人物の情報であるということの確認を行うための基盤をつくっていき、社会保障・税制度の効率性、透明性を高めるという国民にとって利便の高い公平公正な社会を実現するための基盤整備として、それぞれに番号を付する作業を行っていくものであり、例えば、転出等々した場合でも、すぐに本人の番号で確認ができ、税の申告、年金の支給、医療保険の関係なども、すべてその番号でどのような状況であるかを管理できるということで、個人の認識にあわせて、健康管理等々に対処する保健施策等、さまざまな分野への活用が期待をされているものであるが、国税関係など他の機関が保有している情報を、こちらのほうでのぞき込むということはないということです。

自治体クラウドについては、現在、県内で伊佐市が利用を開始しているが、自治体の住民情報等を民間のデータセンターに置き、ネットワークを通じて電算処理を行うということになっている。データセンターは、セキュリティ対策もとられ、外部からの進入等はできないようになっており、センターに携わる者が24時間監視体制をとっているので、データの保全としては、安全であるということです。また、災害時に庁舎が被害にあった場合等を考えた場合、外部にデータを置いておくという体制を国のほうも進めており、今後、どの団体もその方向で進んでいくと思われるということです。

民生費中、介護給付・訓練等給付事業については、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害を一つの費目で執行しているもので、平成18年の障害者自立支援法施行によって、3障害を一元化して福祉サービス費を計上しており、内訳については、家事援助、障害者支援施設での生活のための生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練等の自立訓練費、就労につくための就労移行支援といったサービスで、延べ人数として240人が利用しているということです。

臨時福祉給付金給付事業については、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることから、所得の低い方々への負担の影響を和らげるため、臨時的な措置として創設されたものであり、給付額は、対象者1人につき1万円であるが、高齢基礎年金の受給者、児童扶養手当の受給者等について5,000円を加算するというので、給付費と事務費を合わせて8,221万4,000円を当初予算に計上したということです。また、これに関する広報については、4月以降の広報紙でお知らせをしていきたいということです。

保育士等処遇改善臨時特例事業の平成26年度の事業については、国が全体事業費の8分の6、県が8分の1、市が8分の1を支出して行うということで、保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与費改善費を私立保育所に対して交付するものであり、3月末に各保育園から提出される実績報告書の明細で、補助金部分が確実に保育士の処遇改善に充てられたということを確認後、各保育園には支出をする手続になるということです。

子育て世帯臨時特例給付金については、臨時福祉給付金と同趣旨で創設されたもので、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行う

ものであり、受給者は、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本に、現在2,130人を見込んでいるということです。また、給付金は、対象児童1人につき1万円で、事務費と合わせて総額2,564万8,000円を予算措置したということです。

生活保護費については、平成26年度は、平成25年の8月から3カ年で生活扶助費の基準を見直すという措置、平成26年4月から消費税増税分を約3%基準額に上乗せするという措置等を勘案して、4億9,318万5,000円を計上したということです。

生活保護の申請に関し、窓口で生活保護の相談があった場合は、複数のケースワーカーが状況を聞き、申請の意思が確認できたら、その場で申請書用紙を渡しており、本人の意思を確認せずに申請書を渡さないといった状況はないということです。なお、生活保護を受けている人数については、12月分の生活保護速報によると、12月で274人、214世帯であるということです。

衛生費中、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業の施設周辺環境整備負担金650万円については、道路整備事業等に係る事業費1,950万円を枕崎市、日置市、南九州市の3市で分担するものであり、3市で負担した以降の管理等については、南さつま市で行い、3市には一切負担を求めないということを協議会で確認をしているということです。

労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、平成25年度からの継続事業で5事業に取り組んでいるということです。

農林水産業費中、クリーン堆肥センター堆肥発酵施設整備費は、既存の機械類などの更新のほか、これまでになかったトラックスケールを新規に設置するものであり、悪臭対策については、農協のほうで、水洗脱臭、消臭剤を混ぜて悪臭の低減化を図るなど、複合的に悪臭を軽減する取り組みを行っているが、施設の関係上、悪臭を完全に断つのは難しいと考えているということです。

平成26年度から農業政策がいろいろ変わるが、日本型直接支払制度について、今まで行っていた農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払制度という三つの中で、中山間と環境保全型は、これまでの政策が継続されるということから、本市においては中山間地域の直接支払いを前年度並みで予算計上しているということです。

飼料米等については、畜産業者等との契約が先にできていないと飼料用作物に着手できないという前提になっていることから、県を通じて業者等について調査等もしているが、まだまだ少ないということと、本市の水田については規模が小さいことから機械化体系にできないという問題等があるということです。

森林整備地域活動支援交付金については、市内の民有林における間伐の際の作業路の整備等を行う事業で、鹿児島森林組合への委託を想定しているということです。

200カイリ対策費（入漁料）補助は、入漁料及び登録料の補助であるが、これは前年に支払った分に対して行うもので、現在、本市の一本釣り船は、昨年4月から漁業構造対策事業という国の実証事業を行っており、入漁料はその事業の経費に含まれている関係で、今年度の補助の対象は昨年の1月から3月までに支払った分となるため、前年度より減額しているということです。

商工費中、商店街空き地空き店舗対策事業は、商店街の活性化を図るため、空き地及び空き店舗を利用して新たに店舗を出店する者に補助金を交付する事業で、平成24年度から開始したが、これまでの実績として、平成24年度に2件、平成25年度はことし4月からのオープンを控える1店舗に改装費に対する補助を行ったということです。なお、平成24年度調査時における空き店舗数は、10通り会で366店舗のうち96店舗となっているということです。

企業誘致促進補助については、臨空工業団地に進出いただいた企業への企業立地の補助金で、進出時点での積算によると、三千数百万円と非常に大きな額になったことから、単年度で大きな財政支出をするのではなく、平成32年まで100万円ずつ交付し、残りの分については、それ以降、

一括して交付するという、平均化して負担を軽くしたいという相談をし、これに応じてもらったものであるということです。

土木費中、橋梁補修詳細設計業務委託については、橋梁の概略点検等で老朽化が著しいと判断された5橋の補修の設計委託料を計上したということです。

市営住宅長寿命化計画において、費用対効果という点では、外壁や屋根等は補修することにより長寿命化できるとの試算が出ており、該当する部分については、この計画に沿って行っていくということです。

市営住宅長寿命化事業については、昨年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき事業実施していくもので、今年度は古い順に長寿命化を進めるため、まずは桜山団地の1号・2号棟と西之原団地の三点給湯の修繕を行うものであるということです。

公園施設長寿命化計画策定業務委託は、市内の9公園を計画しており、体育施設等についても、大規模な施設については、長寿命化を図ったほうがいいとの診断が出れば、長寿命化の改修を行っていくということです。

本市の公共工事における前払金については、規定により請求があれば、請負代金額の40%を支払うことになっており、出来高に応じて中間前払金も請求することができるが、これは300万円以上の工事を対象としていることです。

前払金の制度に関する状況としては、国は50万円、県は100万円以上、近隣では南さつま市、南九州市、指宿市も500万円であり、そのほか100万円以上に決めているところもあるというようなことで、市内の建設業者から、対象工事費の引き下げの要望は聞いていないが、中小零細企業の保護政策面は考慮しながら、今後検討していきたいということです。

消防費中、消防団員数の増加、それに伴って地域防災力の向上に貢献したということから、本市消防団に2月17日に総務大臣から感謝状を受けているということです。

郵便局からの消防団員の確保については、近年の全国的な消防団員数の減少を受け、総務省消防庁から日本郵政に対して地域貢献のために消防団加入に協力するよう依頼がなされ、日本郵政側も、全国の郵便局に加入に協力する旨の通知を一斉に発しており、本市でも枕崎郵便局のほうで入団促進の説明会を3月6日に行っているということです。

火災や救急等の際は、消防本部内の人員・資機材で対応するということが基本であるが、本市だけで消火あるいは救出活動等ができない場合は、近隣の消防本部に応援を求めるといった協定は結んでいるということです。

教育費中、市民会館の舞台裏の防音については、今後、財政課を含めて協議しながら検討していきたいと思っているということです。また、これを地域の元気臨時交付金の基金を活用してということについては、元気臨時交付金の充当対象事業は、地方債の対象となるような事業であるので、防音対策等の必要性、それから実施する場合についても地方債の対象になるのかといったこともあり、仮に実施するとしても、必ずしも充当できる事業であるのかということについては疑問があるということです。

市立図書館管理運営委託（指定管理）については、指定管理導入前は職員が図書館長兼務まで含め4名、嘱託員3名の計7名であったが、導入後は指定管理先の団体の職員が館長を含め3名、嘱託員5名となり、効果額については、これまでも説明しているとおり1,537万1,500円となっているということです。

公債費中、長期債の利子について、多額の建設事業等を行う場合には、市債を借り入れて経費を平準化する効果があり、借り入れれば利息が発生し、償還が終わらない限り利子も消えないことになるが、元利償還金の57%ぐらいは交付税措置されているということです。

本市の場合、合併特例債や過疎債等の活用が図られない中で元利償還金等に対する交付税措置が低いということは説明してきているが、公債費そのものが他市に比べて突出して多いという状

況にはないということです。

第3次行財政集中改革プランについては、新たに職員からの意見・提言も募集して作業にかかり、平成26年度中に策定をしたいと考えている。1次プラン、2次プラン策定の目的は、今後の非常に厳しい社会経済情勢の中で持続可能な財政運営を行っていくために必要な措置を計画するということであり、今後も財政の健全化に向けてそういった目標を持って3次プランを計画するということになるということです。

歳入中、個人の市民税については、平成25年度の当初予算に比べ課税実績としては所得全体で3億6,000万円程度ふえており、また、全国的には景気は回復していると言われていたが、それに比べて本市においては好転している兆しがなかなかうかがいにくいということも考慮し、当初予算の算定においては、所得を対平成25年度課税実績の99.9%程度と見込み、所得割部分の増、新設される復興増税分の増、また、納税義務者の減少分を差し引き、1,900万円程度の調定増を見込んでいたが、収納率がなかなか伸びる傾向にはないといったことも考慮して、総体で予算額としては1,820万円程度の増を見込んでいたということです。

地方交付税の減については、基準財政収入額に地方消費税交付金の引き上げ分が算入されたことも要因の一つとなっているということです。

地方財政対策についても、国の歳出削減と歩調を合わせて、地方も歳出を削減していくという考え方に立って策定されているので、そういった国の全体的な方向性の中で、健全財政に努めていくということを考えていかなければならないということです。

委員からは、再任用制度に関し、小さな自治体等では若年層を雇用できない状況が出てくるのではないかと思う。本市が活力を生み、若い職場が確保されるようなことをまず念頭に考えてほしいといった意見等が述べられました。

以上であります。本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第4号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

この2件は、一括して審査を行いました。

まず、日程第3号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は42億0,833万6,000円で、前年度当初予算より1億9,474万5,000円の増となっています。

歳出の主なもののうち、総務費については、事務的経費である総務管理費、徴税費、運営協議会費を計上しています。

保険給付費は、予算総額の71.4%計上し、このうち療養給付費については、平成22年度から平成25年までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定したということです。

療養費、高額療養費についても、平成22年度から平成25年度までの実績と1人当たり医療費の伸びをもとに算定したということです。後期高齢者支援金は、1人当たり負担調整対象額に国保加入者を乗じた額から平成24年度の精算額を控除した額を計上してあり、予算総額の8.9%を占めているということです。

介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者数の見込みに、1人当たり年間負担見込み額を乗じた額から平成24年度精算額を控除した額を計上したということです。

共同事業拠出金は、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金で、内訳は、高額医療費拠出金と平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金です。

保健事業費は、特定健診などの事業費に1,744万8,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費を計上してあるほか、公債費、諸支出金を計上しています。

歳入の主なものは、国庫支出金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金、特別調整交付金を計上しています。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分を計上し、前期高齢者交付金は、前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を計上しています。

県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金及び特別調整交付金を計上し、共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を計上しています。

繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分、出産育児一時金等、職員給与費等、財政安定化支援事業分、県広域化等支援基金貸付金償還金を計上しています。

諸収入は、第三者納付金、歳入欠陥補填収入及び滞納処分費等を計上しています。

国民健康保険税については、平成25年度の課税状況並びに枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画に基づく取り組みの結果等を踏まえ、総額6億3,280万5,000円を計上しており、前年度の当初予算に対し、約7.7%の増となっています。

調定額の算出に際しては、本市及び県内の景気回復速度は全国と比較しても鈍く、今後の著しい好転は期待できない状況にあることや、また、農業など一部に所得減少の不安要素もあることから、被保険者1人当たりの所得は平成25年度と変動しないものとし、また、収納率については、依然として厳しい納税環境の中、納税環境の整備及び滞納処分の強化策等をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分は一般分の普通徴収分で、前年度に比べて0.3ポイント低い94.3%、退職分は1.0ポイント高い99.3%を見込んで算定したということです。

これにより現年課税分は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で6億0,856万3,000円、滞納繰越分は、総体で収納率を前年度と比較して2ポイントアップの23%と見込んで計上したということです。

次に、日程第4号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、3億1,991万2,000円で、前年度当初予算に対して2,157万4,000円、7.2%の増となっています。

歳出の主なもののうち、総務費については、事務的経費である総務管理費、徴収費を計上しています。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定負担金及び延滞金などを計上しています。

歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を負担金と同額を計上しています。

後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると、約8.7%の増となっています。

保険料は、2億1,486万円を計上しており、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっているということです。

医療費は伸びている中で、税収は一たん上げても被保険者が少なくなっていくので、前に想定した保険税収よりも減ってくる可能性もあり、また、平成29年度の県の広域化へ向けた取り組みもしていかなければならないということなどを考慮し、現在の平成27年度までの財政健全化行動計画を平成26年度から平成28年度まで延長して計画をつくり直す予定であるということです。

見直した計画については、6月議会には示したいと考えており、そこで、税率改定をどうするか、あるいは一般会計からの繰り入れをどうするかということについて、また、2億6,500万円をどのように解消していくかという解消策についても示したいと考えているということです。

委員から、国保税の算出方法等が他の健康保険と違うことについて、制度の違いだからということで済ませてほしくない、県・国におかしいところをどンドンつないでほしいといった意見。

また、一般会計から数億の繰り入れをすとなつてくると、国保だけの問題ではなく、本市財政全体の問題である。新しい財政健全化行動計画が本当に実を結ぶためにも、市民の健康に対する意識の高揚が一番の基本だと思うので、本市の国保の実態の公開とあわせて十分に喚起し、国保会計を建て直してほしい。さらに、国保会計の立て直しをするには医療費を減らさなければならぬが、その抑制対策として医療費の高い前期高齢者に絞った取り組みも進めてもらいたいという要望がありました。

以上であります。この2件については反対があり、賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成26年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、23億5,527万1,000円で、平成25年度当初予算額より約3.1%、7,124万7,000円の増となっています。

歳出予算の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などであり、保険給付費は、第5期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上してあるということです。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、県支出金、保険料、諸収入などで措置したということです。

平成27年度からの介護保険法の改正により、特別養護老人ホームの入所者の基準を中・重度者に重点化するということで、おおむね要介護度3以上の方々とするという方針が出されているが、その中でも要介護度1、2で現状として入っている方については、引き続き入所を認め、要介護1、2の方は、今後も、状況に応じては認めるという措置もとられているということです。

特別養護老人ホームの待機者の状況は、平成26年1月末現在で110人で、そのうち、要介護度4が30人、要介護度5が15人という状況であり、その110人の1月末現在の状況は、入院が34人、介護老人保健施設入所が41人、在宅が17人、グループホームが10人、高齢者専用賃貸住宅が1人、その他の施設が7人という内訳になっているということです。

予防給付で提供されているサービスのうち、訪問介護と通所介護については、地域支援事業の中に織り込むというような制度改正がなされていることについては、いろんな事業者の参入も考慮し、専門的なサービスの提供だけではなく、専門者以外のサービスの提供はもっと安い自己負担で提供できるような環境を整え、サービスを受けやすくするという理念のもとにそのような変更がなされたものと考えているということです。

委員から、俵積田の建設中の施設については、行政として注視し、現行の介護保険制度の中で、適切に対応するように指導してほしいという要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は7億9,872万5,000円で、前年度当初予算より1億2,743万5,000円の増で、率にして19%の増となっています。

予算の主なものは、一般管理費、処理施設管理費、排水施設管理費、下水道整備費、公債費となっています。

公債費は、元金が昭和60年度から平成22年度までの借り入れに対する元金償還と、利子が昭和60年度から平成25年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額であるということです。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入、事業債で措置したということです。

社会資本整備総合交付金は、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援

するもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金事業であり、国からの内示額は、要望額の75から70%程度で交付されているということです。

受益者負担金は、管渠整備をしたその区域にあるすべての土地に対し、立神地区では1平方メートル当たり380円を賦課しているが、その中で山林、原野、畑等については8割を猶予をし、2割を納めていただいているということです。また、宅地については、接続しない場合においても、その単価をかけた負担金を各年4期に分けて5カ年計画で納めていただくことになっているということです。なお、受益者負担金の収納率は、平成24年度の現年度分が82.2%であるということです。

委員から、住民説明会については、形式的なものではなく、同意書をとるといったことまでしたら後の処理もスムーズにいくのではないかという意見や、本市財政全体の大変な状況は、下水道もその大きな要因となっている。使用料と繰入金の関係でも、事業収入がほかからの支援分を上回らないとおかしい。もう少し事業の立て直しに強力に取り組んでいただきたいという意見がありました。また、説明のあり方や接続率を上げるための広報・啓発活動等について、創意工夫し知恵を絞って庁内体制の中で議論を深め、1人歩きができるような下水道会計をつくってほしいという要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成26年枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

今般、地方公営企業法の大幅な見直しが行われ、平成26年度予算から適用されることになったということです。

新会計制度の主な項目として改正された基準は、借入資本金は資本の部から負債の部に移行して計上することなどの10項目であり、この基準に基づいて予算編成をした結果、収益的収入及び支出並びに資本的支出の記載に変更が生じるとともに、貸借対照表の負債と資本の構成割合は、前年度補正（第2号）後の予算ベースで負債割合が1.9%から78.5%、資本割合は98.1%から21.5%に大きく変わる事となったということです。

今回の診療報酬改定においては、前回のプラス改定に引き続き0.1%のプラス改定になっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは1.26%のマイナス改定となっており、医師や看護師不足もあわせて極めて厳しい状況が続いているということです。

今年度の事業予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,345人、外来で1万7,408人、1日平均患者数を入院で53人、外来で68人と定めたということです。

主な建設改良事業は、病児病後児保育施設新築事業を予定しているということです。

収益的収入は、医業収益、医業外収益、特別利益の合計5億4,510万8,000円を見込み、収益的支出は、医業費用、医業外費用、特別損失の合計6億9,419万4,000円となり、収支差し引き1億4,908万6,000円の当年度純損失となる見込みであるということです。

資本的収入は、病児病後児保育施設新築事業に係る企業債を、資本的支出は、建設改良費のうち有形固定資産購入費として老朽化した器具の更新等、リース債務支払額、病児病後児保育施設新築事業の委託料及び工事請負費、企業債償還金を予定し、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものであるということです。

病児病後児保育新築事業は、病児保育と病後児保育という二通りの選択肢があり、どちらを選択するかは、ニーズに合わせたかたちで検討していきたいと考えているということです。

施設の規模は、乳幼児あるいは小学校低学年児童3人に対し、保育士が1人必要であることから、効率的な運営ということでは、保育士を3人雇用できれば9人まで受け入れられるが、実際には感染症の種類によって1人で1人を見なければならぬ状況もあるので、保育士数は若干ふえらると思っているということです。

また、医師の対応については、新たに小児科医を専任として配置するというのではなく、市内の民間の小児科の医師と連携しながら、医師の診断に合わせた対応を考えているということです。

経営状況については、平成25年度の当初予算の段階で1億2,800万円の純損失、最終的には4,952万5,000円ということで抑えてきており、病床数5床減ではあるが、重症度の違いによる収益の増減というのがあり、今のところは病床稼働率を53人の90%以上を目指し、その方向で経営をしていく以外にないと考えているということです。

また、一般会計負担金は、当初予算の段階では計上をしておらず、今後、財政当局との協議の中で調整をしていくということになると考えているということです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成26年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

平成26年度の業務の予定量は、給水戸数を10,768戸、年間総給水量を291万3,000トン、1日平均給水量を7,981トンと予定しており、前年度予算と比較すると、給水戸数で58戸の減、年間総給水量で4万6,000トンの減、1日平均給水量では126トンの減になるということです。

主な建設改良事業として、老朽管更新事業、道野金山線サージタンク改良工事、街路36号線ほか7線配水管新設工事、牧園配水池配水流量計取替工事などを予定しているということです。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億7,411万5,000円、水道事業費用を4億4,818万1,000円とし、差し引き2,593万4,000円で、税抜き後で1,762万8,000円の当年度純利益を予定しているということです。これを前年度と比較すると、水道事業収益では営業収益及び営業外収益が増となり、合計では965万2,000円の増、水道事業費用では、営業費用が減、営業外費用が増、会計制度見直しに伴う特別損失が増となり、合計では1,422万9,000円の増となるということです。

資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入を5,357万8,000円、資本的支出を2億1,960万3,000円とし、差し引きの不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

また、資本的収入の負担金については、市からの消火栓設置負担金と金山道野線サージタンク改良工事補償負担金であり、固定資産売却代金については、市道改良に伴う水道用地売却分であるということです。

水道事業については、現時点では人口が減少し、その分、歳入も5年間平均で年間580万円程度ずつ毎年減少していくというような状況にある中で、歳入の確保を図る解決策としては、行財政改革や節約のほか、料金収入を上げる方策として、給水人口の増を図るため、上水道に加入していない集落水道等の取り込みも図っていければと考えているということです。

水道事業者への民間委託については、民間活用ということは念頭において検討していきたいと考えているということです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 日本共産党市議団を代表して、ただいま予算特別委員長から報告のありました、日程2号から8号まで、反対の立場から討論いたします。

まず、一般会計の予算ですが、長い間住民が要望し続け、待ち望んできた子供の医療費の無料

化が、やっと中学校卒業まで拡大することができ、これは大いに評価できる点であります。

子供の医療費無料化に関しては、1月の市長選挙に3人の候補者が子供の医療費無料化を高校卒業まで、中学校卒業までと、それぞれ公約に掲げて選挙戦を戦われました。なかなか進展しなかった子供の医療費無料化が、この市長選挙で一挙に中学校卒業まで拡大することができました。南さつま市や南九州市が先に実現したときには、転居しようかしらという声も聞こえてくるほど、特に体の弱いお子さんを抱えた親御さんは、必死の思いで子育てしている様子が伝わってきたものでした。26年度中学校卒業までやっと実現できて、子育て中の方々がどんなに喜んでいたりとか。市政に感謝こそしても、一部の方が心配しているような医療費の乱用など決して起こらないでしょう。

子育て中の若い方々に限らず、身近で孫の成長を見守る方々にとっても、思わずもう1人頑張れと声をかけたくなるような、子育てしやすいまちづくりのために、さらに病院の窓口で無料になるよう神園市長には、現物給付の実現に取り組んでいただきたいと思うところです。

しかし一方では、安倍自公政権が4月からの消費税を8%に引き上げることを強行し、本市においても消費税分を上乗せする値上げをしようとしています。政府は、消費税増税は社会保障のためとマスコミを利用して大宣伝をしてきましたが、そのうそに国民が気づき始めると政府広報が新聞折り込みで全国一斉に配られました。南日本新聞は23日の日曜日に折り込みがありました。

政府広報紙は、増収分5兆円はすべて子育て、医療、介護、年金といった社会保障のために使われますと書き、消費税増税で社会保障財源が5兆円ふえるような印象を振りまいています。実際には増収分のうち、4兆2,000億円については、他の税金などによる財源を消費税に置きかえるだけで、さらに2,000億円は、増税による物価上昇で消えてしまいます。新たに社会保障にまわるとしても、財源はわずか5,000億円に過ぎないということです。

収入はふえずに物価だけは上がる。さらに、市民の生活に追い打ちをかけるように、公園施設の利用料の値上げを決めました。多くの市民が利用する市民会館や総合体育館、運動場、サンフレッシュなど一般会計で扱う公共料金については、消費税分としての納入はしなくてよいのに消費税分を値上げしました。これこそ市民の生活を顧みない便乗値上げそのものです。

そして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の予算においては、国民健康保険料が高く払えない人がいる、滞納していて保険証がないことを人にも言えない、病気になっても、窓口で相談に行く勇気がない、このように心配を抱えている方が絶えません。特に、人間を年齢で仕分けするような前期高齢者や後期高齢者医療などもつてのほかです。後期高齢者医療は早期に廃止し、国民健康保険に統一すべきです。4月からは、70歳になった人の患者負担を1割から2割にします。そして、年金の支給額が昨年10月の1%削減に続き、4月からさらに0.7%減らします。

このように市民を苦しめるのではなく、一般会計からの繰り入れで国保財政を早く立て直し、市民の収入に見合った国保料にすべきです。それにはまず、国庫負担を元に戻して、国民皆保険の精神にのっとり、だれもが安心して利用できるようにすべきです。

そして、介護保険特別会計においては、昨年、第5期事業計画で制度の改正がなされ、訪問介護は1時間のサービスが45分に短縮されるなど、利用者は厳しい状況に置かれているところに、政府は、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外すなどと言い出しましたが、本市は今までのように利用できるということですが、この改悪法案が国会を通過すれば、要支援者の訪問介護と通所介護は国からの補助がなくなり、介護事業所は、この利用料の値上げということになるのではないかと、これでは高齢者や現在介護されてる方の不安は募るばかりです。

そして、公共下水道事業特別会計と水道事業においては、4月からの消費税8%上乗せした予算であり、増税で苦しむ市民の生活を無視したものであります。

最後に市立病院の事業会計においては、新たに病児病後児保育施設新設事業として、4,376万円の予算を組んでいます。内容としては、子供3人に1人の保育士をつけるということで、病気の子供が病状によって隔離して保育をする必要があることから、保育室は3室、病後は1週間程度で集団に戻れるようにしたいとのことであり、医師や民間の小児科医と連携を図るということですが、保育士が常勤するのではなく、数名登録をしておいていただいて、病児、利用者が出たときに連絡をして来てもらうということなのですが、そんな不規則な働き方はだれも望まないと思います。これだけお金をかけて新規につくるこの施設を継続させるには、きちんとした常勤の正規職員をおき、働く若い方々の手助けがいつでもできるような充実した施設をつくるべきです。

以上の点を指摘して反対討論といたします。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第8号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成26年第2回定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成26年 第2回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①沢口 光広	本市の観光地化及び交流人口の増加対策について	<p>1 JRのいぶたま号が枕崎の地に試験運行されてきたが、今後の運行の見通しを伺いたい</p> <p>2 多くの観光客を枕崎の地に呼び寄せるために、今後、どのような施策を考えているのか伺いたい</p> <p>3 今後、どのような施策をすれば交流人口がふえると思っているのか、見解を伺いたい</p>	市 長 副市長 課 長
	行財政改革等について	<p>1 本市の一般会計市債残高及び特別会計・企業会計の借入残高の過去3カ年の推移はどのようになっているのか</p> <p>2 当初予算が計上されているが、今年の歳入・歳出予算計画等から経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率はどれぐらい改善できると予測しているのか</p> <p>3 「地域の元気臨時交付金」の自治体配分が決定されたが、本市と阿久根市は港町であり、同じ人口規模なのに枕崎市1億0,839万5,000円、阿久根市7億0,408万円の配分であり、約6億円という大きな金額の差が生じているが、その理由を伺いたい</p> <p>4 本市は過疎債適用地域に指定される見通しということだが、このことを市長はどのように受けとめ、過疎債を今後どのように活用していく予定でいるのか伺いたい</p> <p>5 今年、何名の市職員が退職するのか。その支払う退職金総額は幾らなのか。なお、本市は縣市町村職員の退職手当の組合に加入していないが、加入することを検討しているのか伺いたい</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	国民健康保険 について	<p>6 近年、鹿児島県及び南さつま市など、「土地開発公社」の解散傾向にあるが、本市の「土地開発公社」の解散は検討していないのか</p> <p>1 年金受給者たちから国民健康保険税があまりにも高く、生活するのに大変苦しいという相談を受けるが、本市の国民健康保険の加入世帯数及び加入者数は幾らか。なお、本市の国保税の滞納者は何名で、その合計金額は幾らか</p> <p>2 現時点において、本市の国保財政はどのような状況になっているのか。また、今年も国民健康保険税を上げざるを得ない状況か伺いたい</p> <p>3 国保会計の赤字解消に当たって、具体的な解決方針・計画を伺いたい</p> <p>4 国保運営を鹿児島県が一括して運用するようになる时候に向けて、本市の国保会計はどういうことを準備しておかねばならないのかを伺いたい</p>	市 長 副市長 課 長
	松くい虫の被害拡大防止について	<p>1 県立火之神公園が松くい虫で相当枯れているが、当局は、何本ぐらい枯れているのか実態把握しているか</p> <p>2 今後、どのようにして松くい虫の被害拡大防止に努める予定でいるのか</p>	市 長 副市長 課 長
②豊留 榮子	消費税増税について	<p>1 安倍首相は、この4月から消費税率を8%に引き上げようとしているが、多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することに反対している。 これから先は、軒並み増税に伴う公共料金の値上</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 618 563 734">子供の医療費無料化について</p> <p data-bbox="384 1144 563 1218">介護保険について</p>	<p data-bbox="619 221 1299 338">げが用意されている中、年金は減らされ、消費税が増税されれば、市民の暮らしは大打撃を受け、地域経済は押しつぶされてしまう。</p> <p data-bbox="619 353 1299 470">市長は、市民の命と暮らしを守る立場から、安倍政権の暴走をストップさせ、消費税の増税を中止させるべきと考えるが、市長の見解を</p> <p data-bbox="596 618 1299 824">1 市長の公約である子供の医療費の中学校卒業までの無料化は、ことし7月から実施されるようだが、無料化の拡大とともに、若い方々が要望している現金の持ち合わせがなくとも病院の窓口で無料になるよう、現物給付を実現する考えはないのか</p> <p data-bbox="596 925 1299 999">2 子供のインフルエンザ予防接種への補助ができないか</p> <p data-bbox="596 1144 1299 1218">1 要支援1、要支援2と認定されていた方々の介護保険の利用はどのようになるのか</p> <p data-bbox="596 1321 1299 1350">2 介護保険から外された方々の人数は</p> <p data-bbox="596 1453 1299 1570">3 事業所は利用者が減り、働く人たちの賃金も低下するのではないか。市は、このことをどのように考えるのか</p> <p data-bbox="596 1673 1299 1747">4 今後、介護保険から外された方々の認定は、どのようにするのか</p> <p data-bbox="596 1850 1299 1924">5 保険料を払っていても、いざというときに利用できないのではないのか</p>	<p data-bbox="1331 618 1426 734">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1331 1144 1426 1261">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	教育問題について	<p>1 安倍政権は、ことし、みずから掲げる教育の右傾化を進めるために「教育再生」を一気に進めようとしているが、このことについて、市長、教育長の見解を</p> <p>2 戦後続いた教育委員会制度を廃止して、教育を市長直轄にして政治的介入を可能にしようとしているが、このことについて、市長、教育長の見解を</p> <p>3 121年の歴史ある金山小学校が、地域住民、卒業生などに惜しまれながら閉校となるが、跡地活用についてはどのように進んでいるのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	地域活性化対策について	<p>1 空き家の再利用として、子供からお年寄りまでだれでも自由に集える居場所づくりができないか</p>	市 長 副市長 課 長
	住民に優しいまちづくり	<p>1 高齢化が進む中、日常のごみ出しが大変だという声がある。ごみステーションの増設を</p> <p>2 枕崎駅前のバス待合所のベンチに風よけの設置を</p>	市 長 副市長 課 長
③城森 史明	定住促進政策について	<p>1 南さつま市と南九州市に比べ、枕崎市は定住促進政策が非常におくれている。少子化は地方の市にとって大きな問題であるが、本市はどのような姿勢で取り組んでいるのか</p> <p>2 平成30年及び35年における各中学校の生徒数の予測は幾らか。また、平成30年及び35年における各中学校区における人口減少率の予測は幾らか</p> <p>3 私が議員になり3年間の市政を見たとき、青空美</p>	市 長 市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>学校給食における地産地消の推進について</p>	<p>術館、駅前開発、商店街空き地空き店舗対策事業補助、がんばる商店街支援事業補助等、市街地に対する政策が多く、地方に対する政策がほとんどなく、お金の使い道が偏っていると感じられる。</p> <p>今後は地方に対する政策も重視し、予算を平等に均等に配分実施すべきではないか</p> <p>4 その中で、桜山及び別府中学校区において、少子化対策における定住促進政策、すなわち住宅新築補助制度を実施すべきではないか。</p> <p>本市に過疎債が適用されることが新聞に掲載された。すべての新築に補助をすれば、いくら財源があっても足りない。過疎地域に限定した補助であれば、持続的な予算措置が可能である。過疎債を活用すべきと思うが、どうか</p> <p>5 平成24、25年度における各中学校区における新築件数は幾らか。それをもとに桜山及び別府中学校区における新築補助額の概算は幾らになるか（補助内容として基本額、加算額として中学生以下の扶養者がいる場合、市内業者を使用した場合におけるの概算額）</p> <p>1 学校給食における地産地消の推進について、国と県の基本的な方針はどうなっているか。これに対し、本市はどのような姿勢で取り組んでいるのか</p> <p>2 学校給食における枕崎市の地産地消製品の比率は幾らか。また、南さつま市及び南九州市はどうなっているか</p> <p>3 平成24年度の学校給食における米において、枕崎市産品の使用量及び比率は幾らか。</p> <p>また、南さつま市及び南九州市に比べ、米の地産地消比率・使用量が非常に少ないと聞いている。南九州市及び南さつま市との使用量及び比率の比較は</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 443 563 607">住宅リフォーム促進事業の実績等について</p> <p data-bbox="384 882 563 999">人口減少対策定住者促進について</p>	<p data-bbox="595 226 1299 300">2 店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成とは、具体的にどういった内容なのか</p> <p data-bbox="595 443 1299 517">1 24年度、25年度の住宅リフォーム促進事業の実績と建設業界への波及効果はどうだったのか</p> <p data-bbox="595 618 1299 734">2 利用状況を踏まえ、このリフォーム促進事業は単発的な事業ではなく、もっと拡充（空き家等）し、持続可能な中・長期的な事業にしてみてもは</p> <p data-bbox="595 882 1299 956">1 本市の人口が多かったピーク時からの人口減少の推移は。また、人口減少の原因は</p> <p data-bbox="595 1057 1299 1131">2 全国的に人口減少が続く中、これに歯どめをかける方策は、どのように考えているのか</p> <p data-bbox="595 1232 1299 1305">3 人口増減による本市にかかわるメリット、デメリットとは、具体的にどういったものがあるのか</p>	<p data-bbox="1331 443 1425 562">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1331 882 1425 1001">市 長 副市長 課 長</p>
⑤禰占 通男	環境保全について	<p data-bbox="595 1458 1299 1574">1 市長は、市報で「良好な自然・生活環境の確保」を表明している。どのような方法（内容）で効果を得ようとするのか</p> <p data-bbox="595 1585 1018 1621">(1) 地域的ポイントはあるのか</p> <p data-bbox="595 1720 1018 1756">(2) 経費的な面はどうなるのか</p> <p data-bbox="595 1854 1018 1890">(3) 目標とする事例はあるのか</p> <p data-bbox="595 1989 1106 2024">(4) 計画書の作成は終わっているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 本市は、今までどのような環境対策を行ってきたのか</p> <p>(1) 美原農場は、承継から10年がたとうとしている。承継時と現況の環境は、どう変化してきたのか</p> <p>(2) よくなることより、悪化しているのではないのか</p> <p>(3) 承継前施設の飼育頭数と現在の頭数は（改善がなければ、規模縮小も考えなければならない）</p> <p>3 仁田浦、馬追川も40年近く、尻無川も廃業により一時途切れたものの10年がたつ。だれが見ても異状と思われる状況をどう感じているのか</p> <p>(1) 海浜や河川の悪化した状態を自然本来の姿に戻すことは可能か</p> <p>(2) 流域、地域住民を守るのは、だれが取り組むのか</p> <p>(3) 河川管理者責任は、どうなっているのか</p> <p>(4) 事業者の責務についての指導は、どのようになされているのか（事業者の認識は、どの程度なのか。市内全域の汚染源の教育学習が必要と思うが）</p> <p>(5) 資産価値との兼ね合いは、どうなるのか（低下した分の補償、資産税の見直し）</p> <p>4 汚染対策としての水質検査について</p> <p>(1) 検査資料の水質検査について、年間の経費は幾らかかるのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>(2) 水底の洗浄、しゅんせつ事業、導水事業を考えるべきではないのか（費用については、国の財政措置等）</p> <p>(3) 流域の河川の改修は、必要ではないのか（水路についても山林を通っている。汚染の認識がないのでは）</p> <p>(4) 試験水の取水場所は、どこなのか</p> <p>(5) 事業者の測定、記録保存は、どのようになっているのか</p> <p>(6) 事故時の措置及び常時監視については、どのようになっているのか</p> <p>(7) 緊急時の措置は、どのようになっているのか</p> <p>(8) 基本法、条例にいう公害そのものである。この状態の改善に、どのように取り組んでいくのか</p> <p>5 環境保全審議会の状況は、どのようになっているのか（公害処理の円滑なる推進を図るため、活動は必要と思うが）</p>	

平成26年第2回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第1号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,570万円を追加し、予算総額を102億9,930万円にしようとするもので、当初予算額に対し6.3%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業、農業基盤整備促進事業、用水路改修工事、滑川橋架替事業負担金、ヘリポート整備事業の追加及び消防無線デジタル化整備事業を変更し、平成26年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、退職手当債及び広域漁港整備事業ほか5事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金などである。
- ・ 補正財源については、繰越金1億3,363万2,000円、地方交付税7,363万8,000円、市税3,970万円、県支出金1,156万1,000円、株式等譲渡所得割交付金410万円、寄附金385万円、財産収入298万円、諸収入154万円、利子割交付金50万円の増、市債6,080万円、分担金及び負担金520万3,000円、繰入金402万円、国庫支出金366万2,000円、地方消費税交付金180万円、使用料及び手数料31万6,000円の減で措置した。
- ・ 給料及び職員の手当に関し、平成25年11月1日現在及び平成26年1月1日現在の職員1人当たり給与の状況は、一般職全体と、一般職のうち代表的な職種として一般行政職及び技能労働職を示してあり、一般行政職は教育行政職員、消防職等を除いた行政職の分を平均で掲げている。平均給与月額が一般職全体は高く、一般行政職が低くなっているのは、教育職、消防職等の一般行政職以外の手当が1月時において多かったということである。
職員数は、一般職が一般会計すべての人数で、内訳は、一般行政職が消防と教育部門等の職員を除いた職員数で178名、技能労務職が4名である。
- ・ 総務費中、一般管理費のその他の委託料の顧問弁護士9万円については、立神中学校の土地に関する訴訟に係る弁護士の旅費、日当である。
- ・ 危険空き家等解体撤去事業の危険空き家解体補助は、当初予算で60万円、2件分を見込んで計上していたが、これまでの実績が58万2,000円で、今回さらにもう1件危険空き家の申請が出され、その見込み額が18万6,000円であることから、補正予算としては、さらにもう1件分を確保するというので、2件分の50万円をお願いしてある。
- ・ 危険空き家対策については、平成25年4月の条例施行と同時に、解体撤去の補助金要綱も創設している。危険空き家の調査は条例施行前から行っており、特に危険空き家に認定した件数が90件以上あったが、今年の2月28日現在で再度確認し、85件の危険空き家を確認しており、そのうち32件の空き家が特に危険なAランクと認定している。この32件については、補助金を適用してでも解体してもらいたいということで、「危険ですので解体撤去をお願いします」という内容と「市の補助も上限30万円、30%の補助があります」という内容の助言・指導の文書を送付し解体撤去をお願いしているが、32件のうち4件については、空き家の所有者が死亡していて、相続人の所在がつかめなかったため、28件に文書を送っている。助言・指導の文書送付後は、問い合わせや、今検討中というものもあり、結果として25年度に申請まで至ったのは3件となっている。また、この申請をせずに、条例の適用前に空き家を解体撤去したというのも数件確認はしている。
- ・ 危険空き家対策については、今後も地域の方と相談しながら、一つ一つ対応していきたい。また、市も見回りなどを行うが、地域住民からの連絡も大事であるので、地域の方にも十分お

願いたいと考えている。

- ・ 危険空き家対策については、全国の事例として、市のほうで解体撤去を代執行できる規定を定めているところもあり、本市においても危険空き家の条例を制定するときに、どこまで条例の中に盛り込むかを検討はしたが、まずは強い指導をやっていこうということで、指導、助言、勧告、命令までの内容で条例をお願いしたところある。今後も引き続き代執行などの検討は続けていかなければならないと思っている。
- ・ 民生費中、児童手当の25年度の延べ児童数は、2万9,027人となっている。
- ・ 生活保護については、12月の生活保護速報では、12月に生活保護を受給した世帯数が214世帯、人員は274人となっている。
- ・ 児童クラブ設置事業は、年度当初、24年度の基準単価で積算していたが、25年度の新単価が出されたため、今回の補正で25年度の単価に直して計上するものであり、実施箇所数は、当初と変わりなく、3月時点で4カ所となっている。
- ・ 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業は、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の支給認定、施設事業者の確認、施設事業者からの給付費の請求に対する審査、支払いなどの事務処理を実施するため、新たにシステムを導入する必要があり、また、国の構築するシステムにアクセスし、国等が定める情報を報告、共有することが求められている。事業費は877万円を見込んでおり、全額安心こども基金を活用した県補助金で措置している。なお、電子システムの仕様の作成等に時間を要したため、繰越明許費として26年度に繰り越す措置も同時をお願いしている。
- ・ 衛生費中、海岸漂着物地域対策推進事業は、国庫の補助事業であり、海岸に漂着したごみ等を回収するというものである。当初予算では委託費で計上していたが、国庫補助になったため、項目を補助金へ変更したところであり、予算額については、当初115万円としていたが、入札により106万6,000円に減額となった。実施箇所は、市内の海岸線の中で38カ所の海岸で清掃活動を行っている。
- ・ 農林水産業費中、青年就農給付金については、新規に就農する方に条件を整えば年間150万円支給するという事業であり、当初6名見込んでいたが、実績として4名になったことから、今回300万円の減額補正をお願いした。4名の就農については、野菜農家が1人、花卉農家が1人、カンショ農家が2人である。
- ・ 土木費中、道路整備に係る負担金に関し、知覧線については、美初から瀬戸、茶業試験場のあたりまでは縦貫道ということで位置づけて、高規格道路で行っている。
中原の集落内と下山の自動車修理工場の手前の変則なカーブの区間の改良については、地方特定道路整備事業として、茅野あたりの打木谷線を行った事業と同じ事業で行う関係で、5%負担が生じてきたところである。
- ・ ふれあいとゆとりの道づくり事業は、街路事業の中でグレードアップが可能となる事業であり、通り会等から要望されていた街路のカラー舗装化を行うものである。この事業は、県の事業であり、県が施工し、市は負担金を負担するものである。
- ・ 公園などの市民の憩いの場所における園路のグレードアップ事業というのは、公園については、公園事業の中でできる部分もあるが、少年の森等も含め、大概の部分については、今ある公園の歩道をグレードアップする補助事業というのではないのではないかと思う。
- ・ ヘリポート建設費に係る工事請負費は、大阪の航空局との協議等で、行うべき事業等がふえてきているが、ほかの事業での執行残または節約できる部分の見直しは行っている。
補償補填及び賠償金については、九電の電柱移転の関係で、当初、枕崎飛行場線からターミナルビルまで地下ケーブルで持っていくという補償の考え方であったが、その南側の市道にある電柱で移設する方向での協議が整った結果、300万円計上していた補償金が93万円程度で済

み、約200万円の減となっている。

- ・ 教育費中、学校教育費のスクールバスについては、入札の結果、75万9,000円減額となっている。
- ・ スクールバスの運行については、民間委託の方向で考えている。
- ・ 歳入中、南浜館の使用料は、風の芸術展観覧料の減額分であり、今現在、使用料として掲げているのは12件である。使用者数は、大人1,774名、学生137名、身障者26名で、それぞれ観覧料の収入は大人500円、学生200円、身障者250円で計上している。
- ・ 土木費国庫補助金の防災・安全交付金事業は、社会資本整備総合交付金事業の中で、防災・安全、道路事業等、道路・河川などの事業が新たにできたものであり、この事業では、これまでの道路整備等ではできなかった、危険な箇所、道路が傷んでいる箇所等もできるということを取り組んだところである。路線は、平田潟花渡橋線、田中火之神線、枕崎駅前通り線、小江平通り線、東本町の駅の前路線、若葉通りである。
市の負担は40%となっており、今回の路線の選考については、道路が傷んでいる部分で事業費が大きく単独では負担がかかり過ぎるという部分を重点的に行っている。
事業費は、当初6,560万円ほど要望したが、5,248万円の配分があり、その60%が国費であるため、今回、減額された部分787万2,000円を減額補正するものである。
- ・ 繰越金については、24年度の決算が終わり確定したものであり、今後の補正財源として留保していた財源を今回予算計上し、歳出予算の財源に充てるものである。また、留保していた財源については、今回、すべて予算計上したところであり、財政調整基金も計上していたが、その部分を幾分か落として歳入歳出予算を整えている。
- ・ 平成25年度中の財政調整基金の繰り入れについては、2億0,750万円となっており、現時点における平成25年度の残高見込みは、8億1,710万円となっている。
- ・ 寄附金のうち、社会教育費寄附金の内訳は、個人からの文化振興基金への寄附金の増額分を35万円、会社等からの風の芸術展開催経費への寄附金の増額分を15万円計上している。
- ・ 商工費寄附金は、法人を含む4団体から、駅舎及び駅周辺整備のためにいただいた寄附を商工費寄附金として受け入れたものである。
- ・ ふるさと応援寄附の180万円、補正後合計280万円については、駅舎の分も含まれているが、条例に掲げているまちなみ景観の整備から、文化・芸術等の振興、交流人口増・観光振興、自然環境保全、駅舎建設、用途の指定なしという部分について、39件ほどの実績があったことから、今後280万円までの寄附は見込めるであろうということで最終的な歳入の補正をしたところである。
- ・ 社会福祉費寄附金は、市内の2名の方から、枕崎の福祉に役立ててほしいということで20万円いただいております、すべて地域福祉基金に積み立てている。

○委員からの意見・要望

- ・ 危険空き家対策については、本市が特殊な位置、いわゆる台風の常襲地帯にあることから、危険空き家がふえてくると予想され、子供たちの通学路や公園の近くであるところもあつたりするので、一刻も早く、枕崎独特の条例を設定すべきだと思う。
- ・ 危険空き家対策については、本来であれば、持ち家は自分で解体処分するのが原則であり、制度運用に当たっての判断をきっちり行ってほしい。
また、廃屋込みの寄附を受け、売却したり、公園や防災上利用したりする長崎の条例等を調査して、本市に適した使いやすいものとしてほしい。
- ・ ごみ屋敷に対する対応についても、法律等を見ながら対応してほしい。

◎議案第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,551万5,000円を追加し、予算総額を44億2,525万7,000円にしようとするもので、当初予算額より10.3%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成25年度実績見込み等に基づく歳入、歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 療養諸費及び高額療養費は、昨年3月から11月までの診療分の実績と、12月から2月診療分については平成25年度11月診療分までの実績の平均値をもとに、それぞれ1億0,007万4,000円、540万5,000円を増額した。
- ・ 共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成25年度拠出金交付金の決定通知に基づき、1,612万6,000円を減額した。
- ・ 償還金及び還付加算金は、国民健康保険税還付金及び還付加算金並びに平成24年度療養給付費等負担金の精算返納金5,371万5,000円を増額した。
- ・ 繰出金は、市立病院の医療器械等整備に伴う直営診療施設勘定繰出金234万1,000円の増額を計上している。
- ・ これらの財源として、国民健康保険税2,694万円、国庫支出金4,463万8,000円、県支出金936万4,000円、共同事業交付金5,302万5,000円、繰入金1億8,535万4,000円の増と、療養給付費等交付金5,374万円、諸収入1億2,006万6,000円の減で措置した。
- ・ 療養諸費中、一般被保険者療養給付費の1億4,003万5,000円の増については、一番大きな原因としては、前期高齢者に係る65歳以上の方が高齢に伴って発症する割合が高くなり医療費が伸びてきていること。また、特定疾患に該当する病気で月当たり平均すると約200万円の医療費が必要になる方が3名、昨年発症され、その3名だけでも5,000万円ぐら이의影響が出ていることと、7月と12月に1件当たり700万円、800万円という超高額な医療費が出てきているなど、特殊要因により医療費が上がってきている。
- ・ 他の自治体で発生した還付加算金の算定ミスについては、還付加算金の計算の起算日のとり方を誤っていたというものである。現在、そういった対象が本市にないか調査中であるが、法律によって起算日のとり方がいろいろあり、課税根拠が何になるのかということから一つ一つ細かく調べていかないとわからないため、本市に該当があるかどうかということは、まだ判明していない。
- ・ 新年度の保健事業への取り組みとしては、現在、国保連合会で国保データベースシステムが構築されており、保険医療係ではこのシステムを見ることができ、新年度から健康センターでも利用できる体制を整えている。

また、平成26年度から、健康センターに配置している保健師6名、管理栄養士、歯科衛生士、合わせて8名を各中学校区に2名ずつ割り当て、地域担当制を実施して各地域の健康課題を掘り起こし、健康相談を実施していく。

特定保健指導においては、現在、個別健診、医療機関で特定健診を受診され、そこで支援が必要となった方への保健指導の取り組みがなされていないため、新年度からは、この部分について民間委託を行い、特定保健指導も強化していきたい。

慢性腎臓病（CKD）対策については、本年から血液検査の中にCKD対策を取り入れたため、ハイリスク者層への早急な保健師による直接指導を行う体制をとっていく。

また、鹿児島大学と連携した高血圧症対策を行う予定である。
- ・ 財政健全化行動計画の見直しについては、国において、社会保障プログラム法案の中で、平成29年度から県への移管が行われるということで、平成27年に開会される常会に法律案を提案することが明記されている。その法律案の中に市町村が果たすべき役割も示されるものと思

うが、平成29年度に移管されるまでに本市の課題である国民健康保険の財源不足の解消は行っていかなければならないということで、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会で見直しを行い、本年6月議会までには、その計画を示したいと考えている。

- ・ 現在見込んである赤字部分は最大値であり、医療費も歳出予算が不足しないように、12月以降の医療費についてはそれまでの平均的な医療費で計上してある。12月以降の医療費については、例年、その平均的な医療費よりも1,000万円ほど下がっており、従来の医療費でいけば4,000万円ほど下がっていくのではないかと見込んでいる。また、歳入部分の療養給付費負担金がいつも申請額よりも多くきており、昨年も交付申請した額よりも3,000万円ほど多く入ってきたという状況もある。そのため、決算においてはこの赤字額よりも減ってくるだろうという予算計上であるということをお含みおきいただきたい。
- ・ 後発医薬品の利用促進については、最新の計算では、医療費で1月当たり100万円ぐらいの医療費効果は出てはきているが、薬品全体で見ると、調剤費は前年度より伸びている状況にあり、総体的な調剤費から見ると、調剤費のほう膨らんでいるということもあるため、全体の医療費として効果が上がってきていない。
- ・ 生活習慣病対策については、即効性というよりも10年後、20年後の医療費の抑制に結びつくため、若い人たちへの生活習慣病の取り組みを啓発していかないといけないということも重点的に置きながら、ハイリスクになっている方に早く保健師が接触して、特定保健指導や特定健診を受け、あるいは医療が必要な方については、早く医療機関に行ってもらい先生の指導を受けてもらうことによって、少しでも発症するのを遅くさせるというようなことで医療費抑制に結びつけていきたいが、すぐに医療費抑制に結びつくわけではないため、長い目で見た保健事業と即効性のある保健事業を組み合わせながら、現在の医療費をどう下げていくかということに取り組んでいきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 6月ぐらいまでに新しい行動計画を出すということだが、市民の健康づくり、医療費を何とか減らしていくということについて、もう少ししっかりした取り組みをしなければ、国保会計に限らず、一般会計も含めた本市の財政全般の一大事だと思う。

◎議案第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ557万9,000円を追加し、予算総額を3億0,754万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.1%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、後期高齢者医療保険料の増収見込みに伴う後期高齢者医療広域連合納付金557万9,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、後期高齢者医療保険料557万9,000円の増で措置した。
- ・ 後期高齢者医療保険料について、平成26年度から均等割額は4万8,500円が5万1,500円に、所得割率は9.05%が9.32%に、賦課限度額は55万円が57万円に、それぞれ引き上げられる予定である。
- ・ 後期高齢者の1人当たりの給付額は、平成22年度が93万3,484円、平成23年度が91万1,690円、平成24年度が93万9,034円、平成25年度の見込みとして96万6,653円ということで、平成23年度以降については徐々に上がっており、療養給付費の確定額としても、平成25年度見込みは24年度と比較しても2億を超す確定額となっており、その分、その12分の1を一般会計で負担するため、一般会計の負担も年々大きくなっていく。

後期高齢者の医療の部分については、介護との絡みもあり、介護保険のサービスと医療等の

連携も必要になってくるため、地域包括に関するシステムづくりも本市として急いでいかなければいけないと考えている。

◎議案第4号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、予算総額を23億3,190万8,000円にしようとするもので、当初予算額より2.1%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修である。
- ・ 以上の財源として、国庫支出金64万6,000円、繰入金64万8,000円の増で措置した。
- ・ 今回の介護報酬改定等に伴うシステム改修は、今後控えている制度改正及び今回の消費税引き上げに伴う介護報酬への上乗せに対応するためのシステムの基盤整備に係る改修である。
今後の制度改正に伴う改修については、来年度またお願いすることになると思う。

◎議案第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,031万6,000円を減額し、予算総額を6億5,912万8,000円にしようとするもので、当初予算額より1.8%の減となる。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成26年度に800万円を繰り越して使用するものである。
- ・ 補正予算の内容は、消費税確定申告に伴う公課費の増、受益者負担金前納増に伴う報償費の増、薬品費・電気料の不用額の減、長寿命化詳細設計等の不用額の減、及び公債費償還額確定に伴う利子の減で、一般管理費23万5,000円の増、処理施設管理費400万円の減、下水道整備費440万円の減、公債費215万1,000円の減である。
- ・ 以上の財源として、公共下水道事業受益者負担金400万円及び繰越金1,540万4,000円の増、公共下水道事業国庫補助金194万円、一般会計繰入金2,188万円及び事業債590万円の減で措置した。
- ・ 汚泥処理は、一部焼却ということで、南薩地区衛生管理組合と協議を重ねているが、延命工事が完了し、通常の業務が滞りなくできる段階並びに新しいし尿・汚泥再生処理センターでの汚泥を焼却実証実験した後で、下水道汚泥は実証実験をやるということで、当分の間は先が見えていない状況である。
現在、下水汚泥については、肥料化してリサイクル処分を行っている。
- ・ 汚泥再生処理について、現在、佐賀市や北九州市、福岡市は汚泥がかなりの量が出るので、その汚泥による発電や発熱というものを利用したかたちでの汚泥再生をやっている。本市では、年間汚泥が3,000トンちょっとであるが、施設をつくった後のコストや維持管理面といったことを考えたときに、若干まだ量的なもので採算性がとれないのではないかと認識している。
- ・ 地方債の平成25年度の元金償還額は、平成24年度と比較して7,000万円程度減っている。26年度も2億1,700万円なので大体4,000万円程度下がる見込みである。
終末処理場は、昭和59年3月に供用開始して30年近くたっており、その間、補修等は改築更新事業等で行ってきたが、今回、長寿命化関係による改築更新によって機能回復を図り、管渠もまた長寿命化を図っていかないといけない。それらの事業も加味する中で事業を進め、地方債の減を進めていく、そういうバランスをとりながら事業を計画していることから、起債残高が20億円を切る予定については、平成37年か38年ごろと考えている。
- ・ 起債残高の将来負担比率への影響は、基本的に下水道の交付税措置については50%程度で

あるので、残高の半分程度が実質的な将来負担額となっている。

- ・ 事業費の中で光熱水費が下がっているのは、電気料が昨年度の当初予算の段階で、九州電力で電気料金の値上げの申請があり、当初、一般家庭の規制分が申請時で8.5%ぐらいの値上げ率ということであったが、国の認可が6.2%と約2.3%ぐらい減となっている状況であり、それに合わせて下水道処理における自由化部門についても、申請時が14.22%、国からの認可を受けたのが11.94%、規制の一般家庭と同じ2.3%の値上げ率が抑えられたというのも一つの原因である。また、当初計画流入量が約200万トンを予想していたが、今年度の実績見込みとして20万トン流入量が少なかったことも合わせて100万円減額となったところである。
- ・ 今後の下水道整備事業は、終末処理場の老朽化に伴う長寿命化計画、松之尾ポンプ場等の長寿命化、マンホールの長寿命化、管渠の長寿命化対策に取り組んでいかなければならないと考えている。
- ・ 区域外の加工場関係は、加工場が下水道へ区域外接続の意思があれば、工事の概算的工事費、工場敷地内の改造工事並びに後の使用料等を参考に判断してもらい、事業主がつなぐとなれば、受け入れるというかたちになっている。
- ・ 下水道計画区域の拡大について、区域外を接続するに当たっては、事業認可、全体設計を全部変えていかないといけない。24年度に全体計画の見直しを行い、その時点で外周部の接続についても検討した。環境の面を考えれば、下水道区域を拡大したほうが良いという判断であるが、今のところ長寿命化、処理場の長寿命化、管渠の長寿命化などなどいろいろ経費がかさむことから、今の段階では拡大は考えていない。区域外の接続に関しては処理場の規模からして大規模な拡大はできないが、工場の1軒1軒の接続については可能というふうに考えている。
- ・ 河川の汚濁、悪臭問題については、水産業関係、下水道、環境、一緒になって全体で今、一生懸命取り組んでいるところである。
ただ、それぞれの加工業者の事情等々から、なかなか進まないところもあるが、そこら辺は全体的に庁内でも会を開いてお互いの情報交換というのは行っているので、そこら辺で対策をもっとほかにできないのか、検討しながらやっていきたい。
- ・ 加工場については、市民生活課、水産商工課、下水道課の3課で連携を取りながら接続促進を行っているが、水産加工組合についても、理事会に赴いて現在の状況を説明して接続推進のお願いをしたり、工場内の油分離槽の徹底や濃度の高い汚水の維持管理面のお願いを行っている。加工場の経営的なものや後継者、そういうのがネックになり、なかなか現状では進まない状況であるが、市と加工組合と連携しながら、そういう接続に少しでもつなげるように努力していきたい。
- ・ 畜産の排水は産業廃棄物であり、処理場には持ち込むことはできない。

◎議案第6号平成25年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入においては、一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円、医業外収益を302万6,000円追加し、修繕引当金の戻し入れに伴い、特別利益を500万円追加し、収益的支出においては、給与費3,096万3,000円の減、経費200万円の増に伴い、医業費用を2,896万3,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億7,161万2,000円に対し、総費用6億2,113万7,000円となり、4,952万5,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、652万7,000円を追加し、資本的支出においては、器械備品購入費の増及び敷地造成工事の減による建設改良費の減に伴い1,457万7,000円減額しようとするもので、補正

後の収支は、収入652万7,000円に対し、支出が4,012万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,359万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。

- ・ 総合的に勘案して、収支が改善されているのかということについては、収益の中においては、平成24年度から病床数が55床ということで5床削減になったが、入院収益については、若干前年度を下回るかたちで推移をしている。外来収入については、24年度を若干上回るのではないだろうかと考えている。
- ・ 病院敷地整地事業については、当初予算の中で1,500万円、設計委託料250万円をお願いをしていたが、今回、病児・病後児保育施設という具体的な施設整備の関係で、敷地造成については建物の設計とあわせてかたちで造成をしないと手戻りが出てくるおそれがあるということから、今回、敷地造成工事は見送った。そして、平成26年度の予算の中で造成工事、建築本体工事、外構工事を含めた予算として再度お願いをしてあるところである。

◎議案第42号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,643万7,000円を追加し、予算総額を104億5,573万7,000円にしようとするもので、当初予算額に対し7.9%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、庁舎耐震化事業ほか3事業を追加し、平成26年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、市営住宅長寿命化事業、学校屋内運動場非構造部材耐震化事業に係る追加によるものである。
- ・ 補正予算の内容は、平成25年度の国の補正予算における経済対策への対応などで、庁舎の耐震診断業務委託、市営住宅の長寿命化事業、小・中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化事業をお願いしてある。
- ・ 今回の補正財源は、市債9,190万円、国庫支出金6,100万9,000円、地方交付税352万8,000円の増で措置した。

なお、地方交付税の増については、国の補正予算による歳出の追加に伴う地方負担の財政措置として追加交付されたものである。

- ・ 防災・安全交付金は、庁舎のような建築物の耐震化を支援に関する事業として、耐震診断については3分の1の補助があり、その後耐震化を行い、耐震改修など工事には23%の補助がある。改修工事の対象により、国の基礎額が平米当たり幾らになるのか、場合によって違うが、ある程度、基礎額の23%の補助はあると聞いている。
- ・ 市営住宅長寿命化事業について、今回工事を行う桜山団地、西之原団地は、約20年延命を図ろうと考えている。それ以外の市営住宅の長寿命化は、小山平団地や、金山団地のような3階建てのところは、来年以降、順次行っていく。
- ・ 桜山団地と西之原団地の長寿命化は、いずれも外壁の改修と屋根の改修をお願いしている。屋根については、雨漏りがして躯体が弱っていかないように、改めて防水をかける。同じように壁についても、防水の改修を行っていく。
- ・ 小・中学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業について、今回計画している小・中学校以外の耐震化は、来年度以降、平成27年度で達成するように計画している。耐震化を計画している小・中学校については、つり天井や面積的に大きいこと等を考慮し、優先順位をつけて、2カ年でやっていこうということで計画した。
- ・ 今回の非構造部材の耐震化工事は、天井の投影面積が200平米以上または6メートル以上の高さにある天井が対象となっているため、立神小学校の格技場については、計画としては27

年度の実施を考えて、国、県等に対して事業計画を提出している。

- ・ 非構造部材の耐震化工事については、つり下げ式の天井は撤去するが、天井がつり下げてない部分については、必要に応じて吹きつけ等の工事を行いながら、その下に新しい照明を取りつけ、照明が落下しないようにする工事になる。
- ・ 中学校の外壁工事は、爆裂が考えられる箇所を部分的に補修していくもので、全面的に外壁を塗り直すというものではない。
- ・ 小・中学校の耐震化事業の工期としては、4校とも6月から9月末を予定している。
- ・ 学校施設環境改善交付金事業の中には、事業の分類として、グラウンド等の緑化等を含めた屋外教育環境整備事業というのがあるが、整備下限が1,000万円以上の事業であるということが条件になっている。
- ・ 本市の中学校統合の方向性については、具体的な検討にはまだ入っていないが、現在、一校区に1小1中があるため、小・中一貫教育を進めている。これは全国的に中一ギャップの防止や小学校の英語活動に中学校の英語教員を派遣するという面で非常に効果を上げているため、本市でも小・中一貫教育をしばらくは研究し、中学校の生徒数が減ってきたら、検討に移る段階がくるのではないかと考えている。
- ・ 市営住宅の長寿命化にかかわる地方債については、公営住宅建設事業債で交付税措置はないが、将来負担比率を計算する場合には、将来見込まれる家賃で賄われることから、現時点では、公営住宅建設事業債の将来負担額というのはゼロになっている。
- ・ 今回の経済対策で地方債が9,000万円程度増嵩するため、規模は地域の元気臨時交付金の10分の1程度だが、今回もまた同じような交付金もあるので、平成26年度の当初予算に計上した事業へ充ててある地方債との振りかえ等を検討しながら経済対策に対応することによって、財政負担が大きくなるよう努力していきたい。
- ・ 学校関係の起債については、学校の屋体は避難所にもなるということで、東日本大震災の特会の関係の全国防災事業債というのが充当されており、交付税措置が80%ある。今回、地方債残高そのものは大きくなるが、地方債に対する実質的な財政負担というのは、そこまで大きくないと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 小・中学校の屋内運動場の耐震化事業については、教育場の安全性のことなので、なるべく早くしていただきたい。また、学校施設には、いろんな危険な箇所がまだあるので、そのことについても次回のときにでもお願いしたい。
- ・ 桜山中学校のグラウンドは、雨が一晩降ったら次の日は全然使えない。クラブ活動や体育授業に非常に影響が出るので、その辺の改善をお願いしたい。
- ・ 学校現場の実態というのは、とにかく運動場を何とかしてくれという要望がずっときている。教育委員会のほうにもずっとお願いしてきたが、それが一向に進んでいかない。事業の進め方はいろいろあるだろうが、現場が欲しているものからいくと、順番がなかなかうまくいっていないというところ等々がある。その辺のところも、きちっと現場とは打ち合わせをしながら、事業を推進していただきたい。

◎議案第7号平成26年度枕崎市一般会計予算

○当局説明

- ・ 一般会計予算の規模は97億9,290万円で、消費税率引き上げに伴う国の低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置などにより、前年度と比較して1億0,280万円の増、率にして1.1%の伸びとなっている。

- ・ 義務的経費は61億7,581万1,000円で、公債費は減となったものの、定年退職者の増加に伴い人件費が、また、社会保障関係経費の増加に加え、子ども医療費無料化の拡大などに伴い扶助費が増となったことから、前年度と比較して1億0,238万7,000円の増、率にして1.7%の増となっており、予算総額に占める割合は63.1%で、前年度に比べ0.4ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は5億9,061万7,000円で、普通建設事業費において単独事業費はヘリポート整備事業の皆減などで減となったものの、補助事業費が防災・安全交付金事業による道路整備などにより増となったほか、県営事業負担金も増となったことから、前年度と比較して126万6,000円の増、率にして0.2%の増となっており、予算総額に占める割合は6.0%で、前年度に比べ0.1ポイント低くなっている。
- ・ その他の経費は30億2,647万2,000円で、前年度と比較して85万3,000円の減、率にして0.0%の減となっているが、その内訳は社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等の改修などで物件費が増となったほか、各特別会計への繰出金なども増となったものの、補助費等については、消費税率引き上げに伴う国の低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置が皆増した一方で、内鍋清掃センターの延命工事の終了による南薩地区衛生管理組合負担金の減少が大きかったことなどから減となっている。予算総額に占める割合は30.9%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっている。
- ・ 市税は、最近における景気動向などを踏まえ、21億1,483万9,000円を計上しており、前年度と比較して3,470万1,000円の増、率にして1.7%の増となっている。
- ・ 地方消費税交付金は、4月からの地方消費税率の引き上げなどを踏まえ、2億6,040万円を計上しており、前年度と比較して5,060万円の増、率にして24.1%の増となっている。
- ・ 地方交付税は国の地方財政対策などを勘案し、35億4,000万円を計上しており、前年度と比較して1億円の減、率にして2.7%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は13億4,727万1,000円を計上しており、消費税率引き上げに伴う低所得者や子育て世帯に対する臨時的な給付措置や社会保障経費の増加などにより、前年度と比較して1億8,593万9,000円の増、率にして16.0%の増となっている。
- ・ 県支出金は6億5,054万円を計上しており、社会保障関係経費の増加などにより前年度と比較して3,817万9,000円の増、率にして6.2%の増となっている。
- ・ 繰入金は財政調整基金や地域の元気臨時交付金基金の繰り入れなど、3億0,089万6,000円を計上しており、前年度と比較して2,089万5,000円の増、率にして7.5%の増となっている。
- ・ 諸収入は2億2,832万2,000円を計上しており、資源リサイクル畜産環境整備事業参加者負担金の皆増などにより、前年度と比較して2,488万7,000円の増、率にして12.2%の増となっている。
- ・ 市債は8億1,960万円を計上しており、退職手当債が増となったものの、内鍋清掃センター延命改修事業やヘリポート整備事業の皆減などにより、前年度と比較して1億5,720万円の減、率にして16.1%の減となり、市債への依存度は8.4%で前年度に比べ1.7ポイント低くなっている。
- ・ 自主財源は30億0,891万6,000円で、市税や繰入金の増などにより、前年度と比較して1億0,055万5,000円の増、率にして3.5%の増となり、歳入全体に占める割合は30.7%で、前年度に比べ0.7ポイント高くなっている。
- ・ 依存財源は67億8,398万4,000円で、地方交付税や市債が減となったものの、国庫支出金や地方消費税交付金の増などにより、前年度と比較して224万5,000円の増、率にして0.0%の増となり、歳入全体に占める割合は69.3%で、前年度に比べ0.7ポイント低くなっている。
- ・ 一般財源は68億0,209万3,000円で、地方交付税の減などにより前年度と比較して3,258万3,000円の減、率にして0.5%の減となり、歳入全体に占める割合は69.5%で、前年度に比べ

1.0ポイント低くなっている。

- ・ 特定財源は29億9,080万7,000円で、国庫支出金の増などにより前年度と比較して1億3,538万3,000円の増、率にして4.7%の増となり、歳入全体に占める割合は30.5%で、前年度に比べ1.0ポイント高くなっている。
- ・ 平成26年度の新規事業は、21件で事業費は3億2,839万円となっている。
- ・ 総務費中、給与費について、退職手当を除く全体の給与費ではマイナスになるが、給与費明細書にあるとおり、給料については、555万3,000円の増、手当については、管理職手当から勤勉手当、退職手当まで明細書に記載の増減となっている。
- ・ 現給保障については、平成25年度に限り、上限を5,000円とした減額措置をしており、平成25年度の予算計上額と比較すると、給料分が366万5,000円、期末手当分が87万円、勤勉手当分が46万円の減額となっている。現給保障を全廃した場合の影響額としては、給料、手当、共済負担金を含めて1,260万円程度となる。国のほうも、現給保障の見直しを検討しており、平成26年4月1日から全廃になることになっている。
- ・ 再任用の4人の内訳については、平成25年度から引き続きお願いしようとする者が2人、平成25年度の定年退職者で、そのままお願いしようとする者が2人であり、再任用まで含んだ職員数では、平成25年度の当初では、職員数が265人、再任用が3人で268人、平成26年度当初では、職員数が退職者6人、新規採用が4人で263人、再任用が4人で267人となり、1人減になる。
- ・ 再任用制度については、国の基本的な考え方は、民間において定年の延長があり、公務員も定年延長をしようということ考えていたが、政権が変わった中で、定年制の延長にかえて、退職してから年金をもらうまでの間、再任用で対応をしようというものがある。
地方に対しても国家公務員に準じて再任用制度を運用するようとの通知がなされており、国の考え方は再任用を希望する者については、65歳までは任用を行うようにという基本的な考え方であるが、本市としては、定年制延長に準じて再任用の年数も最初は基本的に1年でいき、最終的に65歳まで再任用の上限を伸ばそうという考え方に立っており、新規採用者の数については確保しながら、再任用の運用もやっていかなければならないと考えている。
また、受け入れる職場が限られているということがあり、現在のところ再任用の希望者が多くないので、希望はかなえられているが、将来的には職場と希望者と数が合わないときには、選考をすることになるので、結果的に希望がかなわない職員も出てくるのではないかと考えている。
- ・ 公用車の購入・リースについて、購入する場合には一度に購入経費がかかり、リース契約をすると経費が平準化されることになる。財政事情等に伴い、最近リースによる購入が多かったが、リースの場合、市外業者を指名せざるを得ないということもあり、市内に経済効果が及ぶように昨年度から購入等の対応も行ってきた。可能な限り購入に努めるものの、経費の平準化を図るために、リースも検討しながら対応しているところである。
- ・ リースの場合の自動車損害保険料については、本市の場合は、市の使用による損害賠償については市のほうで見るという契約になっており、市役所全体の任意保険について、総務課のほうで一括して加入している。車検については、リース会社が行う契約もあるが、それでは市内の修理工場に経済的な効果がないということから、リースを行う場合についても、車検は市内で行うというやり方を近年行っている。
- ・ OA機器等に関しても、一括購入したほうが、支払い総額としては有利になると思うが、経費を平準化するという意味ではリースが有利になる場合もあるので、金額の多寡に応じてリースと購入を併用している現状である。
- ・ 全国市長会については、これまで6月議会の会期と重なるということで、出席できないでい

たが、ことしの出席については、今後検討しないといけないと考えている。九州市長会は、これまでも可能な限り出席をしているので、年2回の出席を予定している。

- ・ 社会保障・税番号制度に係る住民情報システム等改修1,475万3,000円については、平成28年1月の社会保障・税番号制度のスタートに間に合わせるため、本市のホストコンピューターのシステムをことしの予算から改修作業に入っていくもので、全額国庫で交付される。

この制度は、現在、複数の行政機関等々に存在する個人の情報を同一人物の情報であるということの確認を行うための基盤をつくっていき、社会保障・税制度の効率性、透明性を高めるという国民にとって利便の高い公平公正な社会を実現するための基盤整備として、それぞれに番号を付する作業を行っていくものである。

例えば、転出等々した場合でも、すぐに本人の番号で確認ができ、税の申告、年金の支給、医療保険の関係なども、すべてその番号でどのような状況であるかを管理できるということで、個人の認識にあわせて、健康管理等々に対処する保健施策等、さまざまな分野への活用が期待をされているものであるが、国税関係など他の機関が保有している情報を、こちらのほうでのぞき込むということはない。

- ・ 自治体クラウドについては、現在、県内で伊佐市が利用を開始しているが、自治体の住民情報等を民間のデータセンターに置き、ネットワークを通じて電算処理を行うということになっている。データセンターは、セキュリティ対策もとられ、外部からの進入等はできないようになっており、センターに携わる者が24時間監視体制をとっているため、データの保全としては、安全である。さらに、災害時に庁舎が被害にあった場合等を考えた場合、外部にデータを置いておくという体制を国のほうも進めており、今後、どの団体もその方向で進んでいくと思われる。
- ・ 農業委員会委員選挙費の職員手当等が170万円となっていることについては、選挙人は2,000人弱で、投票所も通常の選挙では20カ所であるのに対し6投票所で行うことにはなるが、投票管理者、立会人それぞれ必要で、入場券の照合や投票用紙の交付など投票所内で行う事務は通常の選挙と何ら変わりはないことから、事務を行う上で間違いのない対応をするための体制として必要なものである。

事務従事者としては、投票事務の関係で40名、開票事務の関係で30名を予定しているほか、臨時の職員もプラスされることになる。

- ・ 職員手当等及び賃金は、県議会議員選挙費が150万円、市議会議員選挙費が10万円になっているが、いずれも、平成27年4月執行予定であり、平成26年度についてはその準備経費である。
- ・ 民生費中、介護給付・訓練等給付事業については、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害を一つの費目で執行しているもので、平成18年の障害者自立支援法施行によって、3障害を一元化して福祉サービス費を計上している。

内訳については、家事援助、障害者支援施設での生活のための生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練等の自立訓練費、就労につくための就労移行支援といったサービスで、延べ人数として240人が利用している。

障害者が介護保険と同じように障害程度区分の認定を受けるに従って重症化してきており、給付費の支出額は年々多くなる状況にある。

- ・ 老人ホーム措置費については、以前は国庫補助事業で老人ホーム措置費として国の負担金があったが、一般財源化され、支出額と一般財源との差額は個人負担金、扶養義務者負担金ということで、老人ホームに入所したときの運営費を住所地の自治体が負担するということである。
- ・ 臨時福祉給付金給付事業については、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることから、所得の低い方々への負担の影響を和らげるため、臨時的な措置として創設されたも

のである。

給付対象者は、平成26年度分の市民税均等割が課税されない方となるが、本人を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外になる。

現在、まだ平成26年度分の市民税均等割の課税状況が出ていないので、前年度の状況から4,988人分の予算を計上しているが、6月中に申請書類を送付し、その後3カ月間ぐらいを申請期間ということで、4月以降の広報紙でお知らせをしていきたい。

給付額は、対象者1人につき1万円であるが、老齢基礎年金の受給者、児童扶養手当の受給者等について5,000円を加算するというので、加算される方を4,458人分見込んでおり、両方合わせて給付費を7,217万円、事務費を1,004万4,000円、合計8,221万4,000円を当初予算にお願いしている。

- ・ 保育士等処遇改善臨時特例事業の平成26年度の事業については、国が全体事業費の8分の6、県が8分の1、市が8分の1を支出して行うということで、保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与改善費を私立保育所に対して交付するものである。4月1日と10月1日の児童数を基礎に各保育園に一括した額を交付するが、大体、1保育園当たり、一番少ない金額で119万8,000円、一番多い保育所で189万1,000円、合計1,110万1,000円の補助を見込んでいる。

3月末に、各保育園から提出される実績報告書の明細で、補助金部分が確実に保育士の処遇改善に充てられたということを確認後、各保育園には支出をする手続になる。

- ・ 子育て世帯臨時特例給付金については、臨時福祉給付金と同趣旨で創設されたもので、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行うものである。受給者は、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本に、現在2,130人を見込んでいる。給付金は、対象児童1人につき1万円ですべて2,130万円、事務費として434万8,000円、総額2,564万8,000円を予算措置している。

これは、消費税率が5%から8%に上がる措置の分を10%に上がるまでの期間を勘案して、1万円という金額が定められ、1回限りになるのではと思っている。また、10%となる時には、また、このような給付金の制度については協議がなされるものと考えている。

- ・ 片山児童センター管理運営委託の160万円については、施設の中で、指定管理者の富士福祉会に児童クラブ事業を行わせるということで、児童クラブ事業の経費と通常の児童センターの管理運営費を折半で使用することができるということから、経費面でも大きく削減ができたものである。

経費の内訳については、これまで片山児童センターに必要であった報酬、消耗品、貯水槽の清掃点検委託、光熱水費、修繕費などを3カ年分計算し、その平均をとって160万円と積算をした。

報酬については、現在の児童厚生員が2人のうち1人分を127万円ほど計上し、管理費等の3カ年平均を合計しての160万となっている。児童厚生員の残りの1人分については、児童クラブの運営費の中で見ることになり、経費の削減が大きくなっている。

- ・ 児童館を含めた施設管理費については、平成25年度の当初で予算計上が736万8,000円で、平成26年度が160万円も含め477万8,000円となり、259万円の減となっている。
- ・ 生活保護費については、平成25年度の予算措置としては、5億0,253万1,000円を計上しているが、決算見込みとして4億5,000万円弱ぐらいになるのではないかと見込んでいる。平成26年度は、平成25年の8月から3カ年で生活扶助費の基準を見直すという措置、平成26年の4月から消費税増税分を約3%基準額に上乘せするという措置等を勘案して、4億9,318万5,000円を計上している。

- 生活保護の申請に関し、福祉事務所の窓口で生活保護の相談があった場合、相談室でケースワーカー複数人が状況を聞き、その段階で、申請の意思が確認できたら、その場で申請書用紙を渡している。何らかの理由で申請書を記入できないときには、記入の手伝いも行っており、本人の意思を確認せずに申請書を渡さないといった状況はない。
- 生活保護を受けている人数については、12月分の生活保護速報によると、12月で274人、214世帯であり、平成24年度より25年度のほうが若干多くなっている状況と考えている。最近の申請の状況を見ると、母子世帯、傷病世帯の申請が見受けられる。
医療扶助については、平成24年度決算では2億8,778万9,000円程度で、平成25年度決算でも同額程度を見込んでいる。これは、生活保護者については、保険制度に加入しておらず、医療費の10分の10を生活保護費で支出していることから、金額的には多く上るものである。平成24年の決算状況で、1人当たり年114万程度の医療費になると思う。
- 衛生費中、保健推進員活動事業において、保健推進員は現在119人で、大体100世帯に1人ということで、各公民館長さんをお願いし、その公民館の世帯数に応じた人数を推薦いただき委嘱している。活動費として年間1人2万円を支給している。
- 公民館長さん方が人選等に非常に困っているということについては、その活動がその各地区の特定健診率の受診率アップにつながるなど、地域の健康づくりのために必要な事業だと考えているので、ぜひ推薦をいただきたいと考えている。
- 南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業の施設周辺環境整備負担金650万円については、道路整備事業等に係る事業費1,950万円を枕崎市、日置市、南九州市の3市で分担するものである。3市で1,950万を負担した以降の管理等については、南さつま市で行い、3市には一切負担を求めないということを確認している。
- この事業については、平成21年、22年に地域住民への説明をしたときに28項目の要望が出され、平成24年11月29日の協議会で、管理者から各首長に説明があり、平成25年11月28日の組合幹事会で、経費まで含めて具体的に提示をされている。そして、平成25年12月11日の協議会において、経費、妥当性等についての協議がなされ、平成26年度の組合当初予算に計上することが承認され、議案として提示されたものである。
- 基本的に、南さつま市の所有財産であるが、これらは行政の責務として、何らかの誠意を示す必要は当然のことであるということから、応分の負担をどうするかということで協議がなされた。4市でどのような負担の方法をとるかというのはいろいろあるわけだが、衛生環境整備事業ということで、センターから少し離れたところは当然南さつま市が整備し、センター周辺については組合のほうで負担をしていくべきであろうという認識・考え方から整理をして、9,000万円のうちの1,950万円を3市で負担し、残りについてはすべて南さつま市が整備し、管理については、南さつま市が今後もすべて管理をしていくということで話が合ったものである。
内鍋との対応の比較や本市の財政から考えていかなものかということも念頭に協議に臨んだが、今後これ以上の要望が地元からあったとしても、南さつま市を除く3市の負担はないという確認をとり、最終的には、このような負担方法になったものである。また、協議に関する事前の期間が短いといった点も指摘した。組合の問題ではあるが、今後気をつけて対応を図ってもらおうよう働きかけていきたいと考えている。
- 労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、平成25年度からの継続事業で5事業に取り組んでおり、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業については、企業支援型地域雇用創出事業で、内容としては、枕崎漁港における輸出入の利用促進等により南薩地域の物流拠点として枕崎漁港の確立を目指すとともに、枕崎漁港を起点とした地域産業競争力の強化、新事業の創出、地域経済の発展を図ることを目的とし、具体的には、枕崎漁港のコ

ンテナヤード整備に向けた調査事業として、枕崎漁港を拠点とした輸出入の可能性に関する調査や携わる人材を育成するものである。平成26年度は、引き続き有限会社リサーチ&コンサルティング鹿児島に委託し、9月末までの6カ月、新規雇用3名を計画している。

- ・ 魅力ある商店街形成プロジェクトについては、委託期間が平成26年4月1日から平成27年1月までの10カ月で、新規雇用2名、委託先は、枕崎市通り会連合会で、内容としては、本市中心街の空き店舗を活用し、市民や観光客が気軽に立ち寄れる場所として、平成25年度に開設した商店街案内所で商店街の魅力発信と活性化に寄与するとともに、商店街案内人を育成するものである。

商店街案内所では、だしを提供するお出汁ショップを運営するとともに、枕崎鯉船人めしや、今後進めていく昆鯉メニュー等、オリジナル商品の検討を行う予定である。

- ・ 枕崎体験観光商品化事業についても、委託期間が平成26年4月1日から平成27年1月までの10カ月で、新規雇用1名、枕崎市観光の拠点である枕崎お魚センターに委託するもので、内容としては、枕崎の地域資源である海洋を中心とした滞在型の体験観光メニューを開発して商品化するとともに、商品化した内容を実践できるインストラクターを育成するものであり、事業終了後は商品化した体験観光メニューをお魚センターで新たな分野として実施し、継続雇用を図っていければと考えている。

- ・ 読書活動の推進事業については、委託期間が平成26年4月1日から平成27年1月までの10カ月で、新規雇用1名、委託先は、市立図書館の指定管理者である特定非営利活動法人読書推進団体「枕崎みしのたくかにと」で、内容としては、乳幼児や小学生、その保護者を対象とした読み聞かせ活動の推進、読み聞かせサポーター講習会等への参加、読書活動啓発の講演会の開催、地域の伝説等をもとにした絵本作成などを継続的に行っていくものである。

これまでの実績としては、2月22日に乳幼児・小学生38名、保護者28名の計66名を対象に絵本ライブを実施したほか、2月にお話し会と本の紹介を健康センターで2回、図書館で2回実施している。

- ・ 地域資源を活用した子育て支援促進事業については、委託期間が平成26年4月から9月までで、新規雇用1名、既雇用1名、委託先は、子育てふれあいグループ自然花で、内容としては、これまで実施してきた親子ふれあい体験活動のデータをもとに、地域住民、教育関係者、専門家などの意見を積極的に取り入れ、地域資源を活用した魅力的な体験メニューの作成、これらの事業の専門的知識を有する人材を育成するものである。

これまでの実績としては、親子ふれあい体験内容拡大及び研究事業、人材育成事業、学童自然体験活動、親子料理体験活動、農業体験活動に取り組んでおり、延べ382人参加している状況である。

- ・ 地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、魅力ある商店街形成プロジェクト等については、それぞれ事業終了後に実績等の成果をもとに次の展開につなげていきたい。

- ・ 農林水産業費中、茶業振興対策事業補助金が、平成25年度のあらましでは17万9,000円、予算書では13万3,000円になっていることについて、事業費は、平成25年度、平成26年度ともに17万9,000円で、その内訳は、需用費が4万6,000円、補助金が13万3,000円であり、今回、あらましには、補助金部分だけを記述したものである。

- ・ クリーン堆肥センター堆肥発酵施設整備費は、平成6年度に設置した発酵機械が耐用年数をはるかに経過し腐食が著しいため、ロータリー式攪拌機、堆肥を積み上げるロボット、ショベルローダー、ベルトコンベアなどのライン一式の更新のほか、これまでになかったトラックスケールを新規に設置するものである。

- ・ 今回の整備は、既存の機械類一式を更新するためのものであり、悪臭対策については、農協のほうで、水洗脱臭、消臭剤を混ぜて悪臭の低減化を図るなど、複合的に悪臭を軽減する取り

組みを行っているが、施設の関係上、悪臭を完全にたつのは難しいと考えている。

- 平成26年度から農業政策がいろいろ変わるが、日本型直接支払制度について、今まで行っていた農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払制度という三つの中で、中山間と環境保全型は、これまでの政策が継続されるということから、本市においては中山間地域の直接支払いを前年度並みで予算計上している。

農地・水保全管理支払交付金事業については、多面的機能支払いということで、事業が変わっていくが、要綱等がまだ示されていないので、前年度並みで計上している。

米の経営所得安定対策については、米の直接支払交付金ということで、10アール当たり1万5,000円が平成26年度は7,500円と変わってきている。

- 飼料米等については、実需者の畜産業者等との契約が先にできていないと飼料用作物に着手できないという前提になっている。県を通じて、業者等について調査等もしているが、まだまだ少ないということと、本市の水田については規模が小さいことから機械化体系にできないという問題等々があるところある。

また、飼料を栽培するとなると、水系が通常の作物と一緒にというかたちになり、受粉のときに普通の水稲に影響を及ぼす可能性があり難しいと判断しており、通常の飼料用として栽培する場合については、早期にあってはコシヒカリで対応することになると思っている。

政府の交付価格については、一番高いWCS用米について10アール当たり8万円の補助、飼料用米、麦等でも補助が出るが、実際、畜産農家の現在購入している飼料は、非常に安価な価格で購入している関係があり、畜産業者としては、国の補助金は出るが、そのほかに実際の米の価格、稲わらの価格をどのように評価するかという調整について、県のほうにもコーディネートを要求しているが、なかなか畜産業者があらわれないというのが現状である。

- 中間管理機構関係については、農業委員会関係では、機構集積支援事業302万6,000円の中に、中間管理機構がことし農地の集積を図るために、持っている農地について意向調査を実施するための切手代19万7,000円が組まれている。
- 市町村森林所有者情報整備事業は、現在、冊子で管理している森林簿のデータ化とあわせて、既存の地図情報システムにそのデータ化した森林簿と地図情報をリンクさせ表示できるようにするためのシステム整備の委託料である。目的としては、このデータ化は国・県でも進めており、各市町村もデータ化することにより情報の共有、迅速化が図れるというもので、本市においても、平成26年度は南薩地域の市町村を対象に取り組みたいとの県の意向に沿って整備しようとするものである。

なお、この事業は、5年ごとに作成する市町村森林整備計画の中で、山林の樹齢、樹種、下刈り、間伐の要否の状況等を冊子の形でまとめているものを、データ化することにより森林の管理作業等の効率化に利用するものである。

- 森林整備地域活動支援交付金については、市内の民有林における間伐の際の作業路の整備等を行う事業で、鹿児島森林組合への委託を想定している。
- 200カイリ対策費（入漁料）補助は、入漁料及び登録料の補助であるが、これは前年に支払った分に対して行うもので、現在、本市の一本釣り船は、昨年4月から漁業構造対策事業という国の実証事業を行っており、入漁料はその事業の経費に含まれている関係で、本市が今年度補助する対象は昨年1月から3月までに支払った分となるため、前年度より減額している。
- 豊かな海パイロットづくり事業の18万4,000円については、マダイ、ヒラメの放流を単発で行っても効果は出ないことから、県の栽培漁業協会の事業で、県全域で放流尾数を決定して、各海域に割り当てて放流している分の各市町村の負担金である。
- イカ柴投入については、水産振興会と協議を行いながら、その効果を調査しながら実施しているもので、木の伐採、伐採賃金、荒縄、土のう等の経費24万円で実施している。

- ・ イセエビ放流については、水産振興会の磯建て網業者会と協議を行いながら、その効果を追跡調査しながら、市の負担金15万4,000円と業者会の負担で実施している。
- ・ 商工費中、チャレンジショップ促進事業補助の減額の理由は、平成24年度からお魚センターの空き店舗を1.5区画利用して新たな商売につなげてほしいということで開始した事業であるが、24年度から事業を活用して販売業を行ってきた人が、26年度から0.5区画を正式にテナントとして借り受けて販売事業を行うため、平成26年度のチャレンジショップ事業としては1区画分の事業費となったことによるものである。
- ・ がんばる商店街支援事業は、魅力ある商店街づくりを推進し、商店街の振興を図ることを目的として、新商品開発事業等のソフト事業、あるいは街路整備事業等のハード事業を実施する商店街団体に補助金を交付するもので平成24年度から開始している。
- ・ 商店街空き地空き店舗対策事業は、商店街の活性化を図るため、空き地及び空き店舗を利用して新たに店舗を出店する者に補助金を交付する事業で、平成24年度から開始したが、これまでの実績として、平成24年度に2件、平成25年度は今年4月からのオープンを控える1店舗に改装費に対する補助を行った。なお、平成24年度調査時における空き店舗数は、10通り会で、366店舗のうち96店舗となっている。

この事業については、商店街の空き店舗所有の方々には、後継者がいないなどの現状があり、また空き店舗に関する聞き取り調査でも住居兼店舗の形態や、店舗の貸し出しについて、家主が他人に貸し出すことを嫌がるなどの問題もあってなかなか対策が進まない状況ではあるが、にぎわいのあるまち通りを何とか取り戻したいという施策の一環として取り組んでおり、今後は、駅周辺の整備、まち歩きルートの開発とも絡めて、その都度新たな検討を加えながら取り組んでいきたい。

- ・ 企業誘致促進補助100万円については、臨空団地に進出いただいたマルハチ・テクノロジーへの企業立地の補助金で、進出時点での積算によると、三千数百万円と非常に大きな額になったことから、単年度で大きな財政支出をするのではなく、平成32年まで100万円ずつ交付し、残りの分については、それ以降、一括して交付するという、平均化して負担を軽くしたいという相談をし、これに応じてもらったものである。
- ・ 企業誘致について、以前から話のある水産加工場については、先月も会社に伺い、早く事業計画のほうを進めていただくようにといったことで、現在も協議を行っている。水の調査については、緊急の補正をお願いして実施したが、相手方が希望した水量の確保ができなかったということで、現在、先方のほうで、その水の負担をなるべく減らすような方向での調整も考えてもらっているところである。
- ・ 火之神公園内で発生した事故については、補償等のようなかたちになるか分からないが、対応していきたいと考えている。
- ・ 火之神公園の整備については、魅力ある観光地づくり事業でお願いしているが、今後も引き続き県のほうに働きかけていきたい。
- ・ 土木費中、橋梁補修詳細設計業務委託については、橋梁の概略点検等で老朽化が著しいと判断された5橋の補修の設計委託料として1,500万円を計上しており、5橋の内訳は、白沢の神河橋、田布川町の金山橋、下川橋、岩戸町の新橋、立神本町の寺田橋である。
- ・ 市営住宅長寿命化計画において、費用対効果という点では、外壁や屋根等は補修することにより長寿命化できるとの試算が出ており、該当する部分については、この計画に沿って行っていく。
- ・ 市営住宅長寿命化事業については、昨年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき事業実施していくもので、今年度は、古い順に長寿命化を進めるため、まずは桜山団地の1号・2号棟と西之原団地の三点給湯の修繕を行うものである。

- 公園施設長寿命化計画策定業務委託は、国光公園、松之尾公園、駒場公園、台場公園、瀬戸公園、水尻公園、片平山公園、塩浜公園、火之神公園の9公園を計画している。体育施設等についても、大規模な施設については、長寿命化を図ったほうが良いとの診断が出れば、長寿命化の改修を行っていく。
- 本市の公共工事における前払金については、規定により、請求があれば請負代金額の40%を支払うことになっている。また、出来高に応じて中間前払金も請求することができるが、これは300万円以上の工事を対象としている。

前払金の制度に関する状況としては、国は50万円、県は100万円以上となっているが、近隣では、南さつま市500万円、南九州市500万円、指宿市も500万円であり、そのほか100万円以上に決めているところもあるようである。市内の建設業者から、対象工事費の引き下げの要望は聞いていないが、中小零細企業の保護政策面は考慮しながら、今後検討していきたい。
- ヘリポート整備事業について、今回、平成25年度補正予算で繰越明許費としてお願いしているが、土木工事については今年4月末、管理事務所のほうは5月連休明けの完成を目指している。管理事務所は、鉄骨平屋で、屋根材として厚さ10センチ軽量コンクリート板をかぶせた構造となる。

現在整備中のヘリポートは、公共用ヘリポートとして位置づけており、県の防災ヘリのみならず一般のヘリコプターも利用する施設であること、県の防災ヘリについては、旧枕崎空港時代に空港の活性化のために誘致した当時の経過からしても、市の負担で整備すべきものと考えている。
- 管理に要する経費は、年間約500万円程度の委託料などがあるが、収入として県防災ヘリの利用する格納庫と事務所部分の使用料、大阪航空会社の使用する土地使用料、南薩エアポートの入っているターミナルの事務所の賃料等で賄いながら運営されることになる。
- ヘリポートの管理については、今後、指定管理者の指定の議案を6月議会に提案する予定である。
- 消防費中、消防団員数の増加、それに伴って地域防災力の向上に貢献したということから、本市消防団に2月17日に総務大臣から感謝状を受けている。
- 郵便局からの消防団員の確保については、近年の全国的な消防団員数の減少を受け、総務省消防庁から日本郵政に対して地域貢献のために消防団加入に協力するよう依頼がなされ、日本郵政側も、全国の郵便局に加入に協力する旨の通知を一斉に発しており、本市でも枕崎郵便局のほうで入団促進の説明会を3月6日に行っている。
- 火災や救急等の際は、消防本部内の人員・資機材で対応するということが基本であるが、本市だけで消火あるいは救出活動等ができない場合は、近隣の消防本部に応援を求めるという協定は結んでいる。
- 火災件数について、平成25年は、建物火災1件、林野火災2件、車両火災1件、その他火災4件の8件、救急については、総出動件数が1,051件、搬送人員が999人である。
- 消防資機材については、消防設備の基準に枕崎市消防本部の場合は化学車が1台不足ではあるが、他の消防車に化学資機材を搭載している。その他の資機材については100%整備されている。
- 防災行政無線の屋外子局用バッテリー交換については、これまで、毎年5カ所程度の予算でその都度不調があったところを交換していたが、平成25年度に全件点検を行い、今回、37局の交換を行うものである。
- 教育費中、市民会館の舞台裏の防音については、今後、財政課を含めて協議しながら検討していきたいと思っている。これを地域の元気臨時交付金の基金を活用してということについては、元気臨時交付金の充当対象事業は、地方債の対象となるような事業であるので、防音対策

等の必要性、それから実施する場合についても地方債の対象になるのかといったこともあり、仮に実施するとしても、必ずしも充当できる事業であるのかということについては疑問がある。

- ・ 市立図書館管理運営委託（指定管理）について、指定管理導入前は職員が図書館長兼務まで含め4名、嘱託員3名の計7名であったが、導入後は指定管理先の団体の職員が館長を含め3名、嘱託員5名となっている。効果額については、1,537万1,500円となっていることは、これまでも説明している。
- ・ かつお釣り体験アドベンチャーについては、枕崎の伝統的な漁法であるカツオの一本釣りの体験を通して、心豊かでたくましい中学生を育成する。郷土枕崎の基幹産業であるカツオ漁業について理解を深めさせるとともに、仕事を進める上での役割分担や責任の重さ等に気づかせながらカツオ漁業の後継者育成に努める。自然の雄大さ、美しさ、厳しさなどにふれさせ、豊かな情操を育てる。研修や共同生活等を通じて、思いやりの心や友情を育てるとするのが目的となっている。
- ・ 各施設のトイレの洋式化について、塩浜公園及び水尻公園については、公園の長寿命化計画並びにバリアフリーという事業の中で検討していく。

南浜館については、現場のほうから予算要求はあったが、査定の中で現場等も確認し、多目的トイレに洋式トイレもあるということや、優先すべき維持修繕等があったことから、今後、検討課題であるとした。

犬牟田墓地と川路墓地のトイレについては、洋式化の検討はしていないが、今後、検討してみたいと思う。

- ・ 少年の森の遊具について、現在、2カ所使用禁止にしているが、修繕料等を考え修繕はできていない。水に関しては、残留塩素濃度の数値が非常に高いということであったので、7月の開設時期までの間に水質検査等を実施したいと考えている。
- ・ 少年の森については、休止・廃止、これまでいろいろ議論をされてきているが、少年団の歩こう会、近隣の保育園の活用、青年会議所の事業、教育委員会のアドベンチャーキャンプを実施しており、今後も活用できる部分での体験活動等を通じて、子供たちの健全育成を図っていききたいと考えている。
- ・ 多額の建設事業等を行う場合には、市債を借り入れて経費を平準化する効果があるわけである。借り入れれば利息が発生し、償還が終わらない限り利子も消えないことになるが、1億4,200万程度の利息のうちの57%ぐらいは交付税措置されている。

本市の場合、合併特例債や過疎債等の活用が図られない中で元利償還金等に対する交付税措置が低いということは説明してきているが、公債費そのものが他市に比べて突出して多いという状況にはない。

（歳入）

- ・ 歳入中、個人の市民税については、平成25年度の当初予算に比べ平成25年度の課税実績としては所得全体で3億6,000万円程度ふえている。

全国的には景気は回復していると言われていたが、それに比べて本市においては好転している兆しがなかなかうかがいにくいということも考慮し、平成26年度当初予算の算定においては、所得を対平成25年度課税実績の99.9%程度と見込み、所得割部分が1,600万円程度の増、新設される復興増税分が340万円程度の増、また納税義務者の減少分を差し引き、1,900万円程度の調定増を見込んでいたが、収納率がなかなか伸びる傾向にはないといったことも考慮して、総体で予算額としては1,820万円程度を見込んでいる。

- ・ 法人市民税については、消費増税等もあり景気予測が難しいが、法人税割について平成25年度の決算見込みに対し、大口事業所分を15%のマイナス、その他事業所分を10%のマイナ

スとかための予測で計上した結果、1,900万円程度の減となっている。

- ・ 固定資産税については、土地の部分は、地目変更や負担調整に係る上昇分で約130万円程度の増、家屋については、新築分と減失分等の差による増が950万円程度、償却資産については、太陽光発電による新規分と減失分による減を考慮して210万円程度の増で計上している。
- ・ 土地、家屋、償却資産の比率については、平成25年度の最終見込み調定総額10億0,800万円程度のうち、土地が2億9,600万円程度、家屋が5億7,300万円程度、償却資産が1億3,800万円程度という比率になっている。
- ・ 太陽光発電施設については、本年1月1日以前に稼動している部分が平成26年度の固定資産税の課税客体になるが、償却資産の申告も随時受けており、19件で2,000万円程度と把握している。
- ・ ソーラー施設の設置については、電力会社と法人や個人との契約であり、自治体に対する届出義務はないが、市民の環境を守る条例に基づき、平成25年度に8,307平米と1万3,555平米の2件について、開発行為の届出がなされている。
- ・ 本年4月1日以降、5%から8%に引き上げられる消費税増税の本市への影響については、増税前の駆け込み需要、その後の反動による買い控えなど、若干は消費の低迷も懸念されるところである。
- ・ 消費税増税に伴い、平成26年4月1日から、地方消費税の税率も現行の1%から1.7%になる。地方消費税交付金は、都道府県税である地方消費税の2分の1を一定の配分率で市町村に交付するものであり、平成26年度当初予算は、県から示された見込額に基づき前年度より5,060万円の増額を見込んでいる。

なお、地方交付税との関係からは、この増収分は、普通交付税の算定において基準財政収入額に100%算入されるため、その分交付税が減額されることになる。

- ・ 消費税増税に係る国の全国規模での消費動向の試算の中で、本市経済への影響については、その見極めが非常に難しいが、税と社会保障の一体改革という国の政策に関する情報収集に努めながら、制度の周知は図っていかねばならないと考えている。
- ・ 地方交付税の減額については、基準財政収入額に地方消費税交付金の引き上げ分が算入されたことも要因の一つとなっている。
- ・ 地方財政対策についても、国の歳出削減と歩調を合わせて、地方も歳出を削減していくという考え方に立って策定されているので、そういった国の全体的な方向性の中で、健全財政に努めていくということを考えていかねばならない。
- ・ 基準財政収入額を基準財政需要額で除した財政力指数は、平成24年度決算で本市が0.36、阿久根市0.33、垂水市0.26、西之表市0.25という数値であり、それぞれの市に比べて高いことから、交付税は少なく算定されている。

普通交付税は、どの団体にあっても標準的な行政運営を行えるように財源を保障する制度であるので、特殊要因がなければ、大きくは変わらないと思っている。

- ・ 寄附金については、メガソーラーの実施事業者からの指定寄附1,000万円が増額の大きな要因である。
- ・ 過疎債について、新聞等で過疎法の自民党の改正案がまとまり、本市も過疎地域ということで指定されるのではないかという報道がされているが、今国会に議員提案で提案され、順調に審議がなされ3月末までに成立・公布となった場合は、今後の予定として、6月議会に過疎計画を示すことになると考えている。

今後、地方債の発行の打ち合わせが5月に始まるということで、県からも見込みということで協議には応じるということもあり、下打ち合わせは行っているが、これがいつから活用できるかということについては、現時点では申し上げられない。

- 本市財政の健全化のために第三セクターや企業会計の整理等をすべきではないかということについては、一気に解決するのは財政的に難しいことから、土地開発公社、臨空工業団地の土地等の問題についても計画を立て、可能な限りの対応を図って健全化を進めているところである。

また、施設を排除するとなると、そこには様々な影響が出てくることから、公共施設についても、民間委託や民営化等を一つ一つ検討しながら手がけてきており、そのような行革の取り組みを念頭に置いた対応に努力していきたい。

(総括)

- 庁舎の耐震補強については、耐用年数を過ぎても長寿命化を図り、長く使っていきたいという基本的な考え方で、まずは平成25年度の8号補正で耐震診断を行い、どのような耐震補強をしなければならないかということ平成26年度に具体的に検討していく。

耐震補強は建物本体のほうであるので、外壁の塗装・補修、屋根の防水、庁舎内部の照明の取りかえなどの長寿命化の補修計画についても、耐震化とあわせて検討していかなければならないと考えている。

- 陶芸館について、利用者数は、平成20年度560人、平成24年度225人と年々少なくなっている。平成24年度の収支は、光熱水費等の支出が25万1,688円、焼き窯の使用料の収入が2万8,450円で、差し引き一般財源として22万3,238円を使用している。5カ年では、1,638人の利用で、一般財源として108万1,904円を使用している。

施設の廃止については、陶芸同好会の方々に、議会の特別委員会等の議論も踏まえ、廃止に向けての方針等について説明し、今年度末での廃止について了承いただいた。

資産価値については、宅地450.99平米については、固定資産評価額は464万5,199円、建物については、償却期間が31年で築23年ということで、減価残存額159万7,921円となる。

今後の処理については、平成23年8月に妙見の里を明星福祉会に売却した際に、陶芸館を廃止する場合は、明星福祉会に購入意思があるかどうかの確認を行うこととしていたことから、平成25年8月に事前協議を行ったところ、購入したいとの意向が示されたところである。これらの経過を踏まえ、土地及び建物ともに明星福祉会へ随意契約で売却したいと考えている。

備品等の取り扱いについては、陶芸同好会の会員の方々、市内に窯を持っているOBの方々、NPO法人の方々などで使えるというような話があれば、払い下げができるのではと考えている。

- 市営墓地については、データ化し整理しているが、空き率については、平成26年2月25日現在で犬牟田墓地14.6%、川路墓地17.1%、立神墓地49.7%、合計で19.9%となっている。合計4,310区画のうち856区画が空き区画となっている。
- 高齢者の利用に配慮するためにも、墓地の空き状況に応じたスペースの移動をある程度行政でやっていくべきではないかということについては、個人の財産であることや、その費用そのものも相当な額になること等から、しばらくはこのままいかざるを得ないと思っているが、高齢者のための施策としては、墓そのものではなく別な環境整備というかたちでの検討はあり得ると思う。
- 第3次行財政集中改革プランについては、新たに職員からの意見・提言も募集して作業にかかり、平成26年度中に策定をしたいと考えている。1次プラン、2次プラン策定の目的は、今後の非常に厳しい社会経済情勢の中で持続可能な財政運営を行っていくために必要な措置を計画するということであり、今後も財政の健全化に向けてそういった目標を持って3次プランを計画するということになる。

現時点で数値目標については述べられないが、3次プランを策定していく中で、様々な数値

目標の検討がなされ計画の中に盛り込まれていくと思っている。

- ・ 桜山東町の水路については、2月の中旬過ぎから工事の段取りをつけ、3月25日の通水に間に合うように、現在、工事を進めている。
- ・ 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の臨空工業団地造成地取得事業については、土地開発公社の健全化計画に基づくもので、平成24年度から平成28年度まで5カ年計画の平成24年度、平成25年度で市が公社から取得した分が4,828万9,000円、残りの1億8,000万円程度が平成26年度から平成28年度までの分である。
- ・ 臨空工業団地取得事業については、平成24年度から28年度まで5カ年の計画を立て、分割して購入しているが、1号用地の約半分を売却した場合に、単年度で1億円を超える差損が出たことから、5年後を目途に残る半分についても購入したいという企業の意思もあるので、単年度に1億円の差損が出ないように、計画的に5年分割して購入を進めている。
- ・ 生活環境保全事業のヤンバルトサカヤスデのまん延防止等に関し、ヤンバルトサカヤスデは、現在、別府の西之原あたりが一番多く発生しており、火之神、木場地区も多少出ている。
- ・ 養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保するということで、国・県・市それぞれ3分の1ずつで事業費を負担するもので、6件の3回ずつの18件分で組んでいる。
- ・ 健康まくらざき21策定については、平成12年度に既に策定しているが、平成24年度中に国・県においても新たな計画が策定されたことから、それに沿った内容でアンケート調査等を行い、健康増進法に基づいて計画を策定しようとするもので、計画策定に当たっては、鹿児島大学の教授等の助言をもらいながら行っていく予定である。
- ・ 財政4指標の改善については、一挙に財政が好転していくということはありませんが、年度ごとの予算を編成する中においても、財政の最大の効果を上げるための最小の経費でという大きな目標・目的に沿って予算を立てながら、議会での指摘等を受けとめ、財政の健全化にこれまで以上に努力していきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 再任用制度に関し、小さな自治体等では若年層を雇用できない状況が出てくるのではないかと思う。枕崎市が活力を生み、そしてまた、若者の雇用が確保されるような職場をまず念頭に考えてほしい。
- ・ 出張等に際しての旅費の支出については、切り詰めるところは切り詰め、経費節減に努めてほしい。
- ・ 生活保護の申請の仕方について、申請の説明を受ける段階で、いろいろなことを聞かれるといったことも聞くので、申請しやすい方向での改善を検討してほしい。
- ・ ヘリポートの管理運営は、今後、年間約500万円の支出を伴っていくとなると、収支面では毎年赤字となると思う。10年後、20年後を見据え、見直しを行うなどよりよい方法を検討してほしい。
- ・ 市民会館の舞台裏の防音に関し、枕崎の目玉にもなっている活動される方たちの利用があるので、温かく見守ってもらいたい。
- ・ かつお釣り体験アドベンチャーは、年に1回で、定員も10人ということである。存続するのであれば、回数をふやすなり、ある程度の見直しも必要であると思う。これを今後存続するべきかどうかということも検討する時期にきていると思う。

- ・ 少年の森については、年々費用も削られていく中で、マムシやスズメバチがいたり、シャワー室も壊れて、水も飲めないなど、施設として機能していないと思う。近くに瀬戸公園や中原公園といった少年の森よりまだ遠足などには使いやすい公園があるので、そういったところにお金をつぎ込んでいけばいいのではないか。今後検討していただきたい。
- ・ 公債費に関連し、本市の財政4指標を改善していくために、今後、過疎債や元気臨時交付金の有効活用を図っていただきたい。
- ・ 本市のように、合併もせず単独で頑張っている自治体は、財政面での国・県の支援も少なく何か置き去りにされているような感じである。合併しなかったその他の市町村と協調して財源を持ってこれるように、さらに国・県に働きかけてもらいたい。
- ・ 保健推進員や民生委員については、少子高齢化もあり、段々選任が難しくなっているが、各地域、また行政に対して重要な役割を占めるので、待遇等の措置をぜひ考えてほしい。
- ・ 昨今、南海トラフによる地震も想定されている中で、庁舎は災害等の際の拠点になるので、耐震補修に真剣に取り組んでほしい。
- ・ 公園施設の長寿命化の事業を始める前に、遊具施設や運動施設等の改築、修繕については、塩害に対する措置を考慮して進めてほしい。

◎議案第8号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第9号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○当局説明

- ・ 枕崎市国民健康保険特別会計予算の予算総額は42億0,833万6,000円で、前年度当初予算より1億9,474万5,000円の増となっている。
- ・ 歳出の主なもの、総務費では、事務的経費である総務管理費を1,036万9,000円、徴税費を567万5,000円、運営協議会費は11万1,000円を計上している。
- ・ 保険給付費は、予算総額の71.4%、30億0,510万円を計上した。このうち、療養給付費の25億9,657万2,000円は、平成22年度から平成25年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。
療養費2,183万4,000円、高額療養費3億6,588万8,000円についても、平成22年度から平成25年度までの実績と1人当たり医療費の伸びをもとに算定した。
出産育児諸費は実績を考慮して26件の1,092万円、葬祭諸費は63件の126万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金は、1人当たり負担調整対象額5万4,505円に国保加入者7,368人を乗じた額から平成24年度の精算額を控除した額3億7,302万5,000円、予算総額の8.9%を計上した。
- ・ 前期高齢者納付金は、26万6,000円を計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、5万円を計上した。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者数の見込み3,032人に、1人当たり年間負担見込み額6万3,300円を乗じた額から平成24年度精算額を控除した額1億8,139万1,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金5億0,825万2,000円については、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金7,655万6,000円と、平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金4億3,169万6,000円である。
- ・ 保健事業費は、特定健診などの事業費に1,744万8,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費として1,811万7,000円を計上した。
- ・ 公債費に150万円、諸支出金に8,600万3,000円を計上した。
- ・ 歳入の主なもの、国庫支出金は療養給付費等負担金7億1,310万2,000円と高額医療費共同事業負担金1,913万8,000円、特定健康診査等負担金456万5,000円、普通調整交付金2億

9,837万2,000円、特別調整交付金4,500万円を計上した。

- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分として、1億5,940万4,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億4,321万2,000円計上した。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金1,913万8,000円、特定健康診査等負担金456万5,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億8,518万4,000円を計上した。
- ・ 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計6億0,047万円を計上した。
- ・ 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分1億0,727万1,000円と保険者支援分2,009万4,000円、出産育児一時金等728万円、職員給与費等1,404万8,000円、財政安定化支援事業6,903万4,000円、県広域化等支援基金貸付金償還金8,333万3,000円の合計3億0,106万円を計上した。
- ・ 諸収入は第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入1億7,764万1,000円及び滞納処分費等、合計で1億8,206万7,000円を計上した。
- ・ 平成26年度の国民健康保険税は、平成25年度の課税状況並びに枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画に基づく取り組みの結果等を踏まえ、総額6億3,280万5,000円を計上し、前年度の当初予算に対し4,532万1,000円、約7.7%の増となった。
- ・ 調定額の算出に際しては、昨今の我が国経済は底を脱し成長局面にあるとされ、平成25年度本賦課時における本市国保被保険者1人当たりの所得も平成24年度に比較して2.7%程度増加してはいるが、本市及び県内の景気回復速度は全国と比較しても鈍く、今後の著しい好転は期待できない状況にあること、また、農業など一部に所得減少の不安要素もあることから、平成26年度における国保被保険者1人当たりの所得は平成25年度と変動しないものとして算出した。
- ・ 収納率は、所得状況に若干好転の兆しも見え始めたものの依然として厳しい納税環境の中、平成24年度から実施している納税環境の整備及び滞納処分の強化策等をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分は、一般分の普通徴収分（医療・後期・介護分）の総体で平成25年度当初に比べて0.3ポイント低い94.3%、退職分は、平成25年度当初に比べ1.0ポイント高い99.3%を見込んで算定した。

その結果、保険税の現年課税分は、医療給付費分が3億9,855万3,000円、後期高齢者支援金分が1億3,613万2,000円、介護納付金分が7,387万8,000円の合計で6億0,856万3,000円を計上し、また、滞納繰越分は、総体で収納率を平成25年度当初予算と比較して2ポイントアップの23%と見込み、医療給付費分が1,599万9,000円、後期高齢者支援金分が520万円、介護納付金分が304万3,000円の合計で2,424万2,000円を計上した。

- ・ 枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は、3億1,991万2,000円で前年度当初予算に対して2,157万4,000円、7.2%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は事務的経費である総務管理費を135万9,000円、徴収費を170万4,000円、合計で306万3,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を2億1,486万円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定負担金1億0,145万9,000円及び延滞金10万円、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は事務費繰入金312万7,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億0,145万9,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると1,713万3,000円、約8.7%の増と

なっている。

- ・ 保険料の内訳は、特別徴収保険料 1 億 6,264 万 5,000 円、普通徴収保険料 5,221 万 5,000 円の合計で 2 億 1,486 万円を計上した。これは、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。
- ・ 国民健康保険の制度改正に関し、国民健康保険税は、平成 26 年度から課税限度額の引き上げとして、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等分の限度額が 14 万円から 16 万円に 2 万円引き上げ、介護納付金分が現行の 12 万円が 14 万円へ 2 万円引き上げる改正がされる。影響額については、後期分、介護分を合わせて 388 万円程度と見込んでいる。
- ・ 低所得者の保険税の軽減に係る 2 割軽減、5 割軽減の拡大については、2 割軽減は、軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、現行の制度では軽減判定の所得基準額が 33 万円に被保険者数掛ける 35 万円となっているが、新年度から 33 万円に被保険者数掛ける 45 万円に変更になる。

5 割軽減は、軽減対象となる所得基準額の引き上げ及び単身世帯への適用拡大であり、所得基準額の計算方法が現行の 33 万円プラス世帯の中の被保険者数から世帯主を引いた分に 24 万 5,000 円を掛けるというものが、改正後は世帯主を除くとしている部分を削除し、世帯主分も含めて 1 人加算対象がふえるということになる。

影響額については、2 割拡大分、5 割拡大分を合わせて約 1,500 万円程度と見込んでいる。

- ・ 後期高齢者医療保険料は、課税限度額が 55 万円から 57 万円に 2 万円引き上げられ、その影響額は、平成 26 年 1 月末現在の状況による試算で約 48 万円程度と見込んでいる。

また、保険料軽減対象世帯の拡大については、2 割軽減、5 割軽減が国民健康保険税の場合と同様の算定方法でされることになる。影響額は、約 590 万円程度と見込んでおり、この分についても予算に反映させている。

- ・ 保険税軽減分については、一般会計からの繰入金金の保険税軽減分の対象になり、その部分について約 1,155 万 9,000 円の増を見込んで予算計上をしている。
- ・ 今回の制度改正に係る課税限度額の引き上げなどについては、地方税法の一部改正法などについて 3 月末に公布予定となっていることから、例年どおり 4 月 1 日から施行される分について専決処分をしたいと考えている。
- ・ 平成 26 年度の歳入欠陥補填収入は、今回の制度改正等も見込んだ上で、1 億 7,764 万 1,000 円を見込んでいる。
- ・ 平成 24 年度までの赤字分については、まだ財源の手当ができておらず、平成 25 年度単年度に見込まれる赤字分は、一般会計からの繰り入れで措置することから、平成 25 年度末も平成 24 年度と同額の 2 億 6,514 万円が財源不足額として残る。
- ・ 歳入の滞納繰越分は、年々ふえていっている。
- ・ 督促は、現年分のみで納期経過後 20 日以内に送る 1 回であり、その後、納付がされない場合には催告を行う。
- ・ 滞納者にはいろんな事情があるので、納付相談を行い、その結果によって通常の納期によらず分割して納付していただくなど、納税者の経済状況や負担能力に応じた納付方法をとっている。
- ・ 経済力、負担能力のある滞納者に対しては、預貯金調査や給与調査などを行い、差し押さえ可能財産を発見次第、差し押さえを行う。そのほか、捜索などで動産等の差し押さえも実施して換価するようにしている。滞納処分については、現在強化しており、今後とも公平な負担の実現のために全力を尽くしていきたいと考えている。
- ・ 国保税が他の健康保険より高いことについては、国民健康保険の持つ構造的な問題ということで、社会保障と税の一体改革の中でも、消費税の増収分は国保の保険者の支援分にも回して

いくという考えで改革も行われたところであり、国も国民健康保険の財政的基盤の弱さというのは重々承知の上で改革を行っていくものと思う。

- ・ 本市の現在の医療費分で、税で賄わないといけない部分と医療費との関係では1億円以上の税収不足が生じており、その不足分の全額を一般会計だけで負担することは無理があるので、幾分かでも国民健康保険税でも賄えないかという検討はするということであり、平成24年度までの赤字分を、今の人たちに負担してもらうという考えではない。
- ・ 医療費は伸びている中で、税収は一たん上げてでも被保険者が少なくなっていくので、前に想定した保険税収よりも減ってくる可能性もあり、また、平成29年度の県の広域化へ向けた取り組みもしていかなければならないということなどを考慮し、現在の平成27年度までの財政健全化行動計画を平成26年度から平成28年度まで延長して計画をつくり直す予定である。
見直した計画については、6月議会には示したいと考えており、そこで、税率改定をどうするか、あるいは一般会計からの繰り入れをどうするかということについて、また、2億6,500万円をどのように解消していくかという解消策についても示したいと考えている。
- ・ 国民健康保険税の算出方法として子供が均等割の基礎になっていることについては、健康保険組合あるいは協会けんぽなどの被保険者は、現役世代が加入しており、所得に応じて課税するだけで、扶養者数を考慮しなくても財源的には十分に賄えるが、国民健康保険は、現役世代を終わられた所得のない高齢の方たちが多く、国民健康保険制度の中で、収入と支出を賄わないといけないとしたときに、健康保険組合あるいは協会けんぽのように所得割に傾注した課税では賄えないということで、均等割、世帯別平等割なども含めて算出している。
- ・ 国の全医療費は約34兆円で、その内訳は、国民健康保険の加入者が3,800万人ぐらいで約10兆円、協会けんぽ者の加入者が3,500万人で約5兆円、健康保険組合が3,000万人と共済組合が900万人の合わせて3,900万人で約5兆円、後期高齢者医療の75歳以上の方で約14兆円となっている。
- ・ 歳入欠陥補填収入は、財源不足額を平成23年度までは国の特別調整交付金の中に組んでいたが、財源不足がはっきりとわかるような予算の提出の仕方をするということで、平成26年度の財源不足額として見込まれる1億7,764万1,000円を予算計上してある。
- ・ 70歳以上の医療費の負担割合の判断基準は、課税の対象となる所得が、145万以上の方は現役並みの所得がある方ということで3割になる。その中でも、世帯の人数によって収入が一定額以下の場合は、申請により1割になるという制度になっている。
- ・ 財政共同安定化事業に対しての各市の拠出金と交付金の見込みについては、平成24年度に県の主管課長会議の中で、医療費割、被保険者割などの算定方法がどうなるのかは県の判断に委ねられるということで説明があった。また、3月に開催される国保主管課長会議において、どのような見込みであるのか伺いたいと考えている。
- ・ 1月末現在の被保険者数は7,276名で、そのうち、65歳から74歳までの前期高齢者が2,790名である。また、一般被保険者が6,805名、退職被保険者が471名となっている。
- ・ 療養給付費の平成25年度見込み額は23億5,500万円程度で、そのうち前期高齢者分が約13億7,200万円、それ以外の方の分が約9億8,300万円である。
平成26年度の療養給付費については、一般被保険者分のうち、前期高齢者分は約14億8,600万円、それ以外の方で約11億1,000万円である。
1人当たりの医療費は、平成25年度は前期高齢者が49万6,312円、それ以外が24万0,231円、平成26年度の推計では、前期高齢者が51万8,001円、それ以外で24万8,159円である。
- ・ 消費税増税に伴う本市国保への影響については、国民健康保険税における軽減分が1,155万9,000円の影響がある。このうち4分の3が県からの繰り入れ対象となり、その額が消費税増税分としての考え方であれば、約870万円が増収分の影響として出てくる。

- ・ 国保財政における平成26年度から平成28年度までの財源不足見込み額については、平成27年度からの財政共同安定化事業が、本市の国保財政にどのように影響するのか不透明な部分が大いいため、具体的な試算をできるところまでいっていない。
- ・ 特定健康健診の受診率で、平成24年度は県平均が40.8%、本市40.9%になり、特定健診が始まって以来、初めて県の平均を上回ることができた。これは、日ごろ各地区で保健推進員の方々がこまめに回っていただいたおかげだと思っている。その中で前期高齢者の受診率は47.6%で平均を上回っている。
- ・ 特定健診は生活習慣病的対策ということで、自身の健康状態を知り、生活習慣を改善することによって、生活習慣病の発症を予防、あるいは重症化を予防しようとしているが、今問題になっているのは40歳台など若い層の人たちの受診率が低いということである。
- ・ 生活習慣病の改善は、医療費の高い前期高齢者の年代になる前の若いうちから生活習慣を改善することにより、発症の予防や重症化の予防につながると考えられることから、40代、50代の方に対する受診率向上対策を進めていきたい。また、前期高齢者でハイリスクとなった方に対しては、早目に保健師が接触し、医療機関の受診が必要な方には早目に医療機関の受診をお願いするなどの重症化予防対策も含めた特定保健指導を強化していくため、平成26年度からは健康センターの保健師等を各中学校区2名ずつ配置して、各地区の健康課題に対しての対応をしっかりとやっていきたいと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 国保税の算出方法等が他の健康保険と違うことについて、制度の違いだからということで済ませてほしくない。制度の違いだととどめておくのではなく、県・国におかしいところをどんどんつないでほしい。
- ・ 一般会計から数億の繰り入れをすることになると、国保だけの問題ではなく、本市財政全体の問題である。新しい財政健全化行動計画が本当に実を結ぶためにも、市民の健康に対する意識の高揚が一番の基本だと思うので、本市の国保の実態の公開とあわせて十分に喚起し、国保会計を建て直してほしい。
- ・ 国保会計の立て直しをするには医療費を減らさなければならないが、その抑制対策として医療費の高い前期高齢者に絞った取り組みも進めてもらいたい。

◎議案第10号平成26年度枕崎市介護保険特別会計予算

○当局説明

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は、23億5,527万1,000円で、平成25年度当初予算額より約3.1%、7,124万7,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なもの、総務費4,480万7,000円、保険給付費22億7,054万9,000円、地域支援事業費3,971万円、諸支出金20万4,000円などである。
保険給付費は、第5期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上してある。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億6,224万円、国庫支出金6億2,572万6,000円、繰入金4億0,571万2,000円、県支出金3億4,224万7,000円、保険料3億1,905万7,000円、諸収入ほか28万9,000円で措置した。
- ・ 介護施設に入れる介護度というのは、現在のところ状況を見て、個人個人のポイントで判断をしているが、やはり、介護度の重い4、5の方々のポイントが高いことから、介護度の重い方から入所できるという状況である。

平成27年度からの介護保険法の改正により、特別養護老人ホームの入所者の基準を中・重度者に重点化するという一方で、おおむね要介護度3以上の方々とするという方針が出されて

いる。ただ、その中でも要介護度1、2で現状として入っている方については、引き続き入所を認め、要介護1、2の方は、今後についても、状況に応じては認めるという措置もとられている。

- ・ 特別養護老人ホームの待機者の状況は、平成26年1月末現在で110人で、そのうち要介護度4が30人、要介護度5が15人という状況である。

110人の1月末現在の状況は、入院している方が34人、介護老人保健施設に入所している方が41人、在宅の方が17人、グループホームの方が10人、高齢者専用賃貸住宅が1人、その他の施設が7人という内訳になっている。

- ・ 俵積田公民館の西側にできる施設については、2年前、小規模多機能施設をつくりたいということで話をうかがっていたが、その際には、現在の第5期介護保険事業計画を策定したばかりであり、今回の第5期の場合も老健施設を20床、そして、特養を20床増設するという計画を織り込んだ上で3,900円という保険料を決めて計画をつくっていた中で、新たに施設を整備するとなると、3,900円で介護保険事業が運営できなくなるおそれがあるため、もうしばらく時間をくださいというふうに事業者に対して申し上げていた。その後、こちらのほうに話がなかったため、第6期の事業計画の中にも織り込もうと考えていたところ、今、建設中であるという状況である。

当初は小規模多機能事業所を建設するという意向だったが、今、建設中の施設がどのような機能を持つものなのかということは確認していない。

- ・ 建設中の施設は、県のほうに建築確認申請を出しているということである。その事業者はNPO法人として認可されており、県のNPO法人の認定状況の表を見てみると、事業内容としては、介護サービスを行うというかたちで記載されている。
- ・ 本市の小規模多機能の事業所は、花渡川と愛という施設の2カ所がある。小規模ということで、登録人員は25人が限度となっており、その25人が登録してショートステイもでき、通所介護、訪問介護も受けられるという施設である。平成25年の11月で49名がサービスを利用しているということで、ほぼ全員がサービスを利用しているという状況である。
- ・ 介護サービス提供事業所の整備については、一般的に、施設建設の前に市のほうに相談があり、それをもとに施設整備の計画を市としてつくり、それを織り込んで、介護保険事業計画をつくる。そのため、介護事業計画に織り込むというのがまず第1歩で、施設建設の前に事業計画書を市のほうに出してもらい、それをもとに施設整備を進めるということになる。そういう段階を踏むと、国県の施設整備の補助が受けられるような状況になる。そして、施設が完成したら、地域密着型サービスであればサービスを行うための申請を市のほうにさせていただき、市のほうから設備の基準を満たしているか、運営の基準を満たしているか、人員の基準を満たしているかというような点を確認して、地域密着型サービス運営委員会の会議に諮った上で、市が認可をする。そして、事業に基づいてサービスを提供していくという流れになる。
- ・ 介護認定の事務というのは、3市で組織している南薩介護保険事務組合ですべて行っている。申請の受付は市の福祉課の高齢者介護保険係で受け付けるが、最初の認定調査員の調査、それを受けての審査会については、すべて組合で行っている。
- ・ 介護認定の認定審査会は、医師、歯科医師、介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、ホームヘルパーといった方たちが5人で一つの合議体をつくって審査を行う。その中でコンピューターがはじき出した一次判定の結果と主治医の意見書とをもとに5名の審査員が再度審査をし直し、その中で、一番軽い要支援1から一番最重度の要介護5までのどれに該当するかを認定していく。
- ・ 施設の入所について、介護保険施設には、老人保健福祉施設、介護療養型医療施設、老人福祉施設の三つがある。そのいずれも今の法律の中では、申し込みをできる基準は要介護1以上

の介護度があれば申し込みはできる。しかし、特別養護老人ホームについては、行政の担当者、民間の代表、施設の代表を入れた入所判定委員会を公的に開いて、その中で優先順位を決める。介護度が比重は占めるが、介護度だけではなく、居住環境、家族関係、そういった諸々を総合的に判断して、入所の順位を決めるということである。

- 平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定するに当たり、国のほうからは、2025年に団塊の世代が75歳の後期高齢を迎えることから、介護の必要な方が非常に多くなることを見越した計画をつくるよう指示があった。

本市の状況は、2010年、平成22年の国勢調査で65歳以上人口が7,522人、そのうち75歳以上が4,100人である。国立社会保障・人口問題研究所が25年の3月27日に発表した人口の推移によると、2025年は65歳以上が7,799人、75歳以上が4,469人、2030年は65歳以上が7,282人、75歳以上が4,678人となり、2035年、2040年を見ても、75歳以上人口のピークは2030年、そして65歳以上人口のピークは2020年となっている。

- 来年度策定する第6期の介護保険事業計画の中で、施設整備を進めたほうがいいのか、住み慣れた地域で暮らせるような整備を進めたほうがいいのかというのは、市民の意見も聞きながら、計画に織り込んでいきたいと考えている。
- 介護度の認定審査については、介護保険が始まったときには、原則6カ月の認定であったが、安定している方は1年から2年、要介護の4、5で寝たきりで状態の改善が見込めない方については最長2年という認定もある。現在多いのは、更新で状態があまり変わらないだろうと判断される方は1年ということである。その状態が不安定という方は6カ月、どうしても変わりやすいという方は3カ月という方もいるが、大体、6割ぐらいが1年の認定という状況である。ただし、1年の認定期間中であっても、状態が明らかに変われば区分変更申請で対応はできていると考えている。
- 高齢者元気度アップ・ポイント事業について平成25年度から開始しており、1,000人の登録を見越して、500万円分の商品券を予算化した。2月19日現在の登録者数は674人となっており、現在、221名の方が商品券へ交換をしている。この交換については、9ポイントまでは翌年度に繰り越せるということを2月のお知らせ版、3月の広報紙でお知らせしているため、交換される方は、今後、また多くなるものと考えている。

交換の際には、アンケート調査を実施しており、こういった事業があれば、いろいろな活動に参加する励みになるため、これからも続けてほしいなどの意見もいただいている。

実際の対象となる活動数は、健康課の事業24種類、その他生涯学習課の事業など10種類、合計で34種類の事業を対象としたところで、来年度については、もっと対象事業を拡大して、多くの方々が外に出る機会、人としゃべる機会をふやしていきたいと思っている。

- 在宅サービスを受けている方の人数は、平成25年の11月利用分で総数805名となっており、その内訳は、要支援1が104名、要支援2が169名、要介護1が214名、要介護2が175名、要介護3が83名、要介護4が49名、要介護5が11名である。
- 本市の介護の一番の問題点は、総論は施設をつくることに賛成はされるが、市民全員が希望するだけの施設を整備すれば、介護保険料が上がってしまい、被保険者に理解を得られない状況があるため、公的に見ないといけないという点と負担していく側の負担感のバランスを考えるとというのが行政の役割としては大きい。現在の介護保険制度の仕組みとして、1号保険者からもいただく仕組みが変わらない以上、施設を整備すればするほど、1号保険者の負担がふえ、実際の生活が成り立っていかないという現状があるが、2号保険者の幅を広げようとしても、なかなか若い世代の合意が得られないということもある。国民全部で介護問題を考える場合、ということだと理解が得られるのかというのは、枕崎だけではなく、国全体としても大きな問題だと思っている。

近隣の市町村で施設整備を進めたところでは、保険料の負担が大きくて大変だという声は聞いているが、待機している方から言えば、何で待たせるのかと言われるかもしれない。やはり、介護保険事業計画を作成する中で、広く意見を求めながら、市民の合意を得てサービスの設定をしていかなければならないと思っている。

- ・ 予防給付で提供されているサービスのうち、訪問介護と通所介護については、地域支援事業の中に織り込むというような制度改正がなされている。これについては、いろんな事業者の参入も考慮し、専門的なサービスの提供だけではなく、専門者以外のサービスの提供はもっと安い自己負担で提供できるような環境を整え、サービスを受けやすくするという理念のもとにそのような変更がなされたものと考えている。

現在、サービスを提供している事業所については、予防給付を外れたとしても、地域支援事業の中でのサービス提供だったにしても、基準額というのは、ほぼ現行の基準額と変わらないような設定になるのではないかと現段階では考えているため、地域支援事業として変わらず利用していただける体制は続けることができると考えている。

- ・ 介護保険制度については、全国市長会、九州市長会等を通して、国に対して要望すべきところは、しっかりと要望していきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 俵積田の建設中の施設については、行政として注視し、現行の介護保険制度の中で、適切に対応するように指導してほしい。
- ・ 宮崎県では、民家を利用した介護施設をNPO法人が運営しているが、その施設の名前は「かあさんの家」という名称がついているので、確認をされたい。

◎議案第11号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

○当局説明

- ・ 平成26年度歳入歳出予算の総額は、7億9,872万5,000円で、前年度当初予算より1億2,743万5,000円の増で、率にして19%の増となる。
- ・ 予算の主なもの、一般管理費は、一般管理経費等で3,293万2,000円、処理施設管理費は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億7,545万6,000円、排水施設管理費は、污水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,558万9,000円、下水道整備費は、中央町及び岩崎町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業及び終末処理場・ポンプ場の耐震診断等で2億5,910万1,000円、公債費は、元金が昭和60年度から平成22年度までの借り入れに対する元金償還で2億1,722万3,000円、利子が昭和60年度から平成25年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額で7,832万4,000円となる。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億6,060万円、分担金及び負担金500万円、国庫支出金1億2,090万円、繰入金2億8,014万8,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債1億3,000万円措置した。
- ・ 終末処理場の長寿命化計画は、終末処理場は昭和59年に供用開始し、本年3月で約30年が経過しており、平成19年度から平成24年度まで改築更新事業等をやりながら、施設の維持管理に努めてきたが、以前行った改築更新事業以外の施設について、平成23年度、24年度に処理場施設等のすべての施設の点検調査を行い、その中で老朽化しているものについてピックアップして緊急を要するものを優先し、平成25年度から平成30年度までの6カ年で1期工事を計画している。

平成25年度は、長寿命化の詳細設計等を実施し、平成26年度は水処理施設等、汚泥処理施

設等の改築更新事業を機械設備と電気設備をあわせたかたちでお願いしている。

- ・ 建物等については、現在、耐震診断等を行っており、その結果に基づき今後どのように対処していけばいいのか、新たな計画を練っていかなければならないと考えている。
- ・ 前年度に比べ国庫補助金と下水道整備費の事業費が増額になっているのは、長寿命化計画が平成25年度からスタートし詳細設計等で1,790万円、平成26年度からは工事がスタートし処理場改築更新が1億6,000万円という事業費になっており、その分について国庫補助金も増額となっている。
- ・ 社会資本整備総合交付金は、活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金事業である。国からの内示額は、要望額の75から70%程度で交付されている。
- ・ 債務負担行為の1億8,000万円については、終末処理場の水処理施設の機械、電気設備の改築更新事業を計画している。終末処理場の機械設備及び電気設備に関しては、かなりの金額が必要となり、経費削減、コスト縮減を図りながら維持管理に努め、日常生活の環境と放流水となる公共用水域の水質保全を目的として、下水道整備に努めていかなければならないと考えている。
- ・ 県下19市の中で、公共下水道事業を実施しているのは11市で、その中で組織上、上下水道が一緒になっているのは、鹿児島市、日置市、曾於市、いちき串木野市の4市である。
- ・ 4次区域で実施する管渠整備は、中央町、岩崎地区で、整備面積が3.27ヘクタール、住宅総数が248戸で、平成26年度は、約120戸を予定している。
整備が済んだ次年度に受益者負担金等の賦課があるので、その直近に説明会を開催し、接続促進等についての説明等を行っているところである。
- ・ 管渠整備について、現在、4次区域の1期ということで、立神北町地区、岩崎・潟山地区を順次整備をしているが、平成26年度で1期地区の岩崎町地区が完了する。その中で、下水道計画区域で残っている2期地区、場所的にいくと下野原公民館から広域農道の区間の16.13ヘクタールがまだ未供用であり、この地区を平成30年度までに整備して管渠整備を終え、あとは処理場、ポンプ場、管渠等の長寿命化等に取り組んでいく。
また、整備されて供用開始となると接続関係があるので、そういった3次区域、4次区域については接続率が若干低いので、その辺を重点的に接続率の向上を目指して促進していきたい。
- ・ 下水道計画は、水産業及びその関連工業の主要産業の工場排水等によって公共用水域の水質汚濁が悪化してきた状況をかんがみ、昭和50年に基本計画を策定し、家庭排水と水産加工場関係の汚水を整備し、住環境の整備並びに公共用水域の水質保全を図る目的で導入したという経緯がある。
- ・ 未接続に対する対策として一般世帯については、職員が接続率の低い集落を重点的に戸別訪問するほか、地域公民館の総会等に出向き、現状を説明しながら接続のお願いをしている。水産加工場については、庁内の関係各課と加工組合の接続推進委員会と連携を密にとりながら接続をお願いしていくとともに、年2回は必ず未接続工場等に足を運び、接続のお願いをしている。
- ・ 説明会の状況については、4次区域の立神北町地区は平成21年度に、潟山地区、岩崎地区については昨年4月19日に工事説明会を開催した。工事説明会には、土地を所有している方に開催通知を送付しているが、出席率については、平成21年を送付数300に対し参加者が110名、昨年の説明会は、対象者が107名で31名の出席であった。説明内容や質疑の内容や、意

見・質疑があつて決まった事項等は、出席がなかった方すべてに郵送している。

- ・ 平成24年度末における下水道供用開始区域内における合併浄化槽は58世帯、単独が606世帯となっており、その方々は、浄化槽で適切に処理しているという意識がある。浄化槽のそれぞれの特典、下水道の利点を含めながら、接続のお願いをしている。
- ・ 平成26年2月末現在の一般世帯の接続率は、1次区域が94.8%、2次区域が90.4%、3次区域が58.9%、4次区域が40.7%、区域外のほうが100%、合計で85.2%である。加工場関係は、区域内の操業工場は45工場、接続済みが32工場、率にして71.1%で、未接続の中で、現在4工場が休止となっている状況である。区域別では、1次区域が27工場に対し接続が22工場で81.5%、2次区域は7工場ですべて接続、3次区域は8工場、接続が2工場で25%、4次区域は2工場あり接続がされてないという状況である。
- ・ 受益者負担金は、管渠整備をしたその区域にあるすべての土地に対し、立神地区では1平方メートル当たり380円を賦課しているが、その中で山林、原野、畑等については8割を猶予をし、2割を納めていただいている。宅地については、接続しない場合においても、その単価をかけた負担金に20回、5カ年の4期に分けて20回で納めていただくことになっている。
- ・ 受益者負担金の収納率は、平成24年度の現年度分が82.2%である。徴収方法は、例えば、平成25年度に管渠整備をした地区は、そこに土地を持っている方すべてに受益者負担金賦課説明会の案内をし、その中で、各個人の土地を所有している方の台帳、面積が畑が幾ら宅地が幾らというかたちのそういったものも含めて案内をして、その中で説明会を開催し、5年で4回払うようなかたちの条例上の説明等をしていく。その説明で受益者となる土地所有者が間違いないということで、申告書を市に提出し、それで再度確認した中で初めて受益者負担金が賦課される。
- ・ 説明会の際に出された批判や苦情等としては、昨年4月に行った岩崎町、瀧山地区において、取付管も入らないし、将来的にも宅地化する計画もないということでいろいろ出たが、確かに人の土地に下水取付管を入れていかなければできない状況なので、そういった方々については、受益者負担金は保留し、将来的に宅地化する場合に、受益者負担金を再度賦課するといったかたちでの説明をしながら、要望等にはこたえている。
- ・ 下水道使用料の対前年比630万円の増は、消費税率の引き上げに伴うものである。
- ・ 一般会計からの繰入金2億8,000万円について、本市の公共下水道は、分流式下水道になっており、その経営の収入をもって充てることができないと認められる資本費（公債費）、元利償還金については繰出基準として認められている。その経営に伴う収入をもって充てることができないというのは、その前提として、接続率も高め、また適正な料金も徴収した上でのことだとは理解している。今年度も前年度と比べて公共下水道会計に対する繰出金が増加しているが、地方債の充当の対象とならない終末処理場の耐震診断業務委託料の増加などによって、0.6%増加しているが、繰り出し基準に基づいた繰り出しであると考えている。
- ・ 汚泥再生処理センターの処理分について、本市は、公共下水道人口分を差し引いたほかの区分の人口比で負担もしており、実際に汚泥処理再生センターに持ち込まれる処理分は、合併処理槽の余剰汚泥分とし尿くみ取り分のものである。
- ・ 汚泥処理業務委託と汚泥運搬業務委託については、下水道処理場で発生する下水汚泥を堆肥化としてリサイクル処分する処分料と中間処理施設への運搬費を計上している。
- ・ 本市の終末処理場で発生する下水汚泥は、堆肥原料として中間処理施設でのリサイクル処分を行っている。
- ・ 汚泥再生処理センターでも余剰汚泥が出てくるが、その汚泥は乾燥というか、圧縮して水分を取り、今のところは内鍋清掃センターで助燃剤として燃やす計画である。

○委員からの意見・要望

- ・ 住民説明会については、ただ形式的なものではなく、その中でその区域内のほうから同意書をとるといったことまでしたら後の処理もスムーズにいくような気がする。その辺までやらないことには、接続は進まないと思う。

また、未接続者に対する方策を、下水道課だけで考えるというのはちょっと無理があると思う。どうすれば接続が図られるかということを全庁的に協議し、接続を促進しなければ一般会計からも出ているので、費用対効果の部分からいっても普通の市民にも迷惑をかけるということとなる。

- ・ 本市財政全体が大変だと言って、下水道もその大きな要因だと言う割には、本当にこの下水道事業をどうやって立て直すのかという、そういった点が感じられない。この使用料と繰入金の関係も事業収入が、ほかからの支援分を上回らないとおかしい。もう少し事業の立て直しに強力に取り組んでいただきたい。
- ・ 環境に負荷をかけないという点では、公共下水道は今の制度の中ではナンバー1である。説明のあり方や接続率を上げるための広報・啓発活動等について、創意工夫し知恵を絞って庁内体制の中で議論を深め、一人歩きができるような下水道会計をつくってもらいたい。

◎議案第12号平成26年度枕崎市立病院事業会計予算

○当局説明

- ・ 今般、地方公営企業法の大幅な見直しが行われ、平成26年度予算から適用されることになった。

新会計制度の主な項目として改正された基準は、①借入資本金は資本の部から負債の部に移行して計上すること。②補助金等により取得した固定資産の償却制度等については、みなし償却制度を廃止し償却資産に係る補助金等は長期前受金として計上するため、資本の部から負債の部に移行し、新たな項目として繰延収益が追加されたこと。③リース会計が導入されたこと。④引当金については、退職給与引当金のほか、賞与引当金繰入額及び賞与に係る法定福利費引当金繰入額の計上が義務づけられたこと。⑤重要な会計方針や予定貸借対照表に関連する事項等の注記表を作成すること。⑥予定キャッシュフロー計算書を予算説明書の一つとして作成が義務づけられたこと。⑦減損会計が導入されたこと。⑧たな卸し資産で期末時価が帳簿価格よりも低い場合には評価損を計上できること。⑨繰延資産は原則として計上は認めないこと。⑩組み入れ資本金制度の廃止の10項目であり、この基準に基づいて予算編成をした結果、収益的収入及び支出並びに資本的支出の記載に変更が生じるとともに、貸借対照表の負債と資本の構成割合は、平成25年度補正第2号後の予算ベースで負債割合が1.9%から78.5%、資本割合は98.1%から21.5%に大きく変わる事となった。

- ・ 国の平成26年度予算は、国・地方を通じた財政健全化に向けた目標や目標達成に向けた取り組み等を示した中期財政計画に沿って、平成25年度に続き民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化することが示された。一方、今回の診療報酬改定において、前回のプラス改定に引き続き0.1%のプラス改定になっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは1.26%のマイナス改定となっており、医師や看護師不足もあわせて極めて厳しい状況が続いている。

このような中で、新年度の事業予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,345人、外来で1万7,408人、1日平均患者数を入院で53人、外来で68人と定めた。

- ・ 主な建設改良事業として、病児病後児保育施設新築事業を予定している。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億1,822万円、医業外収益2,586万7,000円、特別利益102万

1,000円の合計5億4,510万8,000円で、前年度より1,781万6,000円の増、収益的支出は、医業費用6億6,727万7,000円、医業外費用1,116万9,000円、特別損失1,574万8,000円の合計6億9,419万4,000円で前年度より3,824万9,000円の増となり、収支差し引き1億4,908万6,000円の当年度純損失となる見込みである。

- ・ 資本的収入は、病児病後児保育施設新築事業に係る企業債2,200万円、資本的支出は建設改良費のうち有形固定資産購入費として老朽化した器具の更新等に498万円、リース債務支払額に229万3,000円、病児病後児保育施設新築事業として委託料及び工事請負費4,376万円、企業債償還金として1,795万1,000円の合計6,898万4,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額4,698万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものである。
- ・ 病児病後児保育施設新築事業は、病児保育と病後児保育という2通りの選択肢があり、どちらを選択するかは、ニーズに合わせたかたちで検討していきたいと考えている。
- ・ 施設の規模は、乳幼児あるいは小学校低学年児童3人に対し、保育士が1人必要であることから、効率的な運営ということでは、保育士を3人雇用できれば9人まで受け入れられるが、実際には感染症の種類によって1人で1人を見なければならぬ状況もあるので、保育士数は若干ふえると思っている。

設計の中で考えているのは、保育室3室程度を予定しており、同じ感染症であれば、一つの部屋に3人入っても大丈夫な面積を確保し、病児の場合は隔離、病後児の場合は集団生活ができないだけということで、やや広いスペースを計画している。

保育期間は、大体1週間から2週間以内で、集団生活に戻れるようになるときまでの一時保育ということで考えている。

- ・ 医師の対応については、新たに小児科医を専任として配置するというのではなく、市内の民間の小児科の医師と連携しながら、医師の診断にあわせた対応ということを考えている。
- ・ 県内の公立病院に病児病後児保育施設はない。民間では、病児保育施設が14施設、病後児保育施設が7施設、体調不良児対応型施設が2施設ある。
- ・ 事業運営に当たり、年間患者数は、一昨年は病床数が60床で、延べ入院患者数は2万0,604名、24年度は55床で1万9,263人となり、病床稼働率等で見た場合、患者数はプラスという方向で見ている。

経営状況は、平成25年度の当初予算の段階で1億2,800万円の純損失、最終的に補正第2号で4,952万5,000円ということで抑えてきた。病床数5床減ではあるが、重症度の違いによる収益の増減というのがあり、今のところは病床稼働率を53人の90%以上を目指し、その方向で経営をしていく以外にないと考えている。また、一般会計負担金は、当初予算の段階では計上をしておらず、今後、財政当局との協議の中で調整をしていくことになると考えている。

- ・ 病児病後児保育施設の費用対効果については、公立で病児病後児保育を運営をしている全国の施設や県内の民間施設に問い合わせたところ、非常に厳しいと聞いている。
 - ・ 運営費補助については、病児保育は基本額240万円、病後児は200万円で、延べ人数がふえるごとに加算額があり、大体その範囲内におさまるように努力をしていると聞いている。
- この補助金は、国・県・市それぞれ3分の1ずつの負担で、全額、病院側に繰り出されてくるが、その範囲内での運営の仕方を検討していくことになる。
- ・ 保育士の人件費については、常雇いでは人件費はふえるが、常時預かるわけではなく、対応しなければならぬときに必要に応じた保育士を確保するということが、複数名の保育士を探しておくということになると考えている。

- ・ 病児病後児保育は、福祉課が平成20年度にアンケートをとったときに、保護者の4分の1以上の方が必要な施設だと言われていたことから具体的な計画が進み、ことしの12月には本

格稼働をしたいと考えている。感染症が流行する時期であるが、その時期までにいろいろとPR活動を行い、できるだけ利用していただければ、働きやすい環境づくりに協力できると考えている。

- ・ 病児病後児保育は、本市が今後進めていくべき地域包括ケアシステムの中の働く世代の支援の一部ということで考えており、病院の経営状況プラス附帯事業としての病児病後児保育というかたちが出てくるが、それは市全体での考え方ということで、病院独自の経営状況ということでは考えていない。
- ・ 病児病後児施設の建設については、病院の経営というより市全体の子育て世代の支援ということもあり、市の設置になるのか、その場合に過疎債等の活用ができないのかということなども、病院を中心に一般会計、また県との協議も進めているところである。
- ・ 病院経営において、病児保育、病後児保育は病院の本体事業ではなく、附帯事業ということで考えており、病院経営本体の収支改善と病児保育、病後児保育施設関係の収支は、それぞれ別個に考えてやっていくということになると考えている。
- ・ 保育士の確保については、施設基準の中で、子供3人に対し保育士1名を必要としており、雇用は、正式雇用か委託雇用ということになるが、365日あいてる施設ではなく、一時的な保育施設であることから、その期間内の契約を年間を通じて確保し、その方々に対して必要となる期間をお願いしていきたいと考えている。また、開設をこたしの冬場をめどにしており、需要に応じた保育士の確保が図られるよう、準備を進めたいと考えている。
- ・ 市立病院の現在の負債総額は、6億3,400万円である。
- ・ 市立病院への一般会計からの負担は、財政援助的な赤字の補てんを負担しているわけではなく、救急病院の告示病院であることに対しての交付税措置や、企業会計に対する繰り出しが地方財政計画に計上されて交付税措置されており、その交付税措置された一部を負担しているものである。
- ・ 患者のおむつについては、昨年10月から院内に設置した売店から直接買っていただいており、購入単価は、病院で販売していたときの単価と同じで、不利益は生じていない。また、平成26年度予算から、医業外収益におむつ代は含まれていない。
病院から購入して使用したおむつについては、業者が無料で処分をしてもらえることになっており、処分費が要らないということで、持ち込みをしないようお願いしている。
- ・ 医師宿舎は3棟で、それぞれA棟、B棟、C棟となっており、A棟は院長、B棟は常勤医師、C棟は非常勤で当直までされる医師が利用している。
- ・ 現在の院長は平成17年の7月に着任し、3カ月間副院長、平成17年10月から院長、平成21年4月から事業管理者で、着任以来9年の勤務になる。
- ・ 本市の再任用制度については、フルタイムと短期勤務の再任用があり、市が希望に応じた再任用を認める場合は、基本的に短期勤務での再任用としている。また、希望した再任用職員の給料月額額は20万6,080円で、職務給としては3級で4日勤務として位置づけている。
当局から依頼して再任用を行う場合は、その必要な職に応じて依頼しており、現在、市立病院の副管理者は常勤として依頼している。なお、給料月額額は、36万1,600円である。
- ・ 給与費明細書の級別職員数の医療職（1）は医師で、常勤医師が1人大学に帰り、その後の交代医師がなかったということで、1名減となった。
医療職（2）は技師、医療職（3）は看護師で、看護師は、今まで非正規職員が多く、正規職員が少ない状態が続いていたので、平成25年度にも採用し、平成26年4月から2人採用の予定であり、正規職員をふやしながら非正規職員を少しずつ減らしている。目標としては、正規、非正規合わせて30人ぐらひは必要であるが、現在は非正規職員まで含めて28人程度で、まだ足りていない状況である。

- ・ 常勤の医師が1人減ったことについては、大学側としては、なかなか常勤を派遣できないということで1人引き上げがあるが、それにかわって非常勤医師を月曜日1人、火曜日に2人、水曜日1人、木曜日1人を派遣してもらっており、4月以降は、さらに金曜日にも1人を派遣してもらおうよう調整中であり、常勤医の不足分を非常勤でカバーしているという状況である。

◎議案第13号平成26年度枕崎市水道事業会計予算

○当局説明

- ・ 業務の予定量は、新年度は給水戸数を10,768戸、年間総給水量を291万3,000トン、1日平均給水量を7,981トンと予定している。これを前年度予算と比較すると、給水戸数で58戸の減、年間総給水量で4万6,000トンの減、1日平均給水量では126トンの減となっている。
- ・ 建設改良事業は、工事請負費を9,068万7,000円計上し、主な事業として、老朽管更新事業5,086万8,000円、道野金山線サージタンク改良工事313万2,000円、街路36号線ほか7線配水管新設工事1,555万2,000円、牧園配水池配水流量計取替工事118万8,000円などを予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額について、新年度は、水道事業収益を4億7,411万5,000円、水道事業費用を4億4,818万1,000円とし、差し引き2,593万4,000円で、税抜き後で1,762万8,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億5,210万7,000円で310万円の増、営業外収益が2,200万8,000円で655万2,000円の増となり、合計では965万2,000円の増となる。また、水道事業費用では、営業費用が3億7,287万3,000円で182万5,000円の減、営業外費用が6,642万3,000円で821万9,000円の増、会計制度見直しに伴う特別損失が780万5,000円の増となり、合計では1,422万9,000円の増となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額について、平成26年度は、資本的収入を5,357万8,000円、資本的支出を2億1,960万3,000円とし、差し引き1億6,602万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金7,996万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7,904万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額701万8,000円で補てんしようとするものである。収入の負担金321万4,000円については、市からの消火栓設置負担金164万6,000円と金山道野線サージタンク改良工事補償負担金156万8,000円である。また、固定資産売却代金36万4,000円については、市道改良に伴う水道用地売却分である。
- ・ 料金収入は、税抜きで822万8,000円の減であるが、消費増税分の1,108万9,000円があるので、税込みでは結果的に286万1,000円の増で計上している。
- ・ 水道事業については、現時点では人口が減少し、その分、歳入も5年間平均で年間580万円程度ずつ毎年減少していくというような状況にある。
 そういう中で、歳入の確保を図る解決策としては、行財政改革や節約のほか、料金収入を上げる方策として、給水人口の増を図るため、上水道に加入していない集落水道等の取り込みも図っていければと考えている。
 施設の状況としては、平成27年度、平成28年度に約6億円近くの事業費で金山浄水場の急速ろ過機の改良更新があり、それを実施した段階で平成29年度あたりから赤字になるのではと考えているが、安全で良質な水を維持・継続し、不断なく供給するためには、必ずやらなければならないことであるので、それに向けて、わずかずつではあるが積み立てを行っている状況である。
- ・ 収益的収支計画表で平成25年度、平成26年度を境に営業費用が上がっていることについては、原水及び浄水費の委託料については、平成24年度まで水質検査が手数料にあったものを委託料に移したことによるもので、それ以外については、修繕料等は各年度により、ある程度

の上下はあるものの、決算時点では、これまでと同様の額におさまっていくと考えている。

- ・ 老朽管更新事業については、平成23年度から20年間で、総事業費12億円をかけて行う予定であるが、平成23年度、平成24年度には、それぞれ6,000万円程度で実施している。
- ・ 水道事業者への民間委託については、本市の中で水道工事業協会等を活用できないものか模索してきており、平成24年度には水道工事業協会のほうから法人化による貢献ができないだろうかという相談があり、それに期待しているが、実際にはまだ法人化がなされておらず、待ちの状況である。今後も、民間活用ということは念頭において検討していきたいと考えている。
- ・ 大阪市では水道事業そのものを民間委託するという方針が出されたが、こういった取り組みが全国的に広がる状況にあるのかということについては、基本的に水道事業は公的に行うこととなっているので、委託事業がどんどん広がっていくかということに対してはやや疑問がある。また、本市のように給水人口が少なく、経営規模が小さい事業体では、委託による経営は非常に難しい状況ではある。
- ・ 市からの消火栓設置負担金について、公共消防に関する消火栓等の新設・移設については、繰出基準において一般会計が繰り出しを行うようになってきていることから、移設・新設等がある場合はこれまでも一般会計のほう負担を行っている。
- ・ 3基の消火栓設置のうち、ヘリポート場内の消火栓設置工事については、当初予定では大きな防火水槽を設置するという考えであったが、近くまで大きな水道管がきていることから、大阪航空局としても、消火能力の面からも消火栓のほう望ましいということになり、水道課と協議の上設置することとなったものである。

○委員からの意見・要望

- ・ 老朽管布設替工事に伴う個人のつなぎかえ等の手続に関するトラブルが生じている事例があるので、今後、お知らせ版や広報誌でその手続等に関する周知を図っていくべきである。
- ・ 歳入の確保を図る解決策として、簡易水道等の取り込みも図っていければということだが、金額の問題などクリアできなければなかなか進展しないと思う。ほかにも水質や供給量等、諸条件はあろうと思うが、市水道の優位性というものをつくり上げていくことを中長期的視野に立って考えていく必要がある。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立石幸徳

枕崎市議会議員 今門求

枕崎市議会議員 畠野宏之

枕崎市議会議員 沢口光広